

東京神学大学

自己点検・評価報告書

(1) 本文

目 次

序 章	-----	1
本 章	-----	5
大学学部における主要点検評価項目	-----	5
1 大学学部等の理念目的及び学部等の使命目的教育目標	-----	5
2 教育研究組織	-----	8
3 学士課程の教育内容方法等	-----	11
(1) 教育課程等	-----	11
(2) 教育方法等	-----	28
(3) 国内外における教育研究交流	-----	32
4 学生の受け入れ	-----	34
5 教員組織	-----	44
6 研究活動と研究環境	-----	50
(1) 研究活動	-----	50
(2) 研究環境	-----	52
7 施設設備等	-----	55
8 図書館および図書電子媒体等	-----	59
9 社会貢献	-----	67
10 学生生活	-----	71
11 管理運営	-----	82
12 財務	-----	88
13 事務組織	-----	93
14 自己点検評価	-----	97
15 情報公開説明責任	-----	103
大学院における主要点検評価項目	-----	104
1 大学院研究科の理念目的教育目標	-----	1042
2 修士課程博士課程の教育内容方法等	-----	106
(1) 教育課程等	-----	106
(2) 教育方法等	-----	111
(3) 国内外における教育研究交流	-----	113
(4) 学位授与課程修了の認定	-----	114
3 学生の受け入れ	-----	116
4 教員組織	-----	120
5 研究活動と研究環境	-----	123

(1) 研究活動	123
(2) 研究環境	123
6 施設設備等	124
(1) 施設設備	124
(2) 情報インフラ	125
7 社会貢献	125
8 学生生活への配慮	126
9 管理運営	128
10 事務組織	130
11 自己点検評価	131
12 情報公開説明責任	134
終章	135

序 章

(1) 本学の理念と沿革

東京神学大学はキリスト教の信仰に基づいた有為な指導者を教育し、日本においてはまだ少数者であるキリスト者の働きを活発ならしめるよう指導訓練すると同時に、信仰のあるとないとを問わず新たな地球共同体時代 それはまさしくイエス・キリストの提示した神を愛し、己の如く隣人を愛する人格的存在が互いに謙遜を持って築き上げる共同体である の担い手となっていくような人々を涵養育成することを目的とする。

本学の沿革は遡ると、明治期における我が国の近代化を促進し特に教育・医療・福祉の面で貢献のあった横浜バンド 1873 年 (明治 6 年) の中心として知られるブラウン塾に淵源し、その後の明治学院神学部やそれから独立した植村正久の東京神学社を本流として、終始一貫、教会に仕える伝道者、新しい文化の担い手となる精神的指導者を生み出す高度な神学教育を志して来た。

東京神学大学の直接の前身にあたる日本基督教神学専門学校は 1943 年 (昭和 18 年) の日本基督教団の合同 (1941 年 : 昭和 16 年) を契機に、東京神学社の後身である日本神学校はじめ、それまでであった多くの神学校から伝統と賜物を受け継いで、教団立の神学校として日本東部・日本西部神学校、日本女子神学校を母体として発足した。

日本基督教神学専門学校は、その後、戦後の新制学校教育法により、1949 年 (昭和 24 年) の東京神学大学として再出発し、一学部〔神学部〕・一学科〔神学科〕・一研究科の単科大学 (学部 4 年、大学院 2 年) として、1955 年 (昭和 30 年) には組織神学並びに聖書神学両専攻の博士課程を備えた学部 4 年・大学院 5 年の大学として認可され今日に至っている。

(2) 本学における自己点検・評価の基本姿勢と実施の経緯

上述のように本学は一学部・一学科・一神学研究科からなる小規模の単科大学であり、その利点を生かして、教授会、職員会、理事会における日常活動において、これまでも緊密な連絡、点検、意見交換、評価を行ってきた。特に年三回開催の特別教授会においては、全学的な見直しと将来的展望が徹底して話し合われ、一定の成果を上げてきた。

1) 上記の基本姿勢に基づく本学の自己点検評価の実施の経過は、二期に分かれる。第一期は、1994 年 (平成 6 年) から 2002 年 (平成 14 年) までの大学基準協会によ

る「大学相互評価」の体制の時期である。冒頭の基本姿勢をさらに推進し、組織体制として確立するため、1994年(平成6年)7月特別教授会において、「自己点検・評価規程」ならびに「自己点検・評価実施要領」を審議し、1995年(平成7年)3月の特別教授会において「規程」ならびに「要領」の決定をみた。これに基づいて1995年(平成7年)7月の特別教授会において、自己点検評価委員会が選任され、作業が実施された。1996年度(平成8年度)中に最初の草案が取りまとめられ、数回の特別教授会での審議を経た後、1997年(平成9年)7月の特別教授会に報告書案が提出された(委員長:熊澤義宣、委員:芳賀力、大住雄一、真鍋事務長)。1997年8月末にその「報告書」を完成し、財団法人大学基準協会に「相互評価」を申し込み、1998(平成10)年4月1日に相互評価の認定を受けた。

この認定された「報告書」に対し、大学基準協会より「東京神学大学に対する助言・勧告」が送付され、本学はこれに全学的、組織的に対処すべく、また教育研究のさらなる改善のために努力を重ねることとなった。その間も「自己点検・評価報告書」の作成は継続的に実施され、1998年度(平成10年度)版作成(委員長:芳賀力、委員:大住雄一、福島事務長)、1999年度(平成11年度)版作成(委員長:山内眞、委員:大住雄一、朴憲郁、福島事務長)、2000年度(平成12年度)版作成(同前)が行われた。

改善努力の結果、2001年(平成13年)3月に「改善報告書」を提出することができた。それに対して、2002年(平成14年)3月20日付で「改善報告書検討結果」が送付され、「指摘された問題点について概ね改善しているものと認められる」と記されているように、本学の改善努力が評価された。また「再度報告を求める事項」の記載はなかった。ただし「今後学内で検討し、問題の解決を図るよう努力されたい」との指摘もあり、その件に関しては、その後も改善努力を鋭意怠ることなく遂行していくことが、教授会全員の自覚するところとなった。

2) 第二期は、2003年(平成15年)以後の大学基準協会の「大学評価・認証評価」の体制の時期である。2003年度(平成15年度)に入り、次期「相互評価」申請期日の確認を行ったところ、1996年度(平成8年度)から2001年度(平成13年度)までに加盟判定もしくは相互評価を受けた大学の次期申請年は10年後、つまり2006年度(平成18年度)であることが判明した。本学としては従来通り、委員会を選任し、恒常的な自己点検・評価の実施を行うことにしたが、その段階で「大学評価」項目が大幅に変更されることになった。従来の本学の報告書の書式をもって所定のものに替える選択肢もあったが、本学としてはこの際、新しい書式による作成を選択し、それに合わせた報告書の作成に着手することとなった。

2004年(平成16)年3月の特別教授会において、新しい書式による大学評価新項目の説明を行い、執筆の分担を決定し、参照データは基本的に2004年5月1日時点でのものを用いることにし、「2004年度報告書」の作成に入った。2004年9月取りまとめ

られた草案を、自己点検・評価委員会で精査した上で、全体の書式を整え、12月の特別教授会に提出し承認をえた。なお、2004年度委員会は、委員長、芳賀 力、委員、関川 泰寛、中野 実、蓬田事務長（途中交替）であった。

2005年度（平成17年度）から、委員会は、委員長、棚村重行、委員、大住雄一、神代真砂実、川崎敬次事務長に交替し、「2005年度（平成17年度）」版報告書を取りまとめた。

さて、2006年度（平成18年度）には、いよいよ2008年（平成20年）4月の相互評価および認証評価を受けることを目指し、2005年度（平成17年度）と同じ委員会の責任で本学の報告書の取りまとめがなされた。その上で、予定通り2007年4月上旬に大学基準協会へ「2006年度自己点検報告書」を提出した。その後は、大学基準協会の大学評価のスケジュールに従い、同年9月に本学に送付された「分科会報告書」と11月8日にそれに基づく実地視察、12月の「評価結果」の送付と本学の意見交換、最終的な「評価結果」の決定という過程を経て、2008年（平成20年）3月11日付けの「大学評価結果ならびに認証評価結果」を得るに至った。

その結果、大学基準協会の「大学評価基準に適合していると認定」されたが、「認定の期間は2013年3月31日までとする」とされた。その詳細は、この序章に続く、本学学部並びに大学院の「自己点検・評価」の項目内の記述に譲るが、本学では、この評価結果と内容を踏まえて、今後共本学の諸改革と改善に努め、自己点検・評価活動に努力すべき新しいスタートを切ったと自覚している。

（3）2008年度（平成20年度）「自己点検・評価報告書」編集方針

2008年度「自己点検・評価報告書」をまとめるに際して、自己点検・評価委員会と本学教授会は、大学基準協会による大学認証評価制度が掲げる基本的な目的を確認した。それらは次の通りである。大学基準協会の正会員である本学、東京神学大学が今回の一連の「大学認証評価」を受けるための自己点検・評価作業を通して、「正会員としての適確性を備えていること」、および「社会に対しその質を保証」すること、評価結果の提示とその後の改善報告書の提出とその検討というアフターフォロー作業を通して「大学全体の改革・改善を継続的に支援」することである。

具体的には、本学のようなキリスト教神学の教育・研究を目的とする一神学部・一神学科・一神学研究科からなる単科大学の「評価報告書」では、以下のような構成や執筆原則を採用することとした。

a. 本学は、学部・大学院修士課程まで6年間の一貫教育を理想とした、単科大学であるために、点検大項目によって学部と大学院における点検内容がほぼ共通するケースが多々存在する。例えば、特に研究活動と研究環境、施設・設備等、図書館および図書・電子媒体、社会貢献、学生生活、財務、事務組織などの大項目がそうである。

そこで、こうした箇所の点検・評価では、一般原則として学部での記事において大学院に共通の点検細目を並べて点検・評価を行う。その場合、大学院では学部に対応する点検大項目のタイトルでは、先ず達成目標を掲げ、次に大学院における点検細目タイトルを記し、その上で学部における参照箇所を指示する。例：学部ないし大学院 - 点検大項目（1 大学・学部等の理念・目的...） - 区分のための中項目（理念・目的等） - 点検細目タイトル（大学・学部等の理念・目的...の適切性）を参照のこと、というふうに記す。また、同一の大項目内における記述の重複をなるべく避けるためにも、上記のような参照箇所を具体的に明示するに留めることとする。

b. 次に、各点検・評価大項目の記述に際しては、大項目毎に先ず達成目標を掲げる。その上で、本学の活動と適合的な諸項目を取り上げ、丁寧に目的・使命に沿って活動の「現状の説明」を行い、次に「点検・評価」を行い、長所と短所、問題点の指摘を行なう。最後に、それらに基づいて「将来の改善・改革に向けての方策」を記す原則で執筆することとした。但し、実際の点検記事の叙述のさいには、こうした区分そのものは省略する。当然のことながら、点検の結果、良好な評価となり強いて改善方策を打ち出す必要がないと判断されるような細目については、将来の改善方策等の記述は省略する。最後に、各大項目の記事の最後には、その大項目の達成目標に関するまとめを掲載し、改善方策の進捗状況の評価を簡潔にまとめ、読者の便に供することとした。

最後に本年度の自己点検・評価委員会を構成するメンバー及び職員側実務担当者の氏名は以下のとおりである。

委員長： 棚村 重行
委員： 近藤 勝彦
 神代真砂実
 小友 聡
 中野 実
事務長： 黒澤 英樹
編集実務： 渡辺 均

本 章

大学・学部における主要点検・評価項目

1 大学・学部等の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

[学校法人東京神学大学(以下、本学と記す)は、「序章」で述べたように一学部・一学科・一研究科(神学部神学科および神学研究科)の単科大学であるので、以下においては大学・学部は、特に分けて記さない。]

(理念・目標等)

- ・ 大学・学部等の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

東京神学大学はキリスト教の信仰に基づいた有為な指導者を教育し、日本においてはまだ少数者であるキリスト者の働きを活発ならしめるよう指導訓練すると同時に、信仰のあるとないとを問わず新たな地球共同体時代 それはまさしくイエス・キリストの提示した神を愛し、己の如く隣人を愛する人格的存在が互いに謙遜を持って築き上げる共同体である の担い手となっていくような人々を涵養育成することを目的とする。

本学は、そのためにキリスト教についての専門的な知識を与えると共に、指導者として必要な人格の自己形成を促すべく周到な準備をもって臨んでいる。すなわち日本および日本以外のキリスト教諸活動に携わっている人々と連絡を密にし、そうした場における実践的な活動を教育面に組み入れ(フィールド・ワーク) また現場の指導者たちと交流を保ち、常に、教育面と研究面にフィードバックする機会を与えている。

東京神学大学の直接の前身にあたる日本基督教神学専門学校は 1943 年(昭和 18 年)に日本基督教団の合同(1941 年:昭和 16 年)を契機に、それまでであった多くの神学校から伝統と賜物を受け継いで、教団立の神学校として日本東部・日本西部神学校・日本女子神学校を母体として発足した。

その沿革は更に遡ると明治期における我が国の近代化を促進し特に教育・医療・福祉の面で貢献のあった横浜バンド(1873 年:明治 6 年)の中心として知られるブラウン塾に淵源し、その後の明治学院神学部やそれから独立した植村正久の東京神学社を本流として、終始一貫、教会に仕える伝道者、新しい文化の担い手となる精神的指導者を生み出す高度な神学教育を志して来た。

日本基督教神学専門学校は、その後、戦後の新制学校教育法により、1949 年(昭和 24 年)に東京神学大学として再出発し(一学部〔神学部〕、一学科〔神学科〕の単科大学、学部 4 年・大学院 2 年) 1955 年(昭和 30 年)には組織神学並びに聖書神学両部

門の博士課程を備えた学部4年・大学院5年の大学として認可され今日に至っている。

東京神学大学は、神学において、日本のプロテスタント・キリスト教を代表し、我が国においては最高の学問水準を保ち、国際的に見ても遜色のない研究機関として内外に広く知られており、日本並びにアジア諸国の教会の形成と伝道に資する学問の研究に努めている。隣接の国際基督教大学やルーテル学院大学とも深い友好関係にあり、更に内外の神学教育機関や諸教会との親しい交流の中で、広い国際的視野を持ちつつ、明確な福音理解・伝道への情熱・神学的見識を身につけたキリスト教指導者の育成を目的としている。

なお、本学の日本におけるキリスト教学校（プロテスタント）への貢献には著しいものがあり、この点においても高い評価を得ている。

・ 大学・学部等の理念・目的・教育目標の周知の方法とその有効性

現在、実施している方法としては、以下を挙げうる。

- a. 大学入試、大学案内、ホームページ、大学報（年5回）等のメディアの活用
- b. 学生募集・後援会活動と連動した学長、教授による全国各地での説明会
広報活動の一層の強化は、常に求められるところである。しかし、現在実施している活動・方法は有効に機能している。

（理念・目標等の検証）

- ・ 大学・学部等の理念・目的。教育目標を検証する仕組みの導入状況
- ・ 大学・学部等の理念・目的。教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

理念・目標等の検証は、本学寄附行為第2章第13条の定めるところに基づき、理事会、評議員会、監事、教授会がこれにあたっている。

- a. 常務理事会：原則として、毎月1回、理事会：年3回、そのうち1回（秋）は、評議員会と合同で一日協議会として本学の理念・目的、教育目標達成状況、将来の課題、改善策等について協議している。
- b. 教授会は、年約25回開催し、随時、理念・目標等の検証に努めている。加えて、年3回特別教授会を開催し、理念・目標等の検証の他、現状分析、改善策を講じている。
- c. 自己点検・自己評価報告書を毎年作成し、検証・改善に努めている。
- d. 現在（2008年度前期）FD委員会を設置しFDの規則化を図っている。
- e. その他、必要に応じて、大学関係、キリスト教関係の学識経験者に総論・各論双方に互る評価を聴き、それらを参考にしている。

(健全性、モラル等)

- ・ 大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況

- a. 本学においては、大学学則第2章第6条の定めるところに基づき、学生訓練の一環として特に礼拝(毎朝)、全学修養会(秋)、信仰的訓練、教会実習等を重視している。
- b. 学生の賞罰は学則第12章に基づいて実施している。
- c. 職員を対象とした表彰および懲戒規則等については、学校法人東京神学大学就業規則第6・7章を参照。
- d. 東京神学大学セクシャル・ハラスメント防止対策規程については、学則の組織の項目を参照のこと。
- e. 個人情報の取扱いについては、2005年(平成17年)4月1日に「東京神学大学個人情報の取扱い手引き」を定め、「学校法人東京神学大学個人情報保護規程」(2005年11月28日制定)を施行した。
- f. 就業規則の整備は完了した。

東京神学大学は、大学の健全性、誠実性、教職員及びモラルを確保するための体制を規則の整備を含め整えてきた。当面は、これをどのように活かしていくか、適正な運用が課題となる。

2 教育研究組織

達成目標：

- 1．専任教員の確保（ただし、この目標に対する対策については、学部
- 教員組織の項を参照）
- 2．第三者評価の導入

(教育研究組織)

- ・ 当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性

(1) 大学の教育組織 [2008年(平成20年)5月1日現在]

学校

東京神学大学 学長 山内 眞

種別

大学学部 4年

大学院 5年

学生定員

神学部神学科	入学定員	収容定員
	25名	100名
博士課程前期課程	入学定員	総定員
聖書神学専攻	15名	30名
組織神学専攻	15名	30名
計	30名	60名
博士課程後期課程	入学定員	総定員
聖書神学専攻	5名	15名
組織神学専攻	5名	15名
計	10名	30名

専任教員

教授	10名
准教授	2名
常勤講師	1名

その他の機関

東京神学大学総合研究所（日本伝道研究所、アジア伝道研究所）

(2) 学部と学科

神学部神学科は学則第 3 条に記載されている本学の理念を実現すべく努力を重ねている。神学は旧約聖書神学、新約聖書神学、組織神学、歴史神学、実践神学の五分野に大きく分かれるため、本学の理念と目的に沿う専門的な研究教育の維持のためには、一学部、一学科という現状の組織が最も適している。しかしまた、文化社会の複雑な相互浸透、情報交流の中で、神学の研究教育も広く学際的に展開される必要がある。以前の一般教育科目を学際基礎科目として編成しなおして以来、現在では以前にまして、非常勤講師として他大学の有能な人材の協力を得ている。従って、本学の組織は、その理念に沿った適切なものであると言える。

しかし課題としてあることは、高度な専門性を維持しながら統合的視点を持った適切な教育組織を常に整備することである。そのためには、先見性を持った専任教員の人材育成が必要である。2007 年度（平成 19 年度）に続き、2008 年度（平成 20 年度）にも 1 名が増員したが、なお継続した努力を要する。

(3) 大学院研究科

大学院研究科は、より高度で専門的な能力を養うため、専攻領域が聖書神学と組織神学との二つに分けられている。しかし、大学院学則第 2 条にあるように、「広い視野」に立つことが期待されているので、専攻以外の諸分野を並行して学ぶ機会が確保されている。従って、現状の組織は本学の理念に照らして適切である。

なお、博士課程後期課程については、大学院 - 2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等中の（1）教育課程等の項を参照。

(4) 総合研究所

総合研究所は「アジア伝道研究所」「日本伝道研究所」の 2 つがある。運営は、研究所規則に則り、所長のもと研究所委員会によって行われている。研究所規則第 3 条の事業規定に従い、研究調査、研修、研究会、講演会が行われてきた。「アジア伝道研究所」では毎年、海外研修を試みている。「日本伝道研究所」は、日本各地でのキリスト教の受容調査、日本の宗教における祖先崇拜の連続研究を行ってきた。その他、日本教会史、説教等の資料の収集と整理を実施している。研究所のこれらの働きは本学の理念・目的に合致したもので、引き続きの発展が望まれる。

研究所『紀要』は、2007 年（平成 19 年）3 月 25 日に第 10 号を、2008 年（平成 20 年）3 月 25 日に第 11 号を発行した。

本学の教育研究組織の現行の体制は、理念・目的に沿うものであると言ってよい。従って、この体制の中での充実が課題であり、特に専任教員の確保が最も重要な課題となってくるが、この問題と、それに対する方策については学部 - 5 教員組織の項を

参照。

(教育研究組織の検証)

- ・当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

現在は、大学基準協会に「自己点検・評価報告書」を提出して相互評価を受けている。提出しない年にも、毎年「自己点検・評価報告書」を作成し、自己評価を実施している。

大学基準協会の相互認定は、1998年(平成10年)に実施された。2001年(平成13年)3月に「改善報告書」を提出し、2002年(平成14年)3月20日付で「改善報告書検討結果」が送付され、本学の改善努力が評価された。

第三者評価の導入を検討してきたが、2007年度(平成19年度)4月に、大学基準協会による大学評価を申請し、結果的には2008年度(平成20年度)3月に同協会より「大学評価および大学認証評価」を得た。

2008年度(平成20年度)にFD委員会を設置し、目下(2008年度)「東京神学大学FD委員会規程」をまとめる予定である。

大項目の達成目標に関するまとめ：

1. 専任教員の確保

この目標に対する改善対策については、学部 - 5 教員組織の項を参照。

2. 第三者評価の導入

検討されてきた第三者評価の導入については、2007年度(平成19年度)に、大学基準協会による大学評価を申請し、2008年度(平成20年度)3月には「認証評価」を得た。

3 学士課程の教育内容・方法等

達成目標：

- 1．学士課程教育のための導入教育の充実およびカリキュラム改訂の検討
- 2．教職課程履修者に対する指導の徹底
- 3．生涯学習の機会の地方都市への拡大
- 4．正課外教育における学生の主体的参加の奨励
- 5．国際交流の促進

(1) 教育課程等

(学部・学科等の教育課程)

- ・神学部・神学科の教育課程と神学部・神学科の理念・目的並びに学校教育法 52 条、大学設置基準第 19 条との関連
- ・神学部・神学科の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性
- ・教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

「東京神学大学学則」第 1 章総則第 3 条に以下のように、神学部・神学科の教育課程が目指す理念・目的について明記されている。

第 3 条 本学は、学校教育法第 52 条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者〔牧師・伝道者〕を養成することを目的とする。

第 3 条の 2 本大学はその教育水準の向上を図り本大学の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価等」という。）を行うものとする。

2 自己評価等に関する規則は別に定める。

このように本学の教育課程は、学校教育法第 52 条に基づき、大学設置基準第 19 条に沿った仕方で編成されている。「キリスト教神学」の研究および「福音の宣教に従事する教役者〔牧師・伝道者〕」の養成という本大学の目的に沿って、原則的には神学部神学科 4 年、大学院神学研究科博士課程前期（修士）課程 2 年、計 6 年の修業年限を積む高度の神学教育、また十分な信仰・実践的訓練を学生に提供することができる。

2008 年度（平成 20 年度）に実際に開講されている授業科目（学部）は以下の通りである。

学際基礎科目

人文科学系	哲学思想史
	キリスト教と世界史

	キリスト教と芸術（美術史）
社会科学系	法と人権（法学概論） 法と人権（日本国憲法） 宗教と社会 1（デモクラシーと政治）
自然科学系	生命の理解とバイオエシックス
情報科学系	情報基礎
神学基礎科目	キリスト教通論 聖書通論（旧約通論） 聖書通論（旧約時代史） 聖書通論（新約通論・歴史）
外国語科目	英語 A 英語 B ドイツ語 A ドイツ語 B（コミュニケーション） 英語 英語実践 ドイツ語
体育科目	体育 ・
専門教育科目（必修）	
聖書神学関係	旧約聖書神学 旧約聖書神学 旧約聖書神学 旧約聖書釈義 新約聖書神学 新約聖書神学 新約聖書神学 新約聖書釈義 ギリシャ語 ・
組織神学関係	組織神学 組織神学 組織神学
歴史神学関係	教会史 教会史 教会史

	教会史
	教会史
	宗教史
	宗教史
実践神学関係	実践神学概論
	キリスト教教育概論
学部演習	旧約学部演習
	新約学部演習
	組織学部演習
	歴史学部演習
神学書講読	英語神学書講読・聖書 ・
	独語神学書講読・聖書 ・
	英語神学書講読・組織 ・
	独語神学書講読・組織 ・
専門教育科目（選択）	
聖書神学関係	旧約聖書神学
	ヒブル語
	ヒブル語
	シリア語 a b
	新約聖書神学
	新約時代史
	新約原典講読 ・
歴史神学関係	教理史 I
	教理史 II
実践神学関係	教会実習 ・
	教会教育入門
	牧会心理学
	臨床牧会教育
専攻間共同	アジア伝道論演習 ・
古典語	ラテン語

1 - 2 年次履修の学際基礎科目は 28 単位、神学基礎科目 14 単位、外国語科目 14 単位、保健体育科目 4 単位、以上 60 単位の取得を課す。3 - 4 年次では、神学専門教育科目 80 単位を課し、徹底した教育指導を行なう。従って、卒業要件総単位数は 140 単位である。

本大学が、これまで原則として学部 4 年、修士課程 2 年、計 6 年の修業年限で教育

してきた教育課程と年限は、益々高度に発展、複雑化、そしてグローバル化していく現代社会において、その中に立てられたキリスト教会で働く伝道者を目指す学生に対して、今日においても決して長すぎるものではなく、必要な修業期間であると認識している。

「福音の宣教に従事する教役者を養成する」ために組まれた学士課程のプログラムはキリスト教神学の基礎的分野を網羅しており、十分かつ有効に機能している。神学の専門領域は多様化し複雑化しているが、応用よりもまず基礎を徹底的に重視する学士課程において、伝道者となるために必要な神学的素養は学習者に十分身につけていると評価している。

本大学の教育理念は倫理性を培うことを最重要な課題としている。キリスト教の伝道者には高邁な人格と高い倫理性が要求され、それなくして、日本において福音宣教は成り立たないからである。本大学の教員は基本的にキリスト教の伝道者であり、小規模の大学であることから日常的に教師と学生とのふれあいの機会は多くあり、そのような関係をとおして倫理的な感化を与えることができる。

- ・「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目と神学部・神学科の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性
- ・一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性
- ・外国語科目の編成における神学部・神学科の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性
- ・教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性
- ・基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実施状況

本大学の場合、1年次からすでに専門教育科目へと入っていく準備として、神学基礎科目を必修として履修させている。これによって、一般教養的な科目、外国語科目を多く履修しなければならない1年次においてすでに専門教育への準備を始めていることになる。2年次からはさらに積極的に神学の専門教育科目を履修し始めることができる。そして4年次の終わりまでに最低 80 単位の神学専門教育科目をとることになる。しかも多くの専門科目は必修となっている（80 単位中、必修科目 68 単位、選択科目 12 単位）。このようなカリキュラム編成は、学生たちが将来キリスト教の「福音の宣教に従事する教役者」となることを願う本大学の理念・目的に基づくものである。

2008 年度（平成 20 年度）現在、学則に基づいて開設している神学基礎科目は以下の通りである。

神学基礎科目

キリスト教通論
 聖書通論 1 旧約通論
 聖書通論 2 旧約時代史
 聖書通論 3 新約通論・歴史
 神学通論

将来、一人の社会人として、またキリスト教の伝道者として学生に活躍してほしいという本大学の理念・目的に基づき、学生に広い視野と深い知識を身につけてもらう目的において、幅広い学際基礎科目のクラスを提供している。すべてのクラスを毎年開講することはできないが、隔年開講を行い、多分野の学際基礎科目の習得を可能にしている。人文科学系、社会科学系、自然科学系、さらに情報科学系という四つの分野においてクラスを開設している。2008年度（平成20年度）現在、学則に基づいて開設している学際基礎科目は以下の通りである。

学際基礎科目

人文科学系	哲学思想史 キリスト教と世界史 キリスト教と文学（世界文学） キリスト教と文学（日本文学） キリスト教と芸術（美術史） キリスト教と芸術（音楽史） 心理学
社会科学系	社会史 法と人権（法学概論） 法と人権（日本国憲法） 宗教と社会1（デモクラシーと政治） 宗教と社会2（ウェーバーとトレルチ）
自然科学系	現代の自然観 生命の理解とバイオエシックス 精神医学とキリスト教 保健衛生
情報科学系	情報基礎

その他、保健体育科目（体育 I、体育 II）も一般教養科目の一部として開設されている。

さらに「キリスト教神学の研究」という本大学の教育目標の実現のため、また国際人としての役割を担っていく人々の育成という目的のため、外国語科目にも力を入れている。特に神学研究には欠かせない英語とドイツ語を中心にクラスを開設している。2008年度（平成20年度）現在、学則に基づいて開設している外国語科目は以下の通りである。

外国語科目	英語 A
	英語 B
	ドイツ語 A
	ドイツ語 B（コミュニケーション）
	英語
	英語実践
	ドイツ語

2008年度（平成20年度）現在、学則に基づいて開設している専門教育科目について記すと以下のようなになる。

専門教育科目（必修）

聖書神学関係	旧約聖書神学
	旧約聖書神学
	旧約聖書神学
	旧約聖書釈義
	新約聖書神学
	新約聖書神学
	新約聖書神学
	新約聖書釈義
	ギリシャ語
	・
組織神学関係	組織神学
	組織神学
	組織神学
歴史神学関係	教会史
	教会史
	教会史
	教会史
	教会史

	宗教史
	宗教史
実践神学関係	実践神学概論
	キリスト教教育概論
学部演習	旧約学部演習
	新約学部演習
	組織学部演習
	歴史学部演習
神学書講読	英語神学書講読・聖書 ・
	独語神学書講読・聖書 ・
	英語神学書講読・組織 ・
	独語神学書講読・組織 ・
専門教育科目（選択）	
聖書神学関係	旧約聖書神学
	ヒブル語
	ヒブル語
	シリア語 a b
	アラム語 a b
	新約聖書神学
	新約時代史
	新約原典講読 ・
歴史神学関係	アメリカ教会史
	教理史 I
	教理史 II
実践神学関係	教会実習 ・
	教会教育入門
	牧会心理学
	臨床牧会教育
専攻間共同	アジア伝道論演習
古典語	ラテン語

以上述べてきた教育課程の開設授業科目のうちから、卒業するためには全体として140単位を満たさなければならない。詳細は次の表を参照せよ。

卒業要件総単位	学際基礎科目	人文科学系	10 単位	28 単位	60 単位	140 単位	
		自然科学系	8 単位				
		社会科学系	8 単位				
		情報科学系	2 単位				
	神学基礎科目	A	10 単位				10 単位
	神学基礎科目	B	4 単位				4 単位
外国語科目	必修	10 単位	14 単位				
	選択	4 単位					
保健体育科目		4 単位	4 単位	60 単位			
専門教育科目 1 (必修)			68 単位	80 単位			
専門教育科目 2 (選択)			12 単位				

上記の表を説明すると、卒業要件総単位は、140 単位であり、一般教養科目、外国語科目、専門教育科目の量的配分は次の通りである。一般教養科目（学際基礎科目、神学基礎科目、保健体育科目）は 46 単位（約 32.86%）、外国語科目は、14 単位（10%）そして専門教育科目は 80 単位（約 57.14%）である。一般教養科目、外国語科目に関して言うと、1 年次、2 年次の学生が少数であるため、科目を同時に開講できないが、専門科目を深く学んでいく準備として必要な一般教養科目や外国語科目が適切に選択、提供されている。一般教養科目、外国語科目、専門教育科目のバランスも妥当であると思われる。基礎教育と教養教育の実施、運営のために、学際基礎科目委員会が設置されている。専門教育科目に関しては、カリキュラム委員会、そして教授会全体で議論、運営をしている。

専門科目はかなり充実しているといえる。学際基礎科目に関しては、本学の専任教員に加え、他大学の教員の協力をいただきながら、内容的には充実したクラスを開講することができている。外国語科目の編成においては、英語実践とドイツ語 B（コミュニケーション）を開講したことにより、外国語コミュニケーション能力を高める目標がある程度達成された。英語実践はアメリカ人教師が担当してきた。開設科目の内容、また専門教育科目、一般教養科目、外国語科目の量的配分などについて、今のところ大きな変更の必要性は感じていない。しかし、さらに良い授業科目を学生たちに提供するため、学際基礎科目委員会、カリキュラム委員会、教授会、教務課が協力しながら、知恵を出しあい、運営していく努力を今後も続けていく必要があると思われる。

(カリキュラムにおける高・大の接続)

- ・ 学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

単科大学(神学部神学科)である本大学は、入学定員 25 名という小規模大学であるだけでなく、1 年次入学学生数よりも 3 年次編入学生数の方が多いという、他大学と極めて異なった特徴を有する。従って、高校から大学への教育上の問題点はこれまでそれほど深刻なものとしては浮かび上がって来なかった。

本大学では、基礎的学力や知識が不足している者に対しては、入学前までに準備学習を勧めている。入学後は、少人数クラスであるゆえに、仲間同士の緊密な協力関係などによって理解不足を十分に補える態勢が整っている。また、当然のことながら、カリキュラム上の配慮もされている。学際基礎科目のほとんどは 1 年次に取得すべき科目として指定され、各分野の基礎的な学習に集中している。キリスト教通論、聖書通論、神学通論も初学者対象の科目であり、平易な内容の神学入門として設定されている。

従来のカリキュラムに従う限り、適切な配慮が行われてきたと言える。しかし、近年、とりわけ語学力や文献の読解力の不足する学生が目立つようになった。これは、推薦入試や社会人入試によって、小論文と面接のみによる判定で合格が決まることとも無縁ではない。英語の読解力は本学の専門教育に不可欠であるので、2001 年度(平成 13 年度)よりカリキュラム外に英語補習クラスを設け、英語力の不足が認められる入学者・編入学者に高卒程度の基礎的英語力を義務付けた。これには効果が見られ、高校から大学教育への円滑な移行を助けている。中期的・短期的には、日本語の読解力の向上を図る補習クラスの導入を検討する必要があるかもしれない。

長期的には上記のような学力不足の学生に対する配慮を盛り込んだ新たな、特に留学生への配慮としてカリキュラムの導入を検討する必要がある。既に、その前提となる現行カリキュラムについての問題点の整理・検討は特別教授会の議題に何回か上っている。

(カリキュラムと国家試験)

- ・ 教職課程

本学の教職課程は、2000 年文部科学省(当時文部省)より再認可され、今日に至っている。本学の教職課程は、中学校教諭 1 種免許状(宗教)、高等学校教諭 1 種免許状(宗教)および高等学校教諭専修免許状(宗教)取得を目指す学生に、充実したカリキュ

ラムを提供する。

教職課程基本方針

本学は、プロテスタント・キリスト教会の牧師・伝道者を養成する神学教育を行なっているが、民主主義社会における真の人格形成のための教育に携わっているキリスト教教育機関(幼稚園、中・高・大学)で働く教師を養成する必要性と使命を担っている。現在、幼稚園の園長、宗教主任、聖書科専任や非常勤講師、学長、院長、理事長等、様々な身分で日本全国のキリスト教学校と関わっている本学の卒業生がほぼ100名いる。従って、可能な限り、本学在学中の学生には教職課程を履修するように勧めている。2008年度現在、教職課程履修者数は学部で19名、大学院前期課程で18名(概数)である。

免許状取得状況

2007年度末の教育職員免許状取得人数は、2008年3月31日付で下記のとおりであった。

- ・ 中1種 15名
- ・ 高1種 5名
- ・ 高校専修 17名 (いずれも教科は「宗教」)

卒業後の進路

本学部卒業生のほとんどが大学院前期課程に進学し、大学院前期課程修了後は、まず伝道師として教会に赴任する。しかし卒業後数年を経た後に、近隣のキリスト教主義学校へ教務教師(常勤・非常勤含む)として就任する者もいる。これは、本学卒業生の進路における著しい特徴である。牧師職と兼任であることも多く、全国のプロテスタント系キリスト教中・高等学校における「宗教科」としての「聖書科」担当教師の内、本学卒業生の数は相当な割合を占めるとされる。ただ、卒業後数年から数十年後に教師職に就くものが多く、正確な実数の把握は困難である。

優れた教師陣によって教職及び教科に関する専門科目の授業がなされていること、また各クラスが少人数編成であるゆえに、きめ細かい指導が可能であることは、本学教職課程の誇りうる長所である。学生に対する履修指導については、「教職課程の手引き」をより充実させ、学生が常に自分で履修の状況と計画を点検できるよう促し、指導していく計画である。

特記すべき点は、将来教職につく卒業生としての資質を高めるために、本学は特に体験的学習としての教育実習や介護等体験を充実させることに取り組んできた事である。介護等体験については、社会福祉の優れた講師(例として市川宏ルーテル学院大学長)

による『介護等体験のための特別講義』を設けて、予備知識を提供し、受講前には、本学の教職課程委員会の教師による介護等体験のオリエンテーションも行なっている。また、教育実習を通して協力校との関係が深まり、さらに毎年本学で開かれている『学校伝道協議会』によって、全国のキリスト教教育機関との関係がより親密になり、本学の教職課程は、在学学生、教授会メンバーや外部の関係者によって一層注目されるようになった。

今後の課題

近年、学生の多様化に伴い、教職に対する動機や熱意が疑われるような態度の学生も散見され、学生の意識を高めていく必要がある。さしあたって介護等体験や教育実習などの諸局面において、教職課程の履修継続に対する意志確認を行なっていく予定である。

先に述べた通り、現在、中学校教諭に関しては1種免許状（宗教）のみ課程認定を受けているが、高等学校と同様、その専修免許状（宗教）も認可を受けることが望ましいゆえに、そのために必要なカリキュラム等を一年ほどかけて整備し、必要な書類一式を揃えて2008年7月に文科省・教職員課に提出した。

もう一つは、2009年度より10年一度の教員免許更新講習が義務づけられるが、単科大学である本学にとって、30時間の更新講習の実施は少数の受講者が予想されるなど、諸事情で困難である。従って、教職・教育一般に関しては他大学での受講を想定した合算方式を考え、教科（宗教）に関する部分を1～2パッケージ（6～12時間）提供できるようその体制を整え、次年度には文科省に講習認定の申請をして、その翌年頃から実施できるよう努めたい。

（履修科目の区分）

- ・カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

学部での必修・選択科目について、以下の諸点に留意しつつ教育課程を編成している。

- （ア） 学部1 - 2年では、神学専門教育科目の履修に入る前に、幅広い人文、社会、自然科学、情報科学の教養を身につけることを目指し、神学基礎科目の履修のほかに、学際基礎科目、保健体育科目、外国語科目の履修を積極的に勧め、合計60単位以上の履修を課している。学際基礎科目28単位は選択必修であり、神学基礎科目14単位と保健体育科目2単位は必修である。外国語科目のうち、英語 とドイツ語 の10単位は必修、英語 ・英語実践 ・ドイツ語 のうち4単位が選択必修である。
- （イ） 学部3 - 4年では、なるべく早い段階に自分の専攻を選択させ、神学専

門教育科目の履修を精力的に行うように指導している(全体で80単位以上)、専門教育科目のうち、聖書神学関係科目 26 単位、組織神学関係科目 12 単位、歴史神学関係科目 14 単位、実践神学関係科目 8 単位、以上 60 単位はすべて必修である。また神学書講読 5 科目のうち 4 単位、学部演習 4 科目のうち 4 単位はそれぞれ必修である。その他、卒業に必要な最低単位が 12 単位あり、選択科目の中から選ばれる。

- (ウ) 以上のような教育課程の編成の中で、特に学部 4 年次には各学生に大学院進学後の自分の専攻部門を主体的に決定させ、学部卒業論文の作成のために、二つの専攻内の 4 つの演習(聖書神学専攻:旧約聖書、新約聖書、組織神学専攻:組織神学、歴史神学)のいずれか一つを自分の専攻する「学部演習」として必修選択させている。また、このような学部段階での専攻の決定にともない、関連外国語の履修や関連専門科目の履修も履修要項で定めて、指導している。

履修科目における必修・選択の量的配分は適切であると評価する。本大学はキリスト教教職者の養成という目的を有する大学であって、神学専門諸分野を網羅した現在のカリキュラムにおいて必修科目の比重が大きいのは当然のことと判断している。

第 3 - 4 年次における神学専門教育科目の履修において、大学院進学に先立つ学生の専攻決定とそれにともなう学部演習、関連専門教育科目の履修は、学生の学習主体性の未熟化に伴って、専攻をしぼりきれないという問題が散見される。これについてはすでに改善策が講じられており、2 科目以上の学部演習の並行登録を認めている。その場合、学部卒業論文を提出した演習が学生の専攻部門演習と認定され、必修 4 単位に換算される。専攻外の学部演習は、これを選択科目として 4 単位を与えている。

(授業形態と単位の関係)

- ・各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

各授業科目と単位計算方法の関係について述べる。講義形式のクラス、ゼミ形式のクラス、専門書講読のクラス、臨床(実践)のクラスなど授業内容は多様である。しかし、原則的には一科目週一回の場合、一学期(前期あるいは後期)で 2 単位が与えられる。週二回なら 4 単位、また通年で履修すれば 4 単位を与える。例外は外国語科目で、週に一回の場合一学期で 1 単位(週二回なら 2 単位)を与えている。

授業形態と単位の関係について従来のシステムは有効に機能している。2000年度（平成12年度）より学際基礎科目に情報科学系を設け、「情報基礎」を必修とした。これによって、情報処理の理論と実践を一年次入学生が身につけられるようになった。

（単位互換と単位認定について）

- ・国内外の大学等と単位互換を行なっている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性
- ・大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性
- ・卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

a．本大学では隣接する学校法人「ルーテル学院大学」と、毎年単位互換科目を確認して、この制度を活用している。2008年度（平成20年度）は、「ラテン語Ⅰ」「ラテン語Ⅱ」が単位互換科目として開講されている。

b．ここでは、単位認定上の原則のみを述べる。（ア）本学3年次に入学を許可された者は、学際基礎科目、神学基礎科目A、外国語科目、保健体育科目の総計56単位を原則として認定し、またキリスト教学、宗教学などの単位は認定することもある。（イ）二年次に入学を許可された者は、学際基礎科目、神学基礎科目A、外国語科目、保健体育科目の総計56単位のうち30単位を原則として認定する。しかし、学際基礎科目について総計56単位に達するまで、また外国語科目は14単位まで、保健体育科目については4単位に達するまで本学で履修しなければならない。（ウ）高等専門学校、または4年制大学、短期大学、高等専門学校の中途退学者の単位認定も、（イ）で述べた方法に準じて扱う。しかし、この場合、既修得単位数等を考慮し、入学、編入学年次を決定するものとする。

a．単位互換については、これまで相互の大学における開講科目のうち、特徴あるものを相互補完的に学生が履修できる便宜がある（ラテン語、旧約聖書神学など）。しかし、近年大学間に多少の教育理念、目標、そしてカリキュラム、時間割編成上の相違点が現われたので、双方の大学とも単位互換制度を今後どう維持し、発展させて行くのが課題となっている。しかし毎年4月はじめ、単位互換制度について双方の大学の教務課責任者が会い、相談する機会が設けられている。その中で今後の課題については担われていくことになる。

b．単位認定について、（ア）のケースはほとんど問題ない。（イ）・（ウ）のケースでは、入学志願者の学歴上の多様化、及び国内の4年制大学、短期大学、高等専門学校間の履修内容の相違、さらには外国留学生の志願、外国の教育機関の卒業生

の志願の問題から、単位認定上の問題が生じている。そして、現行の単位認定の内規では十分対処しきれないケースも見られるようになってきた。このような現状の中で、さらに各学生の既修得単位の変化に応じて認定原理の内容の継続的検討を要する。しかし本学は小規模大学であることから、これに関しては教務課主任を中心にきめ細かい対応を行なっていくことができると思われる。

(開講授業科目における専・兼比率等)

- ・ 全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
- ・ 兼任教員等の教育課程への関与の状況

専任教員が担当する科目数及び専兼比率の詳細は添付されている大学基礎データを参照のこと。教養教育の場合は 48.6%、専門教育の場合は 80.3%である。本大学は神学部神学科の単科大学であり、学際基礎科目については学外から著名な研究者を招き、それぞれの分野の基礎的一般講義を担当してもらっている。

学際基礎科目については、従来の理念で学外から教師を招くことが適切と判断する。一流の研究者を招聘するゆえに、比較的高齢の教師となる場合が多いが、2002年度(平成14年度)より非常勤講師の75歳定年を定めた。専任教員が中心的に責任を担い神学専門教育に携わる本学の教育のあり方は十分に評価しうるものとする。

(社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮) [学部・大学院共通]

- ・ 社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

a. 本大学は、教会の教職者〔牧師〕、キリスト教学校の教師〔キリスト教関係科目担当〕のための教育機関であるため、従来高卒直後の一般入学だけでなく、社会人の編入学志願者も少なくなく、これまでも社会人を多数受け入れてきた実績がある。定員枠を定めて、社会人入学および編入学を認めている。

b. 本大学は、伝統的にアジア諸国の教会派遣の留学生を受け入れてきている。本大学の場合、彼らの受け入れは二つの形態を取っている。第一は通常の一般入学試験及び編入学試験を受け、それぞれの入学を許可される場合である。その場合、合否判定の際に外国人留学生である事、特に日本語表現上の語学的ハンディがあることを考慮して入学を許可している。第二は、「特別研究生制度」を設置し、本大学の大学院レベルでの短期の留学生受け入れに門戸を開いている。なお、外国人留学生の一般入試、編入学試験あるいは特別研究生制度への出願の条件として、国際協力基金及び国際教育協会主催による日本語能力試験の以下の級を合格していることを要求している。即

ち、通常の入学および編入学の場合、1級試験合格、特別研究生の場合、2級試験を合格していることである。また、国際教育協会が新たに実施している日本留学試験における国語の成績をも、合否判定の資料として用いることを計画中である。

- a. 社会人入学制度については、内規上の整備の検討が続けられている。
- b. 留学生受け入れについては、これまで日本語の能力の比較的高い留学生を一般入試、編入学試験において受け入れてきた。この方策は、これまでは、かなりの留学生が入学後も日本人学生とほぼ同等に学習を達成しうる一つの好条件となってきた。さらに、入学後の留学生の実質的な神学の学習を可能にするために、第一に、本学の「アジア伝道研究所」にアジア語（韓国語・中国語）のキリスト教神学関係の書籍、雑誌、新聞をそろえ、これらを自由に利用できるよう工夫しており、第二に、日本語での読書、レポート・小論文作成上の援助を要する留学生のために、日本人学生の中から個別的に奉仕者を募るなどの配慮に努めている。

（生涯学習への対応）

- ・ 生涯学習への対応とそのための措置の適切性

a. 本大学を卒業し、専門職についている者のプログラムとしては「継続教育」と「教職セミナー」がある。「継続教育」とは、専門職のための本学大学院の特定の講義または演習を毎年希望者に開放して行なうもので、あらかじめ該当する講義・演習を「東京神学大学学報」「大学ホームページ」に公表し、参加者を募っている。一つの講義・演習に平均して1~2名の参加者がある。なお、2008年度（平成20年度）の「継続教育」のプログラムは二専攻五分野の諸科目の中から以下のごとく開催される。

聖書神学

- 1 旧約聖書神学
 - シリア語
 - 旧約聖書原典講読
 - 旧約聖書原典釈義
 - 旧約聖書神学特講
- 2 新約聖書神学
 - 新約聖書原典釈義
 - 新約聖書学特講

組織神学

1 組織神学

組織神学演習

組織神学特講

2 歴史神学

教理史特講

教会史特講

3 実践神学

日本伝道論演習

キリスト教教育特講

「教職セミナー」は毎年一回、二泊三日の日程で行なわれる。参加者の利便性を考え、東京代々木オリンピック記念青少年センターを会場に開催している。学内教授会メンバー全員が主題講演、シンポジウムを分担し、学外から医学や芸術を専門とする講師を招き特別講演も持たれ、参加者の討論が行なわれる。2007年度（平成19年度）の主題は「聖餐」、特別講演は柏木哲夫氏（金城大学学長）による「ホスピスとキリスト教」、参加者は139名であった。「専門」に従事している者に対してこのような生涯教育の機会を提供することは、本大学の理念と目的からして極めて適切であり、必要なことである。毎年の聴講者、参加者の数が必要を示している。

b. 一般社会人のための生涯学習の機会として、「公開夜間神学講座」を開設している。これは本学の前身の一つである日本神学校時代から設けられており、第二次世界大戦直後に開講されてからも、既に62年に及ぶ歴史を有している。2008年（平成20年）には第62期生を迎えている。約1051名の者が受講修了者となっており、現在の受講者は29名（正規登録生）。クラスによっては、これにさらに多くの聴講者が加わることになる。毎週、月曜日と金曜日の夜、18:00～20:00に銀座四丁目の交通の利便な会場を教室として行なわれている。これは、一般社会人のためのものではあるが、その受講者の中から、さらに専門職を志して進学した者も少なくない。二年間のプログラムではあるが、終了後も聴講を認めている。

a. 専門職の生涯学習において、今後の検討課題としては、首都圏に在住する者以外に学習の機会をいかにして拡大していくかという問題がある。今年度秋（11月16,17日）、従来本学で行っていた「日本伝道協議会」を名古屋で行うことにした。来年は大阪、その次（2010年、平成22年度）は仙台を予定している。その成果を測りながら、首都圏以外の学習の機会の拡大を図りたい。他にも内地留学の制度を設けているが、この制度を利用する者は極めて少ない。

b. 一般社会人のために公開夜間神学講座を設けたことは適切であった。開講さ

れる日時・場所・様式・経費も、基本的には適切であったと言える。春と夏には研修会も行なわれ、とりわけ夏の一泊二日の研修会は特別な、また、集中しての学習の機会となっている。修了生間の連絡組織が設けられていることも好ましい。特記すべきことは、2003年度(平成15年度)より講座のプログラムを大幅に組替えたことである。更に2004年度(平成16年度)からは新しい試みとして新設の「公開講座」をスタートさせた。受講者の多様な関心に応えられるように、総合講義というプログラムにおいて、一回限りの主題講義を多数設けた。また、ヘブル語基本文法の解説など、学習意欲の旺盛な受講生のために授業を組んだ。また、2006年度(平成18年度)からは、これまで首都圏で開講してきた公開夜間神学講座を一日限りの公開講座の形で、大阪、兵庫、京都、和歌山地区の受講希望者のために大阪市西区において開始した。

受講希望者が地方都市にも存在している事実を踏まえ、上述のように2006年度(平成18年度)から大阪市において公開講座が開かれるようになった。これが定着するようであれば、さらに希望を聞きながら、他の地域での実施の可能性(時期、規模、形態など)を検討することになる。

(正課外教育)

・正課外教育の充実度

本学では、より広い教養を備えた専門教育を目指して、カリキュラム外に、火曜日午前10時半より正午まで、一般時間を設定し、神学関係以外にも、社会、経済、政治、芸術等の分野に関わるフォーラムや講演会を実施している。2007年度(平成19年度)は、「キリスト教と諸学」と題して、以下のフォーラム、講演会を実施した。

- 4月24日 テキサス大学サウスウェスタン医学校教授 二階堂久
「心臓外科医の歩み 導かれるままに」
- 6月12日 フォーラム「神学生の倫理」
鎌倉雪ノ下教会牧師 東野尚志
吉祥寺教会牧師 吉岡康子
- 6月19日 中央大学名誉教授 中田一郎 「古代メソポタミアの学校」
- 12月 4日 慶応大学名誉教授 小泉仰
「日本的思考の一形態 福沢諭吉の宗教観」
- 1月15日 国際基督教大学名誉教授 並木浩一
「人は想像力なしには生きられない」
- 2月 5日 東京経済大学名誉教授 石丸晶子「光源氏 その男性像」

この他、正課外のプログラムとして、学生主催ではあるが、毎年修養会を開催し、外部より講師を招き充実した学びと修養も行っている。2007年度は「聖餐」を主題に掲げ、赤木善光本学名誉教授、加藤常昭本学元教授による基調講演、また川村輝典氏（弦巻教会）と芳賀力本学教授による特別講演を企画し、一泊で研修を行った。

火曜日一般時間の講演会とフォーラムは、平均して毎回70名前後の学生の出席があり、多くの学生の知的関心を喚起し、幅広い教養を得させる機会となっているという点で評価できる。2007年度（平成19年度）は神学校生活の基本的な常識を共有するため、倫理性について学ぶ機会を持った。しかし、現在は主として内外からの講師による講演等という形態になっており、学生は受身の姿勢となっている。学生の主体的な参加の機会を拡大する必要がある。

学生をパネリストとするシンポジウムやフォーラムを企画するのがよいと思われる。上述のように学生会主催の修養会あるいは講演会も存在する（ただし、その場合も、講演を聞くという形態が主である）し、散発的には学生の発題を聞く機会もないわけではないので、可能性はある。学生会との折衝を担当する学生課が、学生会にそうした企画を奨励していくことになる。

（2）教育方法等

（教育効果の測定）

- ・教育上の効果を測定するための方法の適切性
- ・教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況
- ・教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況
- ・卒業生の進路状況

a．従来、本大学では教育上の効果の測定のための方法、制度上の工夫は、各々の教授、講師に委ねてきた。しかし、年3回開催される特別教授会において、教育効果をはじめ様々な教育問題を共有しあい、議論をする機会を設けている。

b．卒業生の進路状況については、すでに説明してある通り、本大学の4年次学生のほとんどが大学院修士課程に内部進学するために問題はない。ごく少数の者が学部卒業だけで就職するが、その多くは教会の教職者となっている。

神学部の卒業生の多くはそのまま内部進学して、本大学の大学院へとすすむ。原則として、神学部神学科4年、大学院神学研究科博士課程前期2年、計6年間にわたる高度な神学教育を積むことが本学の教育方針だからである。現在、学生の進路状況について際立った問題はなく、今後も大きな変化はないものと予想する。

（厳格な成績評価の仕組み）

- ・履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
- ・成績評価法、成績評価基準の適切性
- ・厳格な成績評価を行なう仕組みの導入状況
- ・各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方策の適切性

履修科目登録の上限を本大学では設定していない。各学年が一クラスとなっている上に、それぞれの学年で履修すべき科目が多いため、登録の上限は現実的な問題とはならない。履修登録に際してはクラス担任、教務課が適切に指導をしている。

本大学では、成績評価については6段階で評価をしている。A(100~90)、A-(89~85)、B(84~75)、C(74~60)、D(59以下)、E(試験以外の理由で不合格)であり、授業科目及び卒業論文の合格はC以上としている。また、従来、各授業は出席が重視され、教師は必ず学生の出欠を取るようになってきている。もし学生が何らかの理由で授業に出席できない場合には担当教師に欠席届を提出するルールがある。これは本大学の特徴的習慣である。従って、学生が定期試験を受け、また優れた評価を得るためには、何よりも平常の学習態度が問われる。

従来の成績評価の仕組みは適正に機能していると認識している。とはいえ、シラバスにおいて成績評価の基準が不統一ではないかとの反省から、従来の出席重視の習慣を成績評価の基準としてシラバスに明記することを2003年度(平成15年度)に申し合わせた。具体的には、3分の2以上の出席がなければ定期試験を受ける資格がないことを確認した。これによって、成績評価基準はより厳格なものとなった。各学期初め、学生はクラス担任と面接することになっており、その際成績について学生はクラス担任に相談することができる。これは学生の資質をのばす良いチャンスである。

(履修指導)

- ・学生に対する履修指導の適切性
- ・オフィスアワーの制度化の状況
- ・留学生に対する教育上の配慮措置の適切性

本大学では、学生に対する履修指導の方法は当初から二つの公的制度の結合、協力によりなされている。第一は、言うまでもなく教務課によるもので、新入生に対しては、毎年入学式直後の新入生オリエンテーション時に教務課主任が本大学の履修方法についてガイダンスを行なっている。それに付随して、教職課程履修のガイダンスも担当教職員が行なっている。また、在学生に対しては、教務課の日常業務の中で、主任と教務事務職員がきめ細かに学生の履修上の問題に対応

している。さらに、第二には、本大学独自のクラス担任制度によりクラス担任が新入生及び在学生の履修上の相談に応じている。この制度は、本大学の下に卒業時まで、さらに卒業後も親密な関係を培っていく制度である。従って、新入生の場合も、オリエンテーション後、編入生の場合は在学生と共に、クラス会を持ち、そこで担任から履修上の原則的な補足説明を受ける。さらに、クラス担任との面接を通し個人的アドバイスをも受け履修科目を確定し、その上で登録をさせている。在学生は、クラス担任との個人面接で履修上の相談をし、登録させている。クラス担任との面接は、各学期の初めにはオフィスアワーを定めて行なわれるが、小規模の大学なので学期中必要な時はいつでもクラス担任にアポイントメントを取って面接することができる。

以上の二つの制度の結合による履修指導は、概ねこれまで円滑に機能してきた。従って、原則的にはこの形態を継続していくべきであろう。しかし、毎年散見される登録ミスや履修漏れを防ぐためにも、学生自身による自己点検指導を強化する必要がある。その意味で、登録期間後に短期の登録確認期間を設け、学生にチェックさせている。

また履修に関しては、留年生に対してもクラス担任が配慮することになっている。更に、日本語で学ぶ留学生の学習上の困難については、留学生委員会の神学教師（多くは海外留学の経験を持つ）が随時相談に乗り、また毎年一度秋に教授会メンバー全員と留学生の懇談会を持って、留学生の学習ならびに生活上の課題を共に考える機会を持っている。この会には、例年、留学生は10人前後参加している。

（教育改善への組織的な取り組み）

- ・ 学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性
- ・ シラバスの作成と活用状況
- ・ 学生による授業評価の活用状況
- ・ FD 活動に対する組織的な取り組み状況の適切性

教育改善への取り組みは、本学では、従来、各教員に一任する仕方で行われてきた。しかし、最近では教員全員に対して、それぞれの担当クラスに関して詳しいシラバスの作成を要求している。クラスの形式・内容による違いを考慮に入れるならば、全く同水準の詳しさを持つシラバスの用意は不可能である。しかし、講義形式によって行われるクラスに関しては、大項目（単元）・中項目程度までの詳しさで統一されつつある。この方向を今後もいっそう推し進める方針である。

また、学生会の「カリキュラム委員会」は全学生を対象に、各授業およびカリ

キュラムに関する綿密な意見や評価を求める包括的なアンケートを毎年、実施している。本学におけるクラスは小規模のものが多く、それゆえにクラスへの評価には出席する学生の個性が大きく影響しがちである。従って、通常の大規模の大学で行われているような、個々のクラスについて統一された書式を持つアンケートでは、問題点の正確な把握がかえって困難である。むしろ、現在の形式によるアンケート調査を積み重ねていくことによって、教員も学生も問題点を把握し、共通理解を持つように努めており、また、早急な対策が可能な課題に関しては、教務主任を通して教授会が順次、検討し、実現している。

上記のアンケート形式による学生の意見の吸収と教育指導方法の改善方式は、一定の成果を収めているので、これを高く評価し、さらに今後も継続したい。

シラバスの書き方については、2003年度（平成15年度）に統一的な指針を提示し、各教授・講師にできる限り毎回の授業の内容まで表記してもらい、学期中の講義の道筋がわかるよう書式の改善を求めた。これは、学生の授業への関心をも喚起するものになるう。

教員の教育研究活動の向上と改善のための取り組み（いわゆるFD活動）に関しては、2008年よりFD委員会を発足させ、規定を定めて活動を始めている。特に教育研究活動の改善、そのための推進の啓蒙的活動を全学挙げて行うこととなった。

（授業形態と授業方法の関係）

- ・ 授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性
- ・ マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

本大学神学部における授業形態そのものは、他の大学と大きくは異ならない。（ア）学際・神学基礎科目、専門教育科目等では、テキストを指示し、講義と質疑応答を基礎として授業を進める形態、（イ）外国語科目あるいは体育科目では、テキストを基礎としたあるいは教員の指導による基本的学習事項の反復練習を中心として行なう形態、（ウ）テキストを基礎に、学生の発表とそれによる討論を中心とした演習（セミナー）の形態などをそれぞれ採用している。しかし、全体として、本大学では修士課程まで修了する6年一貫教育という理念のゆえに、神学部神学科の学生に対しては、基礎科目、外国語科目、専門教育科目を履修させ、大学院でのさらに高度の神学研究のための基礎を据える段階にあるという認識をもっている。従って、神学部では、（ア）と（イ）の形態が最も多く、卒業論文を作成する学部演習やその他のいくつかの科目において（ウ）の演習形式を採用している。

基本的に授業の内容、目的に沿ったこれら三種の授業形態そのものの有効性は失われていない。問題は、最近の学生のコミュニケーション様式が変化し、口頭による講義中心の形態に頼るだけでは集中力を欠く傾向が見られることである。他方、外国語科目において、聞く・話す等の実践的能力を養う工夫が英語・ドイツ語の授業の中ですでに改善されつつある。

今後は、従来形態での大枠の中で、視聴覚教材等の教育機器を利用した形態、さらには詳細な授業計画、講義のアウトラインを配布するなど、その内のある部分はすでに実施されてはいるが、さらに充実させて教育効果を高める必要がある。マルチメディアを利用した教育の導入は今後の課題ではあるが、少人数の神学教育を行なっている本大学において従来の講義方式と自由な質疑と討論という方法はなおきわめて有効だが、パワーポイントや視聴覚教材を使った教育の環境作りは課題である。

(3) 国内外における教育研究交流

- ・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
- ・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置とその適切性

2008年度(平成20年度)5月現在、本大学の13名の教授陣の中に外国人教師がアメリカ合衆国より1名、大韓民国より1名がおり(教授1名、准教授1名)、割合では15%である。また、海外の大学、研究機関、教会からのゲストを迎えて特別講義や講演会が毎年つづけられている。また、外国人以外の日本人教師の全員が海外で研究生活の経験を持ち、ほとんどが学位を取得している。また、客員教授、客員研究員としての経験を持つ者たちもいる。現在、大韓民国(韓国)を中心に中華人民共和国(中国)からの留学生を受け入れているが、学生数における留学生の占める比率が1割前後ということも、具体的な国際交流を示すものである。

教育研究の国際化ないし国際交流において、本大学はすでに実績を有している。これは十分、評価できるものである。学内にはアジア伝道研究所が設置され、アジア伝道論演習が行なわれるほか、留学生たちの情報交換の場としても広く活用されている。また、隔年で教師と学生が韓国や中国、台湾の教会・神学校を訪ね、教育研究の交流を持っている。毎年、外国の諸教会、神学校からの訪問者も多い。

また、国内の研究者、研究機関との研究上の交流については、国内のキリスト教大学に教授が招かれ講演の機会が多いが、組織化されていない。他大学研究機関との共同研究を具体化する課題がある。2006年度(平成18年度)に日本キリスト教団宣教研究所からの研究委託があり3名の教授がそれにたずさわることになったことは、その中で評価できる。2008年度にはWCC信仰職制委員会主催の協議会(ヨ

ハネスパークで開催)に教授 1 名が日本キリスト教団を代表して参加した。

今後は、特に韓国の神学大学との人的交流をさらに深め、交換留学生制度や客員教授の受け入れ、派遣などが検討されよう。さらに、演習科目においてインターネットを用いた海外の大学研究機関との研究上の交流も始まり、具体的な成果が期待されている。実践神学系統の一部学科目においては、ドイツ・ハイデルベルク大学の協力作業が進行し、同一科目において共同の教科書を製作中であり発行の予定がある。これを用いて本学とハイデルベルク大学と同時並行的に講義・演習を行なうことが可能となる。

大項目の達成目標に関するまとめ：

- 1 . 学士課程教育のための導入教育の充実およびカリキュラム改訂の検討
学力不足の学生に対する配慮を盛り込んだ新たなカリキュラムの導入の検討に向けた第一段階として、現行カリキュラムについての問題点の整理・検討が行われている。
- 2 . 教職課程履修者に対する指導の徹底
教職に対する動機や熱意が疑われるような態度の学生に対する厳しいチェックの試みが開始されている。
- 3 . 生涯学習の機会の地方都市への拡大
公開夜間神学講座の公開講座を地方都市においても実施する可能性を検討するため、広く要望を聞く。
- 4 . 正課外教育における学生の主体的参加の奨励
学生をパネリストとするシンポジウムやフォーラムの企画を、学生課から学会に働きかける。
- 5 . 国際交流の促進
演習科目におけるインターネットを用いた海外の大学研究機関との研究上の交流が始まった。また、実践神学系統の一部学科目においては、ドイツ・ハイデルベルク大学の協力作業が進行中である。

4 学生の受け入れ

達成目標：

学部定員の充足率の改善

(学生募集の方法、入学者選抜方法)

- ・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

キリスト教会、それも特にプロテスタントのキリスト教会の牧師を養成する大学および大学院として、学生募集にあたって本学が特に重視しているものの一つは、諸教会への働きかけである。学校案内・入試案内・ポスター等の広報文書は、日本基督教団を中心とする国内のプロテスタント教会に積極的に配布されている。また1999年(平成11年)以来、毎年9月に本学を会場として開催される「21世紀の日本伝道を担う青年の集い」は、本学の存在と、その独特な理念と存在意義とを教会の内外を問わず、広く知らしめる機会となっている。また2007年度以来、上記の「青年の集い」とは別に年に一回「オープン・キャンパス」(2007年度は、12月1日〔土〕)を開催している。本学に関心を持つ多くの人たちに、実際のクラス、礼拝などを体験していただくためである。第二は、キリスト教主義学校への働きかけである。指定校推薦制度を1999年度(平成11年度)より実施し、そのための広報活動を行なっている他、やはり本学を会場に1999年(平成11年)以来、毎年5月に開かれている「キリスト教学校伝道協議会」において、諸学校との積極的な接触と志願者の掘り起こしに努めている。

このようにプロテスタントの諸教会およびキリスト教学校という二方向への働きかけを中心に志願者の確保を図ってきているが、2007年度以降方策においてさらに工夫を凝らし始めた。上述した「オープン・キャンパス」もその一つであるが、それに加え、学校案内およびホームページの内容の充実を図っている。例えば、2007年度に発行した「学校案内」では、現役の牧師や現役学生のインタビューなどを掲載し、(卒業生、学生の)「姿が見える」学校案内にした。また2008年度は、ホームページの充実に努めており、日本各地で働いている現役の牧師たちが仕事の喜びを語るページを開設する予定である。さらに志願者の枠を広げる試みも2007年度から始まっている。キリスト教会の牧師、キリスト教学校の宗教科教師を育成するという本学の基本的姿勢を変更することなく、すでに牧師になっている者(とくに学位取得を目指す者)の再教育、牧師の配偶者や教会役員の教育もまた本学の使命と理解し、そのような人たちから志願者を募ることに着手している。以上のような働きかけを通して、キリスト教会の牧師、キリスト教学校の教師の働きへの関心が深まり、本学への入学を志す人々

が増えることを期待している。

入学者の選抜方法に関して言うと、まず入試は11月、2月、および3月の3回行なわれている。11月入試において実施されるのは、推薦入学試験、推薦編入学試験、社会人入学試験、社会人編入学試験、編入学試験（一般）の五つである。2月入試においては、一般入学試験、社会人入学試験、社会人編入学試験、編入学試験（一般）の四つである（大学院入試については後述）。3月入試においては、編入学試験（一般） 社会人編入学試験の二つである。

試験科目は、現在、以下の通りである。

推薦入学試験および推薦編入学試験：小論文

社会人入学試験および社会人編入学試験：小論文

一般入学試験：英語（ 〃 、リーディング、ライティングの範囲より出題）
小論文

一般編入学試験：外国語（英語、独語の内より1科目を選択）、小論文、聖書（旧約、新約）

ここから明らかなように、社会人を対象とする入試および編入試は試験科目を小論文に限定し、受験者の負担を軽くしている。これらの試験科目に加えて、どの種別の受験者に対しても、いずれも一人につき10～15分の教授会全員による丁寧な面接が行なわれる。

推薦入学試験および推薦編入学試験は、上述の通り、キリスト教主義諸学校との連携を強め、募集を強化する方法として効果を見せている。応募資格は以下の通りである。

キリスト教学校教育同盟加盟の高等学校（編入学の場合には大学）を卒業見込みの者

福音主義教会に属し、バプテスマを受けた後一年以上の教会生活をしている者で、所属教会の推薦のある者

本学の「建学の精神」を理解し、本学を第一志望とする者

推薦依頼は各学校に送付され、高等学校の場合は学校長によって、大学の場合には大学長もしくは宗教部門の責任者（宗教部長、宗教主任、キリスト教学担当者等）によって推薦されることになる。現在のところ、毎年1～2名程度ではあるが、この枠の利用者が存在するという事実は、将来のよい足がかりとなるであろう。

指定校推薦制度は定着し、これによる入学者の確保が可能になった。これはまず評価してよい。また、社会人経験が教会の牧師としての資質と人格の形成に有益なものであるとの判断から、2001年度（平成13年度）以降、本学は積極的に社会人入学・社会人編入学の枠の利用を勧めている。2008年度（平成20年度）入学者の内、2名

が社会人枠によった。また、14名が社会人枠によって3年次に編入学している。これは大きな成果であった。従来、5年間必要とされた社会人経験は2005年度（平成17年度）入試より3年間と改められた。これによって、この枠の利用者が、さらに増加するものと思われる。

教会の教役者（牧師）としての適性は全人的に見られなくてはならない。従って、学力、資質など、さまざまな面が検討されることが望ましい。現行の選抜方法のいっそうの充実が当面の課題である。中期的にはAO入試の導入も検討課題ではあるが、牧師としての適性を全人的に評価する必要がある本学の入試の場合、教授会メンバー全員による面接に力を入れてきており、この従来のやり方はなお重要であり、またうまく機能していると思われる。

（入学者受け入れ方針等）

- ・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- ・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

本学学則第3条にあるように、「本学は、学校教育法第52条に基づき、キリスト教神学を研究し、福音の宣教に従事する教役者を養成することを目的とする」大学である。ヨーロッパにおける大学の起源を見てもわかることであるが、神学は中世以来、大学教育の重要な柱として存在してきた学問分野である。従って、神学の大学における位置づけと、その学問内容は、世界的に見て、周知のことであると言ってよい。

神学の諸分野における研究成果は、教会の実践においてこそ統合される。従って、神学研究と神学教育に携わる機関は、キリスト教会の牧師を養成する機関でもある。このことから、本学の入学者選抜の特色が導き出される。すなわち、通常の大学において見られるような、多くの志願者の中から学力上位者を選抜するというのではなく、神学という学問に対する適性、さらには、牧師としての資質を総合的に判断することによって、入学者選抜を行なうのである。このことは、現在、実施されているそれぞれの選抜試験について言えることである。

学部では、全ての選抜方法において小論文が導入されているが、これは論理的思考能力、国語（日本語）能力、表現力など、いずれも教会の牧師として不可欠の能力を総合的に把握、評価する方法として行なわれている。同じく、面接も全員に課している。これは本学の入学試験では古くから採用されてきたものであるが、これも、学力偏重を避け、教会の牧師としてふさわしい人材を出来る限り見極めていきたいという考えから出ている。これらの選抜方法は有効に機能していると思われる。

外国語に関しては、1年次に入学する者については高校卒業レベルの英語の基礎学力を問い、編入学を志す者については長文読解の力を問うことで、カリキュラムと

の整合性を保っている。

現在、一般の編入学試験においては聖書の科目が設けられているが、これは、1年次に入学した者が初年度に「聖書通論」を履修しているというカリキュラムとの整合性を図るためのものである。しかし、社会人編入学試験において聖書の試験がないということは、今後の検討課題の一つとなると思われるが、それはむしろ入学後のカリキュラムの中で補っていくことによって整合性を図ることができるであろう。実際、近年「旧約聖書神学」「新約聖書神学」の専門科目のクラスにおいても、聖書の基礎的な学びから始めるクラス運営がなされている。

(入学者選抜の仕組み)

- ・ 入学者選抜試験実施体制の適切性
- ・ 入学者選抜基準の透明性

入学者選抜試験の実施は、大学院も併せて、次のような体制で進められる。入学試験実施における実質的な責任者は教務課副主任（入学試験担当）であり、教授会によって、そのメンバーの中から選定されている。入試にかかわる諸日程（要項の配布開始日、願書の受付期間、試験日、発表日など）は、前年度の内に、そのときの教務副主任によって教授会に提案され、承認を受ける。

入試の種類・試験内容などは年度初めに教務課副主任より教授会に提案され、承認を受けている。これに基づいて要項が編まれることになる。5～6月に、入試の案内が諸教会と諸キリスト教主義学校に郵送される（試験問題については次項で扱うので省略する）。

提出された願書は教務課事務職員および教務課副主任によって、その適切性がチェックされる。その上で、志願状況を踏まえた入試当日のプログラムが編まれることになる。当日の会場案内・試験監督などの大学院生等によるアルバイトの手配も、教務課の主導で行なわれている。

試験での面接を終えた後、教授会の全員が参加して合格判定会議を行ない、試験の成績・推薦書の内容・面接での印象などをもとに合否を決定する。決定は教務課に伝達されて、掲示と郵送による合格発表の手続きがとられる。

入学試験実施の概要に関しては、現在のところ、大きな問題はない。ただし、教授会メンバーの数に比して、試験の種類が多いので、負担が大きくなっていると思われる。細やかさと両立する簡素化を検討する必要があると思われる。この意味からAO入試の導入も検討課題ではある。しかし受験生の適性を全人的に評価するためには、教授会メンバー全員による面接および小論文などの試験は不可欠とも言える。

入学者選抜基準の透明性に関しては、ある難しさがある。というのも、点数化出来

るものを全てとしている入学試験ではないので、普遍的な基準を示すのは容易でないからである。志願者の適性をどう客観的に透明化出来るかという点にも、困難がある。しかし、本学への入学に関しては、教会の牧師となるという志（これを「召命感」と呼ぶ）を重んじているという点は、入試の案内等にも明記されており、面接で問われる中心的な事柄でもあるので、このことに関する限りでは、極めて透明性が高い。

残念ながら不合格に終わった者に関しては、志願者を推薦した教会の牧師に連絡をとって、判断の経緯を説明する場合もある。教会との関係を重んじることが、本学としては重要だからである。

入学者選抜とその結果の公正性・妥当性の確保については、判定に関して教授会全員の了解を求めているという仕方で行われている。志願者の一人一人について、諸要素が丁寧に検討されているので、教授会全員が合否に責任を持てる体制となっている点が、本学の選抜システムの強みである。

（入学者選抜方法の検証）

- ・各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況
- ・入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

現在、各年の入試問題は、学部・大学院共に、教授会のメンバー達によって用意されている。用意された入試問題案は、教務課副主任（入学試験担当）の招集により、教授会から選抜された数名の委員からなる入試委員会によって複数回の検討を経ていく。この検討によって問題の量・内容・難易度などが検討され、必要に応じて修正を求めた上で、最終的に教授会の承認を得て、問題として確定されている。

入試委員会の詳細な検討を通じて、誤植を含めたミスは的確に排除されてきた。従って、現行の検証システムは十分に機能していると言える。

学外関係者などから入学者選抜方法について意見を聞くことは、現在は行なわれていない。本学の教育の特殊性のゆえに、他の諸大学と入学試験の趣旨が異なっているので、学外者の意見が必ずしも常に有益であるとは思われない。しかし、まさに趣旨を生かすための意見を聞くことはありうるであろう。本学をよく理解する人々からの意見聴取の制度化は今後の課題である。

（入学者選抜における高・大の連携）

- ・推薦入学における、高等学校との関係の適切性
- ・入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ
- ・高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

上述の通り、本学では指定校推薦入学制度を1999年度（平成11年度）より採用している。指定校の対象となるのは、キリスト教学校教育同盟加盟の高等学校である。本学の教育理念や建学の精神を考慮すれば、対象を上記の通りに絞ることは当然と言えるであろう。教会の教役者〔牧師・伝道者〕となるべく神学の学びを志す者は、キリスト教的な環境においてこそ育ってくるものだからである。

諸学校との関係を緊密にする上で、上述の「キリスト教学校伝道協議会」が機能しており、キリスト教主義学校と本学との間の意思疎通を円滑なものとしている。この意味で、推薦入学における高等学校との関係は、概ね適切な状態にあると言えるであろう。今後、諸学校との間の信頼・協力関係をいっそう育んでいくことで、この制度が、さらによく用いられるようになることが期待される。

入学者選抜における「調査表」の位置づけに関して言えば、本学の入学試験が面接を重視していることは、既に述べた通りである。従って、「調査表」は面接に際しての資料の一つと見做される。しかし、これもまた既に述べたように、本学は学力偏重を避け、教会の教役者たるにふさわしい人材を選抜することを第一にしているので、「調査表」の内容も、それを点数化したりするような仕方では用いない。重要ではあるが、あくまで参考資料と位置づけられており、合否を決定するほどの材料とは見做されていない。

本学を志望する者に対して行なわれる指導・相談は、教務課担当者による電話、電子メール、あるいは面接によって随時行われている。受験案内等の文書やホームページ上の案内をより簡明なものにすることで、いっそう分かりやすくすると共に、随時担当者が対応できる体制を整えているので、親身な指導が可能になっていると思われる。なお、2007年度（平成19年度）以来、9月の「青年の集い」に加え、12月の「オープン・キャンパス」も実施されているので、学校体験や入試相談会の機会は増えている。

（科目等履修生・聴講生等）

- ・科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

本学は科目等履修生の制度を持つ。その基本的な趣旨は、本学大学院に在学する者および卒業して既に教会の教役者（牧師・伝道者）となっている者が、特に宗教科の教員免許状を取得するための便宜を図るということにある。本学大学院に在籍中の者や卒業生の場合、本学の建学の理念や精神を理解しているので、その受け入れに関して特に問題はなく、実際に生じるケースも、それがほとんどである。稀に、やはり教員免許状取得のために、本学で学んだ経験のない他大学の卒業生や在学生等が科目等履修生となることを希望する場合がある。このような場合には主として教務主任が対

応して、通常の入学の場合と同じ要件を満たしているかどうかを見極めた上で、受け入れを認めている。

教会の牧師にとって、卒業後も神学研究の機会が与えられることは重要である。本学は、そのような研修の道として、大きく二つのものを用意している。一つは「継続教育科目」で、これは大学院の一定の科目を教会の牧師に開放する制度であって、志願者が教会の牧師であることを確認の上、簡単な書類審査で受け入れを決めている。もう一つは聴講生制度であって、これは上記の科目等履修生のように単位の修得は認められないものの、授業への出席を認めるものである。この場合は、教務主任と希望の講座の担当教員との間での調整を経た上で、随時、認めている。

教員免許状の取得を主な目的とする科目等履修生の場合、本学の建学の理念や精神を踏まえつつ受け入れるという方針と、それに基づいて立てられている要件は、照会があった場合、十分に説明されており、明確である。他方、聴講生の制度は、それほど利用されないためもあって、受け入れ方針や要件に関して曖昧さを残している。制度の整備が今後の課題である。

（外国人留学生の受け入れ）

近年、本学における留学生が10パーセント前後を占めている。その割合は他の大学に比べて多いと言えるであろう。特に、韓国や台湾の福音主義教会に本学に対する信頼と期待は少なくなく、毎年、留学生を受け入れている。入学に際して特別な留学生試験を課してはいない。日本語能力試験一級の合格、または日本国内の高校・大学・専修学校等の卒業をもって、本学で学ぶのに十分な日本語能力を有するとみなしている。

本国地において、大学教育を卒業していれば、本学は編入試を経て編入生として受け入れている。その場合、本学と同傾向の神学教育機関で学んだ者には、成績証明書およびシラバスの提出を求めて、適切な単位認定が行われ、また博士課程前期課程入試を経てこの課程学生として受け入れてもいる。大学前教育が、本国地での大学受験資格と認められるものであるならば、受験は可能である。これらの場合にも、日本語能力の点で条件を満たしていることは不可欠である。

キリスト教神学の学問は、他の学問領域と同様に、高度な概念化された専門用語が多く使用されるので、それを母国語で学べなかった留学生には困難が伴うが、入学前に日本語能力を向上させる努力と準備を促す必要がある。

過去数年間の留学生数（各年度5月末現在）は下記の通りである。

2006年度 10人（その内、男6人、女4人）

2007年度 8人（その内、男5人、女3人）

2008年度 8人（その内、男3人、女5人）

なお、本学は上記の正規に入学する両学生の受け入れ以外に、特別研究生の制度をもっている。これは、学位や卒業資格の取得を目的としないで、一年間もしくは延長の場合は一年半までの研修を認めるという制度である。これに関しては内規で詳細に規定されており、受け入れ方針・要件共に明確となっている。しかし、この制度はまだ十分に認知されず、また語学能力(日本語能力試験 2 級)や経済的問題などもあって、毎年継続して申込み希望者がいるわけではない。世界、特にアジア諸国に対する責任を本学が果たすために、この制度の広報活動の充実が必要であろう。最近、ホームページで、本学紹介に加えてこの制度も報じている。

(定員管理)

- ・ 学生収容定員と在籍学生数、(編) 入学定員と入学者数の比率の適切性
- ・ 定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況
- ・ 定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

2008 年(平成 20 年)5 月 1 日現在での学部在籍者数と充足率は以下の通りである。

学部 1 年 6 名 (定員 25 名に対して、充足率 24%)

学部 2 年 5 名 (定員 30 名に対して、充足率 16%)

学部 3 年 31 名 (定員 35 名に対して、充足率 88%)

学部 4 年 25 名 (定員 35 名に対して、充足率 71%)

学部全体としてみれば、2008 年度の定員 125 名に対して、67 名が在籍しているわけであるから、その充足率は 53.6% である。この数字から明らかなように、現在の充足率は低レベルにあって、適切とは言えない。

学部 1 年次への入学者の少ないことは大いに問題ではあるが、他大学などの卒業者が多く学部 3 年 (場合によっては学部 2 年) に編入学するというパターン自体は、本学の理念、目的に適合しているとも言える。教会や学校において広い世代にわたる人々を教え導くという牧師職には、知的にも、人格的にも成熟した人材が求められる。それゆえ、例えば、米国では神学教育が大学院修士課程のレベルで行なわれることが多い。事情は本学でも同様であり、他の大学とは違い、すでに大学教育を受けた者、さらに社会人経験を持っている者たちを積極的に多く受け入れる歴史がすでにある。もちろん、それは学部 1 年次への入学について消極的であることを意味しない。学部 1 年次への志願者をどうしたら増やせるかについては、既に数年前から広く教授会の共通認識となっている。対策の検討は、もちろん教授会の課題であるが、教務課副主任 (入学試験担当) が主に担っている。歴代の担当者によって、推薦入学制度の導入、社会人入試枠の拡充、教会とキリスト教主義学校との連携の強化、広報活動の充実、

コースの複数化、長期履修生制度の導入、昼夜間開講の可能性等が検討され、教授会に提案されてきた。既に実行に移されているものもある。こうした努力の積み重ねは有意義であったと言える。

既に実行に移されたものとしては、推薦入学制度の導入、社会人入試枠の拡充、教会とキリスト教主義学校との連携の強化、広報活動の充実、「青年の集い」等がある。これらによって一時的な改善が見られたことはあったが、恒常的な充足率の安定には、まだ至っていない。昼夜間開講（サテライト・キャンパスの設置を含む）および長期履修生制度に関しては、実現の困難さ、その有効性への疑問などの理由で、すぐに導入する予定はない。

低充足率の改善のために、2007年度（平成19年度）には入学定員を35名から30名に、さらに2008年度（平成20年度）には25名に減らした。それによって、学部の総定員は、2008年度には125名、2009年度には115名、2010年度には105名、そして2011年度には100名にまで削減される。それにより、充足率の向上を図る予定である。

（編入学者、退学者）

- ・退学者の状況と退学理由の把握状況
- ・編入学生及び転科・転部学生の状況

退学者について述べると、本学は少人数教育を行っており、しかも担任制度を導入しているため、これまでも退学者とは、退学の希望が示されたときから、面接を中心に丁寧に対応ができていた。この点は大いに評価されるべきであろう。それにもかかわらず、退学者が出てくるのは、家庭環境の変化、健康上の問題、本人の目標の変化などの理由による。本学は退学者の状況を個別的に、よく把握し、指導していると言えるが、より一層細やかな対応を心がけていかななくてはならない。

2007年度（平成19年度）に実施された2008年度編入学試験を通して、学部3年次への編入学者が21名あった。編入学者が多いのは本学の特徴とも言える。これはまた、神学教育という視点から見ても当然と考えられる。例えば、既に述べたように、今日、米国において神学教育は、そのほとんどが大学院教育の形でなされている。つまり、大学を卒業した者が、さらに神学教育を受けるのである。この意味で、本学が既に大学や短期大学、また専修学校での学業を終えた者を、神学専門科目の学習が本格的に始まる3年次に編入させることは適切であると言える。

二・三の検討課題を挙げるとすれば、第一に、編入学生の学力のレベルに、かなりのバラつきが見られ、特に外国語の能力差が著しい。これについては学部・3 学士

課程の教育内容・方法等において言及した英語補講クラスによる対応が行われ、学力の均等化を図っている。第二に、進級した3年次学生たちには、編入した学生たちとの関係が健全に保たれるよう、配慮が必要である。進級者の数が編入学生の数よりも著しく少ないような場合には、進級者たちの学習意欲などに悪影響が出る可能性や実例が見られるからである。二人のクラス担任が連携して3年次クラスの運営を図り、進級者たちには親身な指導や助言を与えるなど、特に配慮が求められている。第三に、編入学生は、かなり忙しい時間割をこなさなくてはならない。特に教職課程にも取り組む者は、きわめて多忙である。こうした多忙さが教育効果の低下を招いてはならない。カリキュラムの検討(学部 - 3 学士課程の教育内容・方法を参照)など学生たちの負担軽減のための努力が重要である。

大項目の達成目標に関するまとめ：

充足率の改善

2007年度(平成19年度)には入学定員を35名から30名に、2008年度(平成20年度)には25名に削減した。このような定員数の変更は、消極的な試みではない。1949年の本学設立時に定められた学部定員35名は、すでに長いこと本学の現実に即していなかった。それ故、定員削減の判断は現実に即した改善だと言える。それによって、2011年には最終的に定員100名となり、充足率の向上を期待できる。

学校の広報活動の充実(オープン・キャンパス、学校案内、ホームページなど)、学生募集の方法の改善をさらに進めていく。

5 教員組織

達成目標：

専任教員の補充、およびそのための適切な人材の育成

(教員組織)

・学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

大学学則第3条に記載されている本学の理念と目的に沿う専門的な研究教育の維持のために、学生数との関係、教育課程の種類・性格の観点から以下のような人的体制を整える努力が重ねられている。

神学部・神学科は2007年度(平成19年度)より入学定員30名収容定員120名に変更したが、さらに、2008年度(平成20年度)より入学定員25名、収容定員100名とする変更を行った。

これに対して専任教員数は2008年(平成20年)5月1日現在次の通りである。

教授9名　うち外国人1名

准教授3名　うち外国人1名

常勤講師1名　女性

(なお、2008年度10月より1名補充し、14名となる予定である。)

2008年(平成20年)5月1日現在専任教員一人当たりの学生数は5.2人、収容定員で計算すると9.6人であり、医・歯学部並の高水準の少数教育、手作り教育が行き渡り、教育効果をあげている。

しかし大学設置基準別表第一、第二によれば、本学の必要専任教員数は学部として文学部に準じて10名、大学全体としてこれに加えて7名、収容定員が別表において基礎とされる数より少ないので2割減じて14名、これにいわゆる教職課程専任2名を加えて16名とされる。これに対して現状は13名で、大学全体として3名の不足がある。専任教員の補充は、次のような教育課程の種類・性格の観点から考えられなければならない、欠員が生じたときだけでなく恒常的な課題として捉えられている。

現状の教員組織の大きな課題は、適切な専任教員の獲得である。本学の必要専任教員数16名は神学の五分野の内、旧約聖書神学、新約聖書神学、組織神学、歴史神学の四分野に各3名、実践神学に4名を配置されることを理想としている。こうした配分は各分野内部での伝統的な区分を反映している。旧約聖書は律法・預言者・諸書と大きく三つに区分できる。新約聖書では福音書・パウロ書簡・ヨハネ文書という分け方が大枠である。組織神学は教義学・倫理学・弁証学に、歴史神学は古代、中世、宗教改革、近代・現代に、実践神学は説教・キリスト教教育・礼拝学・牧会学に大きく

分けられる。そこで、そのそれぞれに専門家が配置されるのが望ましいというところから、上記の配分が目標となってくるわけである。

現状における専任教員数が 13 名であるということは、旧約神学、歴史神学の二分野において 1 名ずつの不足があり、さらに、2008 年(平成 20 年)3 月 31 日をもって実践神学担当の教授 1 名が辞任したためである。すでに採用が決定していた新約聖書神学の専任教員が 2007 年(平成 19 年)4 月 1 日付けで常勤講師として加えられた。神学固有の科目を担当する神学部専任教員としては、日本で初めての女性教員である。また、実践神学分野の常勤講師 1 名を 10 月から加える予定である。しかしなお教員数を充足させる努力が必要である。

これまでも行われてきたように、博士課程前期課程修了者の中から、特に研究および教育の面での将来性を期待される者に、博士号の取得を視野に入れた海外での研修を奨励することが引き続き必要である。また、本学での博士課程後期課程の修了者(学位取得者)が増えることによっても、事態の改善が期待できる。この面での、さらに具体的な方策に関しては大学院 - 2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等(教育課程等)の(大学院研究科の教育課程)の項を参照。

現在、各分野において、海外で研修中の者あるいは本学の博士課程後期課程に在学の者が、それぞれ存在しているので、専任教員の補充に関しては期待できる状況にある。また、その一部には後継者養成のための奨学金をも給付している(これについては学部・大学院共通の 10 学生生活への配慮中の奨学金についての項目を参照)。

- ・ 主要な授業科目への専任教員の配置状況
- ・ 教員組織における専任、兼任の比率の適切性

2008 年度(平成 20 年度)開講される専門教育科目必修 45 科目は、特殊な専門科目(教会史 V、宗教史 II)2 科目および聖書語学(2 科目)を除いて、すべて専任教員が行っている。神学基礎科目(学際的課題を含んだ入門科目)もすべて専任教員が担当することになっている。選択 26 科目についても 13 科目は専任教員が担当している。(1)で述べた神学 5 分野の全てにおいて、主要科目を担当しうる数の専任教員が配置されている。

学際基礎科目(選択必修)11 科目はすべて兼任教員である。文化社会の複雑な相互浸透、情報交流の中で、神学の研究教育も広く学際的に開かれる必要がある。他大学、他学部の有能な人材の協力を得ている。

また、2008 年(平成 20 年)5 月 1 日現在、専任教員は上記のように 13 名、兼任教員は 27 名である。主要科目のほとんどを専任教員が担当していることから見れば、兼任教員数は多すぎるとは言えず、むしろ広い視野を導入するに十分なものと言うべ

きである。だから、専任と兼任の比率は適切であると言えよう。

・教員組織の年齢構成の適切性

専任教員の年齢構成 [2008 年 (平成 20 年) 5 月 1 日現在]

専任教員の定年は満 68 歳に達した年度の末日である。

年齢	教授	准教授	常勤講師	計
30 - 39 歳	0	0	0	0
40 - 49 歳	1	2	1	4
50 - 59 歳	5	0	0	5
60 - 68 歳	4	0	0	4
合計	10	2	1	13

先の点検項目に述べた神学 5 分野のそれぞれが新しい世代の専任教員を養成し採用することを重要な課題としているので、その結果 40 歳代、50 歳代にわたって分布していることが特徴と言えよう。

・教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

a. 定例教授会 (年 24 - 25 回)、特別教授会 (年 3 回)

定例教授会は、専任教員全員の出席が原則であり、教員間の連絡調整のシステムを中心をなす。特別教授会においては、通常の教授会で十分審議できない問題や、特に長期的な展望の下で取り組む必要のある問題を、時間をかけて調査し、総合的な見地から吟味し検討している。また、その都度、教育問題を取り上げ、クラス担任を通じて全学生について個別の情報を共有し、きめ細かな指導ができるように配慮している。これも教員の全員参加が原則である。

b. 専攻会

神学 5 分野は、旧約聖書学、新約聖書学を合わせて、聖書神学専攻、歴史神学、組織神学、実践神学を合わせて組織神学専攻に分けられ、これが大学院の専攻と一致する。専攻会は、各専攻の専任教員を持って組織され、年に数回専攻会議を開き、教育方針、カリキュラム、授業担当、非常勤講師委嘱などについて総合的な協議をする。人事についても、意見が交換される。

c. 教育職員は、毎年度、以下のように職務を分担し、各委員会において適宜必要に応じて詳細に協議している。

2008 年度 (平成 20 年度)

学長	山内
教授会書記	大住
教務課主任	関川
教務課補佐（入試担当）	中野
学生課	小友、中野、焼山
図書館長	山口
図書館委員	芳賀、大住
学生寮	神代、棚村、朴、中野
奨学金委員会	棚村、関川、神代、ジャンセン
学外活動委員会	近藤、芳賀、小友、中野
広報委員会	芳賀、大住、小友(HP 担当)、中野(HP 担当)、 焼山(HP 担当)、ジャンセン、事務長
神学会（紀要・出版）	神代、朴、ジャンセン
留学生委員会	朴、小友、ジャンセン、焼山
教会実習委員会	朴、近藤、神代、ジャンセン、焼山
総合研究所委員会	山内、近藤、山口、芳賀、大住、棚村
カリキュラム委員会	関川、山内、近藤、山口、大住、棚村
学際基礎科目委員会	関川、中野、焼山
教職課程運営委員会	朴、山口、関川
規則改定委員会	山内、近藤、山口、芳賀、大住、関川
自己点検・自己評価委員会	棚村、近藤、神代、小友、中野
F D	山内、関川、近藤、大住、朴、焼山
職員会	神代、ジャンセン
パストラルケアセンター運営委員会	ジャンセン、芳賀、小友、棚村、焼山
セクシャルハラスメント調査委員会	大住、ジャンセン、小友
コンピューター委員会	関川、山口、大住、神代、事務長
日本伝道協議会	芳賀、近藤、大住、関川
学校伝道協議会	朴、山口、小友、中野
青年の集い	棚村、神代、焼山、ジャンセン

本学においては、上記のシステムは有効に機能しており、よって教員間における連絡・調整は概ね円滑に行われているといえよう。

（教育研究支援職員）

- ・ 実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

・教員と教育支援職員との間の連携・協力関係の適切性

本学における、実習科目、および担当者は以下のとおりである。

科目担当者

体育実技： 体育実技担当教員（兼任教員 2 名）

臨床牧会教育： 臨床牧会教育担当教員(専任教員 1 名)

教育実習： 教職課程担当教員（専任教員 2 名）

教育の方法と情報技術： 一部実習の要素あり 教職課程担当教員（兼任教員 1 名）

以上の実施されている実習科目、一部実習科目に関しては、補助要員を置いているわけではないが、授業参加者人数が多くはないので、これで不足はない。外国語教育においては、英語の履修が困難な学生のために、補習（1科目とは数えない）を兼任教員 1 名に委嘱している。

英語補習担当者には、教務課主任が英語履修の困難な学生の状況を説明している。

（教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続）

- ・教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその活用の適切性
- ・教員選考基準と手続の明確化
- ・教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切

教員の任免に関しては、寄附行為施行細則第 8 条による。任用・昇格の基準と手続は、「教育職員任用に関する規則」および「教育職員選考基準」により定められているとおりであり、その運用は概ね適切であると判断される。本学に任用される教員の大半は、外国の神学部において研鑽し、博士号を取得してきた者が多い。これに準ずる研修を積んだ者に兼任教員を委嘱することもある。

教員の任用に際しては、その人物、業績に関する審査委員会を、そのつど組織する。教育経験については年限によって判断し、業績とその水準に関しては、審査委員会が認定する。

審査委員は教授会の議を経て選ばれ、特に業績に関して慎重に審議される。この基準の設けかたはおおむね適切であり妥当である。

日本において、神学の研究者は数が少なく、各研究者の現在の状況も相当程度研究者間で知られているため、公募は適当でない。任用については、むしろ関係の深い研究者に対し、また外国人研究者（そのほとんどは宣教師として来日する）を得たい場合には宣教師派遣団体に対して、適当な人材の推薦を依頼するのがふつうである。

（教育研究活動の評価）

- ・教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
- ・教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

教員の教育研究活動の評価については、点数化のような明確な基準があるわけではない。日本基督教学会及び関連の諸学会における講演ならびに論文発表、海外の学会における研究発表、また学内においても、大学の紀要『神学』および総合研究所紀要への論文発表が、判断の材料とされる。しかしそれらの発表を点数化することは困難である。

なお、臨床牧会教育の担当教員については、日本臨床心理士資格認定協会の資格認定における臨床的活動の評価の仕方を参照しつつ判断しているが、活動を点数化あるいは単位化しているわけではない。日本では新しい分野であって、基準作りにはなお時間がかかると思われる。

以上のように、評価に明確な基準を与えることが難しい研究分野であるので、任用、昇格の際には、審査委員会が評価の責任を負うことになる。審査は業績資料に基づいて厳正に行なわれている。

なお学生会の設置するカリキュラム委員会が、毎年アンケートを実施し、その中に、授業の方法や内容への評価が含まれ、教員の自己吟味、また専攻会における協議の際に、参照されるようになっている。

大項目の達成目標に関するまとめ：

専任教員の補充、およびそのための適切な人材の養成

博士課程前期課程修了者の中から、特に研究および教育の面での将来性を期待される者に、博士号の取得を視野に入れた海外での研修を奨励する。また、本学での博士課程後期課程の修了者（学位取得者）の増加を目指す。後者の具体的な方策に関しては大学院 - 2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等の（４）学位授与・課程修了の認定に係る諸記事を参照。専任教員の補充に関しては期待できる状況にある。また、その一部には後継者養成のための奨学金をも給付している。

6 研究活動と研究環境 [学部・大学院共通]

達成目標：

- 1 . 学外共同研究への貢献の拡大
- 2 . 支給額の限られた個人研究費を補う研究環境の整備

(1) 研究活動

(研究活動)

[学部・大学院]・論文等研究成果の発表状況

本学の教員は、学生の教育に携わると共に、自らの専門分野において常に第一級の国際水準にある議論を取り入れて、研究を推し進めるように努力している。その最先端の議論を紹介し、また対論し、公表することに関しても、積極的な姿勢が維持されている。

また学期ごとに始業講演の機会を持ち、順番で（各人には6～7年に一度まわってくる）自らの最も新しい研究成果を同僚ならびに在学生に提供するように努めている。また教授会スタッフに新たに迎えたメンバーの場合、始業講演の後にレクチャーをめぐって討論の機会を設けているが、教授会全員が、専攻分野をこえて、相互の認識を深める意味でも評価されうる。

表24・25・26に示されているように、専任教員はそれぞれ所属する学会等において、研究発表、研究論文の発表などによって毎年定期的な研究成果の発表を行っている。本学の紀要である『神学』および研究所『紀要』をはじめ国内におけるキリスト教関連分野を包括する最大規模の日本基督教学会の学術雑誌『日本の神学』、さらには教員の専門分野の諸学会の紀要、キリスト教関連の学術雑誌、また学術書の出版などにより広く研究成果は発表されている。

[学部・大学院]・国内外の学会での活動状況

本学の教育職員の国内外における学会活動は活発である。上記の日本基督教学会はもちろんのこと、キリスト教研究や関連分野研究にかかわる諸学会に加入し、積極的な学会活動を行っている。国内では、日本新約学会、日本旧約学会、日本聖書学研究所、日本宗教学会、キリスト教教育学会、比較思想学会、国外では、国際新約学会、エルンスト・トレルチ学会、アジア・カルヴァン学会、国際カルヴァン学会、国際説教学会、国際実践神学学会、国際改革派神学学会、国際伝道研究学会、国際教父学会などに所属し、学会誌の編集委員や理事・幹事などの役職をつとめている者も多い。

また学会誌にも数多くの論文を掲載してきている。さらに個人的に、翻訳出版、

研究書単行本の刊行等、神学の領域で顕著な貢献をしていると評価されうる。

また、国内各地で開かれる本学の後援会に合わせ、神学講演会を催しており、学問的成果を学内にとどめず、学外にも広く普及させる努力をしていることは評価されうる。

(教育研究組織単位間の研究上の連携)

[学部・大学院]・附属研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

[大学院]・当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本学内に総合研究所を設けている。その内部に日本伝道研究所とアジア伝道研究所を設け、他の大学、教会、研究機関との連携につとめている。専任教育職員は全員が所員となり、所長は学長が兼務する体制をとり、全学挙げて、研究所の諸研究・諸活動に関与する。同時に、教授会の決議を経て、客員教授、特別講師、研究員などを委嘱することができる。なお研究所の運営は、研究所委員会を組織して行っている。

本学の特筆すべき研究分野は、この総合研究所を中心に行われている。そのうち日本伝道研究所は、日本における福音宣教の進展のために奉仕するという東京神学大学に課せられている特別な使命をより十分に果たしていくために誕生した。日本伝道という重要な課題に直面しつつ、東京神学大学としてなしえる神学研究、調査活動、資料収集、保存、発表、並びに研究会、講演会、セミナーの開催などを主な事業としている。また、本研究所の諸活動を通して、日本の諸教会、学校、大学を含むキリスト教諸団体との交流、協議会等も定期的に行われ、そこでの研究発表が、『東京神学大学総合研究所紀要』に掲載されている。この『紀要』は、毎年度3月に発行しており、現在第11号まで刊行されている。さらに、日本基督教団宣教研究所と連携しての日本国内のキリスト教研究をすすめ、教授を同研究所に研究員として派遣している。2006年度(平成18年度)には、資料の整理、作成を共同研究としてなし、図書館に統計資料などを入れることが出来たことは評価できる。また別の教授は他大学の附属研究所に客員研究員として招かれ共同研究の責任を負っている。

アジア伝道研究所は、アジアにおける伝道の共通の課題を担うために、アジアにおいてより高度な神学研究を促進する目的を持って活動を行っている。基幹となるアジア伝道セミナーにおいて、韓国、中国、台湾、フィリピンなどからの、すでに教職である留学生たちと、アジアの諸問題や日本の教会の課題について学び、アジア的な連帯の中で伝道する視点や方法、諸問題を討議している。さらに、学生たちのアジアの諸教会への研修旅行もなされ、アジア諸国の教会とキリスト教の現実を実際に見聞し、その地のキリスト者、キリスト教研究者との交流を行っている。

[学部・大学院]・研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

政府または地方公共団体の研究助成を得た研究プログラムは、今のところ行われていないが、上記の日本伝道研究所とアジア伝道研究所は、2007年度（平成19年度）までアメリカ長老教会（アジアキリスト教高等教育協議会 UBCHEA）の寄付金によって、その活動、『紀要』発行が助成されてきた（この助成金にはアジア諸国からの留学生への奨学金が含まれている。学部 - 10 学生生活 [学部・大学院共通] 中の学生への経済的支援の項目を参照）。

（2）研究環境

（経常的な研究条件の整備）

[学部・大学院、以下同じ]・個人研究費、研究旅費の額の適切性

- ・教員個室等の教員研究室の整備状況
- ・教員の研究時間を確保させる方途の適切性
- ・研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性
- ・共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

個人研究費は、大学基準協会の「勧告」に基づき、1998年度（平成10年度）に遡り、教員一人年額30万円が支給されるようになり、学術研究のために要する費用（図書・コンピューターを含む研究用器機・印刷代）学会出席に関わる費用などに用いることができる。しかし神学研究書、特に原書の購入は高額の出費となり、現状で必ずしも十分とは言いがたい。

すべての専任教員が、約20㎡程度の個人研究室を研究に使用することができる。教員の研究室に学内LAN、またインターネット環境が整備された。各研究室は、学内LANで結ばれ、図書館蔵書検索も研究室内のパソコンから可能となっている。インターネット環境が整ったことにより、国内外の研究者との交流、またインターネット上の共同研究や「ネットゼミ」などが実行に移されるようになったことは評価される。しかし端末パソコン本体、ソフトウェア、周辺機器は教員各自が用意している。学内で統一した機器の導入また使用ソフトウェアの大学としての整備など今後の課題である。現在、機器の購入、更新に当たって研究費を振り向けることで、急速に進むIT環境に対応していることは適切な処置であると言える。

もうひとつの問題は、外国出張の旅費支給が、東京・沖縄（国内最遠隔地）間の航空運賃並びに宿泊費等の価額を限度に支給されるために、それを超える分については、上記個人研究費をこれにあてることができるとしても、外国で開催される国際学会出席の費用として十分とは言えず、今後規則改訂を含めた検討を必要とする。

教員の講義日を一週間のうちの一定曜日（講義については3日以内に、その他学内の職務を含めても4日以内）にまとめることによって、集中した研究時間の確保をめざしている。しかしながら、時間割上、出講日を教員の希望通りに確保することはますます難しくなっていることも事実である。研究学期に関する内規によって、専任教員が4年以上引き続き勤務したときは、8学期間に対して1学期の研究学期、あるいは16学期に2学期の研究学期をとることができる。研究学期は、教員が定期的にとることによって、研究時間の確保に大いに役立っているとともに、集中した研究が可能なきわめて適切な制度となっている。ただし、研究学期の間も、実際は講義、演習以外の職務（通常週1日、教授会出席を含む）が通常勤務となるため、国外での研究、資料収集等は容易ではない実態があり、今後の課題である。改善の方法として研究学期の間は講義、演習のみでなく、それ以外の職務、会議への出席も含めて通常勤務でなく、研究に専念できる勤務体制にする改善が必要である。

なお本学では、共同研究費の制度化は行われていない。

（研究上の成果の公表、発信・受信等）

[学部・大学院]・研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性

上記の（1）研究活動の論文等研究成果の発表状況の説明を見よ。

大項目の達成目標に関するまとめ：

1. 学外共同研究への貢献の拡大

神学という学問の性格上、研究主体が個人の自宅的研究に依存する面があり、組織単位での研究に限界がある。しかし、複数の教授が他大学の研究所、また日本基督教団宣教研究所に招かれ貢献していることは評価できる。現時点では個人単位で行われている研究であるが、将来的には、個人単位では果たしえないテーマを神学者集団が共同研究するために他大学、教会の研究機関と連携する営みを実現する必要がある。しかし今のところ実現していない。

ただし、共同研究の行いやすい聖書神学専攻においては、2007年度（平成19年度）に1名の教員が科学研究費補助金を得て行われた国際研究集会に参加した。

小規模大学でありながら、教育職員全員が研究所に所属し、『紀要』、『神学』その他に研究員としての研究成果を定期的に発表しつづけている点は評価できる。今後の改善すべき課題は、研究テーマを設定し継続的に研究をつづけることである。さらに活動の拡大と充実のためには、客員研究員や、特任研究員を委嘱する改善の必要がある。また「研究所予算」を設ける必要がある。現在のところ客員研究員や、特任研究員の委嘱は具体化に至っていないが、継続的研

究テーマを設定し、それについて各地方の牧師が研究に参画することを企画している。その一環として2008年(平成20年)より名古屋(以後大阪、札幌などでの開催を予定)において「伝道協議会」を開催する。この協議会では、各地方の牧師に、当該地方の伝道の課題を研究発表してもらい、もって日本伝道研究所の研究課題を明らかにし、またその資料を収集する予定である。

2. 支給額の限られた個人研究費を補う研究環境の整備

学内LANの整備により、インターネット環境が整えられた点は評価できる。しかし、端末パソコンを含むIT関係のコンピューター機器の設置とその維持は、セキュリティ対策を除いて、大学としてはなされていない。学内LANのメンテナンスの年次計画に従って順次、端末機を増やし、またすでに、とくに事務用に設置している共有プリンターなどを、研究、教育用に拡充することをまつほかない。

図書費を補う図書館の充実については、学部 - 8 図書館の項を参照願いたい。

7 施設・設備等 [学部・大学院共通]

達成目標 :

- 1 . 本館および学生寮の補修、維持
- 2 . 女性の学生の増加に伴う施設の整備

(施設・設備等の整備)

- ・大学・学部の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

[大学院]・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

本学は、1966年(昭和41年)牟礼校地を売却して国際基督教大学から隣接地 16,526 m²の土地を購入し、当地に移転した。東京都の郊外、三鷹市の西に位置している。

近隣には、国際基督教大学、ルーテル学院大学、中近東文化センター等の文教施設が有り、緑の樹木に囲まれた勉学には恵まれた環境の中にある。

移転したとき建築した校舎 2 階建て 1 棟 (一部地下 1 階) 3,834 m²と学生寮 1 棟、教職員住宅 9 棟及び 1986年(昭和61年)に新築した図書館 1 棟 1,259 m²とテニスコート 1 面がある。

本学の特色として毎日講堂において礼拝が守られているが、講堂(礼拝堂)には、パイプオルガンが設置されている。

キャンパス内に学生寮を備えている。全寮制ではないが、神学教育の一環としての共同生活の指導を行う「教育寮」の性格を持っている。同じキャンパス内教職員住宅に居住する教員から複数の寮監を置いて、指導に当たっている。寮建物については、建築後 39 年を経過した 2005年(平成17年)夏期に一階部分に耐震工事を実施した。更に利用人員動向と施設・設備内容の老朽度合を考慮して、2006年(平成18年)夏期には、女子用部屋数の拡大、施設の老朽更新など大幅な改修リフォーム工事を実施して居住性の改善を図った。この結果、充足率 70%(70名の収容定員に対して現員 49名)となっており、更に今後の利用率向上に資するものと考えている。

さらに本館のトイレを一ヶ所、女性用と男性用の場所を交換し、女性用の数を増やした。

[大学院]・大学院専用の施設・設備の整備状況

本学では大学院専用の施設・設備は保有していない。

- ・教育の用に供する情報処理機器などの配備状況

情報科学や設備の進展に伴い、学内情報機器を集約した施設の充実を図るため、2000年度(平成12年度)から情報基礎科目のためのパソコン教室の機器更新・整備を行った学内LANの構築、光ファイバーの増設等ネットワーク関連工事を推進してきている。現在はパソコン教室を学生用パソコンルームとして開放している。ただし校舎の管理上の問題から、平日正午から5時までと、開室時間は限られている。

(キャンパス・アメニティ等)

- ・ キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況
- ・ 「学生のための生活の場」の整備状況
- ・ 大学周辺の「環境」への配慮の状況

キャンパス・アメニティの形成・支援のために、事務局内に学生課、総務課を設け、学内のあらゆる要請にこたえられる状況にある。また毎年5月に教授会メンバー全員と学生が本学の教育理念やキャンパス・アメニティの向上について意見交換する「全学懇談会」を開いている。また11月には、学生の経済状況に関するアンケートの結果をもとに、学長、学生課主任、奨学金委員長が学生たちと懇談する「経済問題をめぐる懇談会」を実施するなど、学内の課題解決に前向きに取り組んでいる。

更に、学生の生活を支援するため、学生会室(38.40㎡)、学生ラウンジ(68㎡)、医務室(19㎡)、ロッカー室(男7.90㎡、女19.20㎡)等の施設を設置している。

食堂は、学生数が117名であり、採算がとれないことから設置していない。学生は、近隣の国際基督教大学、ルーテル学院大学の学生食堂および近隣の食堂を利用している。

駐車場は、教職員・学生共用の駐車場を整備している。また駐輪場についても屋根付きの駐輪場を設置している。

本学は、家族的と言ってよいほどの小規模の文科系大学であり、実験、実習、クラブ活動などで騒音を発するおそれはほとんどなく、苦情も持ち込まれたことはない。また前述の「全学懇談会」ではゴミの出し方までオリエンテーションを行うので、この点においても、近隣の環境に害を及ぼすことはないと思われる。

(利用上の配慮)

- ・ 施設・設備面における障害者への配慮の状況
- ・ 各施設の利用時間に対する配慮の状況

本学への学生の主な導線は、JR 中央線武蔵境駅から国際基督教大学行きの路線バ

スで約 10 分の終点で下車、歩いて 3~4 分である。また途中「西野」停留所で下車すれば、やや距離は長いとしても車椅子での通学が可能である。校舎については、スロープを使用して教室、図書館、ラウンジへの連絡は可能であるが、二階教室への移動のためのエレベーターは設置されておらず、級友の援助に頼っている状況である。これで今のところ不都合がない。また障害者用のトイレは図書館棟に設置して利用に供している。

視覚障害者、聴覚障害者のための設備は整っていない。これも級友、事務職員、教員のその都度の配慮に負っている。

本学の時間割は、5 時限まで設定されており、8 時 30 分から 17 時 35 分までである。図書館開館は平日 8 時 30 分から 18 時まで、17 時 40 分から 19 時 10 分まで補習講義がある日は、20 時まで開館している。また、ラウンジは 22 時まで利用できるようにしている。

一方、一般の事務の取扱いは、17 時まで(土曜日は 12 時まで)となっているが、教務関係事務については、授業時間に合わせて 17 時以降も適切に対応している。

(組織・管理体制)

[学部・大学院]・施設・設備を維持・管理するための責任体制の確立状況

施設・設備の管理・運営の責任者は、事務長であり、キャンパス内教職員住宅に居住する総務課職員 1 名がこれを補佐している。学生ラウンジは学生会の「ラウンジ委員会」が管理している他、学生の申請によって時間外の集会室利用も許可することがあるが、使用後の火元、戸締り等の確認は、上記総務課職員が行っている。本学の規模からみて、現状で妥当と考える。

[大学院]・実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況

本学の特質上、実験等の作業は行っていない。

・施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

施設・設備の衛生・安全を確保するため、消防、電気・給水、ボイラーなど各分野毎に年次計画に基づき、点検、検査、試験等を、学内はもとより外部第三者機関の協力または指導を受けて実施している。また、施設・設備の日常的な 4S (整理・整頓・清掃・清潔)活動を実施するよう努めている。

(情報インフラ)

[大学院]・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

本学の学術資料の記録・保管は、主として大学院神学研究科の教育・研究の中
枢機関である図書館が行っている。学部 - 8 図書館 [学部・大学院共通] 参照。

[大学院]・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・相互利用のため
の条件整備とその利用関係の適切性

学部 - 8 図書館 [学部・大学院共通] を参照。

大項目の達成目標に関するまとめ：

1 . 本館および学生寮の補修、維持

施設・設備の維持・保全には毎年、予算を計上し、適切に対策を実施
している。諸施設・設備の改善を順次実行していく必要があり、具体策
がまとまり次第、逐次実行に移している。2007 年度（平成 19 年度）は、
本館屋根の補修を行った。

2 . 女性の学生の増加に伴う施設の整備

そのような補修計画のなかで、女性の学生の増加に伴う施設の整備を
行ってきた。今後も補修計画の優先順序を立てながら、随時実施し
てゆきたい。

8 図書館 および 図書・電子媒体等 [学部・大学院共通]

達成目標：

1. 神学の体系と世界の動向に即した蔵書の整備
2. 日本キリスト教史上貴重な図書の保存と活用

(図書・図書館の整備)

[大学院](情報インフラ)

[学部]・図書、学術雑誌、視聴覚資料,その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

- ・図書館施設の規模、機器・備品の設備状況とその適切性、有効性
- ・学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者 に対する利用上の配慮の状況とその適切性、有効性

本学図書館の沿革は、本学そのものの沿革でもある。本学は 1863 年(文久 3 年)のヘボン塾やブラウン塾を継承し、1877 年(明治 10 年)に東京一致神学校、1880 年(同 13 年)明治学院神学部、1904 年(同 37 年)東京神学社、1930 年(昭和 5 年)日本神学校、そののち数校の神学校と合同し、日本基督教神学専門学校となり、そこから 1949 年(昭和 24 年)一般新制大学に移行して、東京神学大学となった。本学図書館もまたこの経緯を辿りながら発展の基礎を据えた。特に神学校合同の機会に明治学院神学部と東京神学社の蔵書が合わさり本学図書館の蔵書となり、これが発展の基礎となっている。

本図書館は、(1)学習図書館としての機能、(2)研究図書館としての機能、(3)保存図書館としての機能をバランスよく備える。このような図書館の性格から、蔵書収集・構成の理念を明確にし、神学諸分野の他に、宗教学・哲学の図書を主体とし、語学・文学・教養書によって構成している。その学術的専門性の水準は高く、またわが国におけるキリスト教の歴史が浅いことから、洋書の資料の方が多い(洋図書約 7 万冊、和図書約 4 万 3 千冊)。

大学の規模、ならびに学生数も少ないため、図書館長のほか、図書館員は職員 2 名で業務全般を運営し、他に随時、学生を含むアルバイトを雇用している。

図書館の運営に関しては、おもに図書館の運営方針・予算管理・購入図書の選定などを図書館長と教授会より図書館委員として選任された教授 2 名に図書館員 2 名が加わり 5 名によって構成される「図書館会議」によって進めている。図書館の運営に関しては館長と館長補佐の 2 名の教授が責任をもち、資料管理・整理等をはじめその他の図書館業務は、職員 2 名で対処している。

本図書館の 2007 年度(平成 19 年度)基礎データを、平成 18 年度の文部科学省学術国際局学術情報課図書館実態調査から私立単科大学 D クラスの総数を実施館数で割っ

て求めた平均指数（[平均 n] によって示す）と比較すると、小規模ながら、利用者に十分な情報を提供しているという特色がわかる。たとえば所蔵資料数は 112,546 冊 [平均 108,988 冊]、年間受け入れ冊数 1,080 冊 [平均 3,421 冊] と小ぶりであるが、学部・大学院学生定員ひとりあたりにすると所蔵数 501 冊 [平均 76.2 冊]、年間受け入れ数 4.8 冊 [平均 2.2 冊] と、圧倒的に多い。しかも蔵書の大部分が神学専門書なので、この冊数は、相当な充実度を示すと言ってよい。閲覧座席数は 38 席 [平均 189 席]、学部・大学院学生定員数の 16.9% [平均 10.4%] である。

a. 所蔵資料数 [2007 年度（平成 19 年度）末蔵書冊数]

2007 年（平成 19 年）3 月 31 日現在で、図書館が所蔵している各種の資料数は、下表のとおりである。

表 2 分野別蔵書冊数

	冊数(冊)				冊数(冊)		
	和書	洋書	計		和書	洋書	計
キリスト教一般	3,235	6,593	9,828	実践神学一般	1,682	1,003	2,685
聖書一般	21,313	36,657	57,970	基督教外宗教	899	1,261	2,160
キリスト教史	4,152	6,290	10,442	科 学	2,372	2,568	4,9407
教理史・思想史	3,347	5,474	8,821	語 学	1,957	3,107	5,064
組織神学一般	1,314	2,244	3,558	文 学	2,735	4,343	7,078
				合 計	43,006	69,540	112,546

2007 年度（平成 19 年度）逐次刊行物

(単位) 種

	和雑誌	洋雑誌	合計
雑誌(購読)	76	113	189
(寄贈)	287	18	305
新聞(購読)	10	11	21
(寄贈)	1	1	2
総合計	374	143	517

b. 貴重なコレクション

本学図書館には貴重なコレクションとして、ギュツラフ、ゴープル、ベッテルハイム、ヘボン、ブラウンなどによる邦訳聖書や、明治初期からのキリスト教関係新聞・雑誌類の歴史資料がある。また稀覯本としては『大秦景教宣元至本経』（717年の拓本）や、カルヴァンの『キリスト教綱要』（1554年版等数種）、バクスターの『基督教生活方針を含む実践著作集』（1707年全4巻）などを所蔵している。さらに『波多野精一文庫』をはじめ、寄贈書の中には貴重な文献が多く含まれている。

現図書館は、1986年(昭和61年)5月に竣工したもので、延べ床面積は1,259㎡、書架の総延長は4,919m、図書に概算して約15万冊を収容できるようになった。館内の座席数は前述のとおり38席であるが、書庫内キャレルは12席設置している。また館内の閲覧室には約12,000冊の参考図書を備え、他に新聞・雑誌類の閲覧コーナーや、OPAC 検策・カード式目録・複写機などを備えた検索コーナーがある。

しかし館内閲覧室の天井が2階分の高さがあるため音が響きやすく、ことに複写機の騒音が問題になっている。また貴重資料の複写を防止するためにも、数年前から複写機の設置場所を考慮する課題に取り組んでいる。しかし、騒音の問題は図書館建築設計上の根本に関わることでもあるので、簡単には解決に至らないが工夫を加えている。

2000年度(平成12年度)OPAC 端末2基増設し、2002年度(平成14年度)新たにCD-ROM 読み取り専用コンピューターを設置し、館内でCD-ROMの閲覧を可能にした。又、マイクロフィッシュリーダーの機種を新しいものに交換した。2005(平成17)年には図書館システムを一新し、より使いやすく安定した検索システムになった。

表 館外貸出図書冊数(本学学生のみ)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
貸出人数(延べ)	261	281	276	306	89	207	306	258	220	291	270	63	2,828
貸出冊数	402	421	413	504	163	337	448	395	411	438	452	118	4,502
1回平均	1.5	1.5	1.5	1.6	1.8	1.6	1.5	1.5	1.9	1.5	1.7	1.9	1.6

表 館外貸出冊数(利用者別)

利用者区分	貸出冊数
学 生	4502
教職員	942
提携校	25
事務局	4
学外者	176
合 計	5649

表 図書館間相互協力状況

協 力 内 容	総数
参考業務利用者総数(学外)	118 件
うち 文献所在調査	30 件
事項調査	1 件
利用指導	83 件
図書・雑誌の貸借	0 件
その他	4 件
文献複写 受付件数	34 件
電子複写枚数	598 枚
マイクロフィルム他	7 枚
他館への複写依頼件数	16 件
他館への閲覧依頼件数	6 件

開館時間は、授業開始の午前 8 時 30 分から平日は通常午後 6 時まで(授業終了は 5 時 35 分)、土曜日は午後 2 時まで(授業終了は正午)である。

図書館をなるべく長く開館することは、小さな大学にとって人員の配置等の問題があり大きな課題である。しかし開館時間の延長は学生への重要なサービスであるという認識と、学生からの強い要望も考慮し、可能な限り延長開館に取り組み、本学では学生アルバイトの協力によって、週 2 回、夜 8 時までの夜間開館を実施してきた。

また、新たに 2004 年度(平成 16 年度)には、通常の試験中午後 8 時まで毎日延長開館に加え、試験前週の夜間開館も実施した。2005 年年度(平成 17 年度)には上記に加え長期休暇期間中の開館日を週 2 回から週 4 回に変更し利用者の要望に応えた。

「保存図書館」としての機能を重視して、キリスト教関係の貴重書の蒐集・記録・保管を大きな使命として認識している。このため、図書館は全面開架式とはしていない。許可を受けた教職員と大学院生のみ、閉架書庫への立ち入りを認めている。

本学図書館では神学・キリスト教関係の情報センターとしての役割に基づき、学外利用者にも積極的に資料を提供し、研究の推進に資してきた。対象は本学継続教育生、科目等履修生、聴講生及び留学生、本学学外活動の公開夜間神学講座受講生、卒業生、他大学の学生及び教員、一般の研究者等、紹介状があれば利用可能な体制を取っている(継続利用に関しては利用者登録を必要とする)。

・ 図書館の地域への開放の状況

近隣図書館との相互利用については、本学図書館は、以前より国際基督教大学図書館及びルーテル学院大学図書館と親密な関係にあり、教職員が相互に利用していた。この関係を 1994 年(平成 6 年)4 月にさらに拡大し、学生レベルでも相互に利用できるようにしてきた。その制度は現在すっかり定着し、活発に利用されている。

また「東京西地区大学図書館相互協力連絡会」に加入し、近隣の国公立大学の動きなど、情報を得ることが出来るようになってきているが、現在は具体的な相互利用の実施には至っていない。

(学術情報へのアクセス)

- ・ 学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

[大学院]・ 国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

本学はまず、第一段階として、1995 年(平成 7 年)12 月図書館システムを初めて導入し、1996 年(平成 8 年)1 月より、国立情報学研究所のデータベースと接続して、業務のコンピューター化を開始した。システム導入後、図書館蔵書の遡及入力に取り組み、1998 年(平成 10 年)6 月までに約 6 万冊(全体の 3 分の 2)を登録した。

第二段階には、1999 年(平成 11 年)4 月から貸出返却プログラムを導入し、バーコード処理に移行し、利用者 ID カードにて図書の貸出返却を開始した。同年 11 月 NT サーバーによる日立の図書館用パッケージソフト『LOOKS21/U』を導入した。主な図書の入力を近日中に完了させる計画目標をたて、実行を試みてきたが、現状は当初の計画通りなかなか進んではいない。しかし図書館のデータベースの構築に向けて努力は継続してきた。検索機能の向上を図る案を実現に向けて検討し、トータル

な図書館システムの稼働に向けて、またCD-ROMやインターネット等を提供するための利用体制を整備する課題に取り組んできた。

第三段階として、2004年(平成16年)より図書館システムリプレースを検討する機会に、現行システムが少しく本学の実情にあわなくなってきたこと、本学のような小規模の大学図書館の業務にあわせ、現状と利用者により使いやすい環境を整えるためにも、図書館新システム選定、採用の研究を進めてきた。複数のシステムを調査研究し、本学のニーズに合うシステムを選定し、具体的な予算化、並びにシステムカスタマイズなどを進め、2005年(平成17年)9月、リプレースを完了し、富士通社の『iLiswave』を導入した。これによって、従来掲げた目標「国立情報学研究所に準拠した多言語対応」や「OPACの利用時間の延長、情報検索の多様なニーズ対応」などについても、利便性のより高度な環境で図書館を利用できるように改善されたと思われる。

この検索システムの維持運営及びデジタル化された学術資料の記録・保管には、非常勤のシステム・エンジニアがあたっている。

図書館のコンピューター化は、言うまでもなく本学にとって、相当な経費の負担となっている。また、ヘブライ語、コイナーギリシャ語、アラム語、ラテン語など古典語の図書をはじめ、16世紀から19世紀に至る資料も多く、更に特殊な専門資料が多いので、入力業務にかなりの時間を費やしている。遡及入力が完了していない部分については、蔵書の検索は、カードボックスとOPACを併用している。そのため、利用者の不便を解消する必要に迫られ、2008年(平成20年)8月よりもっばら遡及入力業務担当するパートタイム職員を雇用し継続的に遡及入力作業をつづけることとなった。

また、日本私立大学図書館協会をはじめ、東京地区大学図書館協議会等に加盟し、常に大学図書館間で相互に業務協力体制が取れるようにしている。各大学の図書資料の蒐集には限界があるところから、必要とする文献が学内に所蔵されていない場合には、系列のキリスト教主義大学をはじめとする、国・公・私立大学図書館との相互利用の観点から、各大学の教員・学生の研究・学習上の便宜を図るため、相互貸借の受付・依頼の業務協力を行っている。国外の神学関係図書館との学術情報の相互利用の条件整備は今後の課題と言えよう。

大項目の達成目標に関するまとめ：

1. 神学の体系と世界の動向に即した蔵書の整備

第一に、本図書館は神学専門図書館としての特色を持っている。そのため、伝統的に蔵書構築に際し、蔵書構成を神学・宗教学・哲学の分野に重点を置く方針をとってきた。とくに神学分野の資料収集に重点を置いている。このことは長所であるが、観点を換えれば短所ともなる。資料の専門的な水準は高いが、反対に全体として幅広く調和のとれた蔵書構築に欠ける点は否めない。この点

を踏まえ、2003年度（平成15年度）から、引き続き、特に学際基礎科目に関連する書物や、辞書・辞典類を初めとする参考図書類を重点的に補充している。また特に利用頻度の高い基本的な書物に関しては極力複本を購入して利用に供している。教務課と連携を取り、事前に学科目概要を入手し、基礎資料や副資料として挙げられた書物を調査・購入するようにし、学生の利用に対応するよう心掛けた。

資料収集については方針を明文化してはいないが、本学図書館の伝統的傾向に沿った基本的資料は極力整備し、次いで学生や教員のニーズに、入手可能な限り応え、蔵書内容の質的向上を促す高度な資料の整備に努力することとしている。このような観点から、各専攻の担当教授からの購入依頼をはじめ、見計らい図書の選定など、館長を中心とした教員たちにより、厳選を期し、また内外の出版社・大学・団体等に直接発注するなど資料の入手に全力を挙げている。しかし、神学各科のバランスを保った資料収集を行うには、各専攻からの個別の要望を集めるだけでは足りず、2008年度（平成20年度）より図書館委員会が組織された。図書館委員会は、館長と教授2名、図書館職員2名の5名で構成される委員会である。今後は、館長を中心に図書館委員会が蔵書の整備と収集に関する長期経計画を作成し、実行を軌道にのせることが課題である。

2. 日本キリスト教史上貴重な図書の保存と活用

本図書館の第二の特徴は、日本基督教史上貴重な図書を多く所蔵していることである。だが、課題も多い。例えば、所蔵図書の遡及入力が進むにつれ、他大学や学外利用者からの所蔵調査の問い合わせや、文献複写依頼及び図書館相互貸借などの業務が年々増加し、この種の対応がかなり負担になっている。それは本学の神学書構築の理念が英独書に関して高度に専門的研究に対応することを目標として来たことにより、本学は利用される側であり、本学から他大学を利用することは少ないという現実があり、外部からの求めにどう対応するかという課題がある。解決のために本学内の学生アルバイトに図書館規則の指導により専任職員が不在の時でも安定した開館とサービスを提供できるようになりつつある。図書館アルバイトの採用に関し毎年度館長が面接審査し、更に採用した学生にオリエンテーションを丁寧に行っている。

残る課題は、蔵書データの遡及入力がお残っていることである。未入力書籍の実態は、1万2千冊であり、そのうち整理されている25千冊、未整理の蔵書が95千冊ある。この点について、2008年（平成20年）4月に立ち上げられた図書館委員会が未入力図書ゼロに向けての解決策を協議し、まず専任職員が新規購入図書の入力業務だけで、未入力図書の遡及入力業務を棚上げ状態にしてきた問題点が確認された。そこで未入力図書の遡及入力作業は、専任職員の本来的なべき業務であることが確認された。その確認を前提として専任職員を

補佐するために臨時雇用のパート職員を雇用し遡及入力業務を担当させる方針をたて、2008年（平成20年）8月より実行に移そうとしている。しかし、過去3年間の遡及入力の実績が2,805冊であるので、どのように遡及入力の実績をあげることができるか今後の課題である。

9 社会貢献 [学部・大学院共通]

達成目標：

広報活動の充実

(社会への貢献)

- [学部・大学院] ・ 社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度
- ・ 公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況
 - ・ 教育研究上の成果の市民への還元状況
- [大学院] ・ 研究成果の社会への還元状況

本学の社会貢献として最大の関心は、本学の卒業生を求める教会、キリスト教教育機関、学校、大学、社会事業団体などに人材を送り出すことである。本学に対する社会の側からの期待は大きく、教会、学校からの要請は卒業生の数を上回っている。

本学学部・大学院の教育システムにおいて「社会との連携や交流」については、建学の理念に基づき、キリスト教界の教会、教団、また初等、中等、高等教育機関、研究機関との連携は極めて密である。さらに日本国内、北東アジア、またアメリカ合衆国のキリスト教会との交流、ならびに国内のキリスト教学校教育同盟との連携ならびに交流がある。そのためのカリキュラムや実習の整備には、常に最善を期している。とりわけ学部4年および大学院1年において全学生が夏期休暇間のほぼ一ヶ月の期間を、全面的に日本の各地域における教会、また教会を通して各地域との交流のために用いていることは、他大学にもその類例は少ないと思われる。このことは、大学設置の時点より本学の教育方針として、教室での学びを社会に出て、実践することに向けて方向付けることを重視してきたが、その成果が社会的に受入られている結果と自己評価している。また通常の教育システムにおいても、学外のフィールド・ワークを指導する特別な教会実習委員会を設けて、学生の各地域での教会活動を重視している。そうして本学在学生の全員が首都圏のキリスト教会に常時出席し、奉仕学生として登録し、毎週日曜日を含む一日以上を、出席教会を中心に奉仕活動の実践を自由意志にもとづいて続けるように強く教育指導を続けている。この学生の自主的な社会との交流が、本学創立時より今日にいたるまで活発に続けられていることは大いに評価すべき本学の特徴である。この社会的交流活動は、履修すべき学科目の枠外にあり、学生の自主的活動として位置づけているが、学部1年より大学院2年の全学生がこの活動に積極的に参加していることは、学生の社会交流の実践が成功していると評価できる。また学生が教会を通して種々の教育・伝道など種々の自発的活動に参加することを促している。

特にキリスト教会ならびにキリスト教諸学校との連携ならびに交流を実質的に推進するために、キリスト教会と共催する形で「日本伝道協議会」、またキリスト教学校

と協力する形で「学校伝道協議会」を毎年開催続けてきた。前者は主として卒業生を招き、現代のキリスト教が直面している諸問題をめぐって講演、シンポジウムを行い、毎年200名余の再教育の場となっている。後者は日本の各キリスト教系学校（特に高等学校、短大、大学）の有志の支持を得て実行委員会が組織され、実行委員会主催により、本学を会場として、現代の教育の理念やその実践につき、講演、シンポジウム、ならびに高等学校、大学、管理者などの各部会討論を積み重ねているもので、共通の課題の理解を深め、互いの教育的使命の認識を深めている。この二つの協議会は、大学の社会貢献が大学側から一方向指向になることなく、東京神学大学に対する外部からの期待に応えていくために大学が社会に耳を傾ける機会を果たしてきた。

大学の「社会貢献」の実質化に関しては、そのために教授会内に「学外活動委員会」を設け、毎年プログラムの内容と実施について検討を重ねている。本学は、開学以来、社会に開かれた公開講座を続けてきているのが、そのひとつである「公開夜間神学講座」はすでに62年の伝統を持つ。毎週二日間、夜間二時間（夕方6時より8時まで）、一般公開の形で、キリスト教の思想、歴史、倫理、さらに旧約聖書、新約聖書の各書について、あるいはキリスト教芸術（音楽、絵画）について、広く学習の機会を提供している。正式の講座生は2年間で一応の全コースを学べる仕組みになっているが、ほかにも講座ごとの聴講生も歓迎し、毎年40名ほどの講座出席者を得ている。2007年度（平成19年度）からは、一部分受講料なしの無料公開講座を開講の予定である。またこの講座修了生を中心に春、夏の研修会も行っている。

他の「社会貢献」として特筆すべきものに毎年開催する「教職セミナー」があげられる。東京都内にて2泊3日の日程で公開セミナーを開催し、教授会メンバー全員がセミナーに参加し、何らかの役割を分担し、大学あげてのセミナーとなっている。「日本伝道協議会」が比較的实践的な観点と課題を重視しているのに対して、「教職セミナー」は卒業生の枠をこえて広く専門職としての牧師の、再教育の場を提供している。現代の神学における最前線の問題を取り上げ、毎年100名余の参加者を得て、講演とシンポジウムを行っている。これらの成果はまた神学雑誌『神学』、ならびに『総合研究所紀要』に発表され、広く一般に公開されている。

また、教授会メンバーが、日本国内各地の東京神学大学後援会の協力を得て各地で定期的に講演を続けていることがあげられる。教授レベルの社会貢献は、各地の教会を会場に活発に行われている。

教育研究上の成果の市民への還元を示すもう一つの貢献は、「東神大パンフレット」の刊行である。本学教授が執筆し、一般に分かりやすい表現で現代の教会とキリスト者が直面している諸問題を解明し、1971年（昭和46年）より刊行を開始し、好評を得て、既刊30種に達している。

（企業等との連携）

- [学部・大学院] ・ 大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策
- [大学院] ・ 奨学寄附金の受け入れ状況

本学がキリスト教神学の専門教育機関であり、研究機関であることから、一般企業ではなく、全国のキリスト教大学、中高等学校、またキリスト教会から学問、また教育的指導を求められている。教授たちは絶えず、土曜日、日曜日には、大学、学校、教会に出講し、最新の学問的成果に基づき、講演、講習、指導にあっている。

また各地域の「東京神学大学後援会」(北海道から沖縄まで全国 19 箇所)の主催によって、各地域の人々の参加を呼びかけ、それぞれの地域において毎年必ず「講演会」を行っている。これには教授を中心に各専任の教育職員が講演を担当している。また全学を挙げて、各地域の連携・協力体制の確立に努力を重ねている。

大項目の達成目標に関するまとめ：

広報活動の充実

「社会貢献」の具体的展開の方法として、本学は北海道から沖縄まで、各地に後援会を組織し、後援会がその地域の人々のために「公開講演会」を開き、講師は必ず本学教授が担当する形で開く公開講座をすでに 20 年以上つづけている。

本学は一学部・一学科・一研究科という小規模の大学であり、教育職員、事務職員の人数もまた最小限規模であるにもかかわらず、その活動は、きわめて多岐にわたり、教育職員、事務職員両方にとって負担は相当に過重になっている。新しい創造的な取り組みには、当然、現状の活動の取捨選択や改変が必要になるであろう。

現在すでになし得ることの最大限まで拡張した形であって、今後はこれら一つ、一つの事業を内容的に充実することに努力を向けるべきであろう。これら各事業にはそれぞれ適宜、学部上級生ならびに大学院生に参加の機会を与え、卒業後の社会との交流の機会を提供し、その教育効果も挙がっていると思われる。この面の効率をなお上げること、また各事業の学内準備、学外広報のための準備に、事務職員が有効に働けるよう、さらに態勢を整えることが課題であろう。

上述の「東神大パンフレット」は、最近新しいものがなかなか刊行されなくなっているが、2007 年度(平成 19 年度)には二種の新刊が発行された。このパンフレットが果たしてきた役割を考えると、さらに精力的に取り組む必要がある。今後 2、3 年の間に、今日日本のプロテスタント教会で問題になっている教会の法および聖礼典の理解について、教科書的なパンフレットを発行し、

もって広報活動の充実をはかる。

10 学生生活 [学部・大学院共通]

達成目標：

学生の自主的フィールドワークないしサーヴィスラーニングの支援の充実

(学生への経済的支援)

- ・ 奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

本学の学生への経済的支援については、日本学生支援機構を始めとする奨学金への応募を積極的に勧めると共に、学内に、基金並びに毎年度の寄付金を財源とする各種の奨学金を設けている。

学内の奨学金には、一般奨学金、指定奨学金、補助奨学金がある。また急病や経済状態の変化などで、校納金の納入が困難になった学生あるいは急な出費が必要となった学生について、奨学金委員長およびクラス担任が相談に乗り、当該年度内を期限として必要額を貸与する貸与奨学金を用意している。また、本人の申し出とクラス担任の承認によって、校納金の一部の納入を、当該学期の定期試験開始日を限度に猶予することがある。これを延納願い制度という。

これらに加えて、2007 年度（平成 19 年度）より、来るべき 2008 年度（平成 20 年度）の学部新入学生（学部 1 年次入学生と学部 3 年次編入学生）の中から応募者を募り、彼ら、彼女らの授業料負担の一部を軽減するための「入学時奨学金」制度を整え、強力に関係者、諸団体に募金活動を働きかけた。

さて、一般奨学金は、授業料の一部に充当するもので、給付を希望する学生に、経済状況を説明する申請書を提出させ、奨学金委員会において給付を妥当とする者全員に、ほぼ均等額を支給している。2007 年度（平成 19 年度）学部では前期、18 名に合計 780,000 円を、後期は 22 名に 880,000 円、合計 1,660,000 円を、大学院生については前期 21 名に合計 1,020,000 円を、後期は 17 名に合計 680,000 円を支給した。

指定奨学金は、奨学金として給付するという目的を指定した寄付金によって、経済状態の比較的厳しい学生に支給するもので、2007 年度（平成 19 年度）は学部学生 28 名に合計 5,380,000 円、大学院においては 23 名に合計 6,810,000 円を支給した。指定奨学金給付の条件は、寄付者の意思により定められている場合があり、受給者が本学卒業後教会の教職とならなかった場合に返還することを条件としているものもある。給付を希望する学生には、経済状況を説明する申請書を提出させ、奨学金委員会において面接等によって申請の妥当性を審査した上、適当額を支給している。その他、海外の教会ないしは宣教団体の奨学金がある。とくに最近アジアキリスト教高等教育協議会 UBCHEA から、総合研究所活動への支援と並んでアジアからの留学生および国内の成績優秀な学生のために奨学金が寄せられており、指定奨学金のひとつとして給付し

ている。

補助奨学金は、実践神学の領域にかかわるが、履修科目としては設定されていないオルガン演奏について、大学の指定したオルガニストのレッスンを受けた場合の謝礼の一部を補助するものである。2007年度(平成19年度)は学部学生4名に合計104,000円、大学院生1名に合計32,000円を支給した。

上記の「入学時奨学金」制度は、2008年度(平成20年度)4月より発足し、学部へ入学した一年次新生、三年次編入学生合わせて19名の学生に一人あたり280,000円、合計5,320,000円を支給できた。

学外の奨学金では日本学生支援機構の奨学金受給志願者の推薦を行い、2007年(平成19年)5月1日現在、学部には第一種奨学金受給者はなく、第二種奨学金を6名が受給し、大学院においては第一種奨学金を7名、第二種奨学金を4名が(第二種受給者は全員第一種もあわせて)受給している。さらに文部科学省私費留学生学習奨励費について、志願者の推薦を行い、2007年度(平成19年度)は学部1名、大学院1名が受給した。また韓国からの留学生は、「朝鮮奨学会」の奨学金を受けられる可能性があるが、2007年度(平成17年度)は選抜に外れ、残念ながら受給者はなかった。

さらに、学部から大学院博士課程前期課程に進学する場合の大学院入学金納入に際して、経済的困難のあるものには、本人の申請に基づき、その一部を補助している。また、前期課程から後期課程に進学した者の内、前期課程における成績がとくに優秀な後期課程在学者に各専攻担当教授からの推薦により、一年度分の授業料に当たる「研究助手」奨学金を支給することがある。2007年度(平成19年度)には、2名の学生が合計1,050,000円の奨学金を受けた。

また本学の推薦を受けて海外に博士論文執筆のために留学した者で、研究の完結の目途がたったとき、締めくくりの期間の研究生活を支援するために「後継者養成のための奨学金」を用意している。これは公募するものではなく、本人の研究報告に基づいて各専攻担当教授から推薦する。また後継者養成と言っても、本学だけでなく他の大学・研究機関の後継者として期待されている者も含む。

学外の奨学金は、いずれも大学ごとに給付人数の割当があるが、学業を遂行するのに十分な額の給付を受けることができる。これに対し、学内の奨学金は財源の限界から、個々の給付額は学業に必要な費用の全てを覆い得るものではないが、支援を要する学生のほぼ全員に、各々の状況に合わせて様々な種類の援護をし得る奨学金が用意されており、学内外の奨学金を合わせて有効かつ適切な支援が行われていると言える。

また学内の奨学金制度を充実させるために、毎年本学の設立目的を理解し支援する全国の諸教会、個人に現状報告と寄付の呼びかけを行い、その努力が寄付金の実績となって現れていると評価される。

こうして、本学の奨学金制度は、2007年度(平成19年度)申請の「大学評価」に

において、本学の特色の一つとして積極的に評価された。これに甘んずることなく、本年 2008 年度(平成 20 年度)に発足した「入学時奨学金」のような工夫を凝らし、従来の諸制度を活用し、さらに多くの学生たちに、さらに公平に、さらに適正な学生の経済的負担軽減のため改革・工夫・充実させてゆきたい。

- ・各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

毎年度初めに全学生に配布する学生ガイドブックに、学内の奨学金ならびに日本学生支援機構奨学金の意味と応募方法などを解説し、また新入生オリエンテーションにおいて詳しく説明する時間をとっている。学内外の奨学金の募集は、大学掲示板に掲出し、学生課窓口において申請書類準備のガイダンスを個々に行っている。

また学生会と協力して毎年度学生の経済生活調査を実施し、アンケート結果をもとに、学長、学生課担当教員、奨学金委員長が出席して学生との懇談会を開いている。こうした調査および懇談会の内容をふまえて、クラス担任や奨学金委員会が常に学生の経済問題の相談を受け付けている。

本学の財務・会計の状況については、学生は相当程度理解しており、また小規模大学の利点を活かして学生個々人の経済状態も奨学金委員長またはクラス担任が把握しているため、学生への支援の情報提供は適切に行なわれていると評価できる。

(生活相談等)

- ・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮への配慮の適切性

学生の心身の健康保持・増進を図るために健康診断を実施している他、診療室、パストラル・ケアセンターを設置し、福利厚生上の充実をも図るよう努力している。

また生涯にわたる心身の健康保持・増進のあり方について考える授業科目を開設するとともに、全学運動会を実施して、実際にその課題に取り組んでいる。

〔健康診断〕

毎年 4 月に定期検診日を設け、学外の業者に委託して、身長・体重測定・血圧・尿検査・胸部レントゲン・問診等の基本的な健康診断を実施している。なお本学編入生の中には、比較的高齢の者が多いので、血液検査を加えることを検討中である。

〔診療室〕

医師を 1 名委嘱し、学生の健康管理に配慮している。毎週曜日を定めて(現在は水曜日)診療を行っており、よく利用されている。また、嘱託医の厚意により冬季にはインフルエンザ予防接種を行っている。

〔パストラル・ケアセンター〕

専任のカウンセラー 1 名が常時、学生の心の健康に配慮し、相談を受けて助言を与えている。学生が気軽に利用できるように、守秘義務を重んじ、教授会メンバーはその相談事項について特別関与することはない。

〔飲食上の衛生管理〕

衛生・管理・経営上の理由により、教職員及び学生の昼食など食事については、協力関係にある隣接の国際基督教大学とルーテル学院大学の食堂を利用することを原則としている。自動販売機設置や弁当持ち込みによる校内での飲食も可能であるが、分別ゴミ箱での廃棄方法については、管理・清掃担当職員が毎年 5 月、全学生に丁寧に説明して、衛生上の指導をしている。

〔保健・体育の授業〕

学生が生涯にわたって健康の維持管理に基本的な見識を持てるように、学部 1、2 年次に保健体育の授業を設置している。本学の学生は協力関係にある隣接の国際基督教大学の運動場・体育館・室内プールなどを使用することができる。

〔全学運動会〕

年一度 5 月に、学生の健康維持のために運動会を開催している。ソフト・ボール、フット・サル、大縄跳び、二人三脚、マラソン、リレー競争等をクラス対抗で行い、学生の気分転換、親睦にも寄与している。

ただし、平素より運動に親しんでいない学生をも考慮して、その適正能力に応じた種目選択ができるよう配慮している。

〔体育・研修施設〕

学内にある運動施設には、屋内に卓球台、屋外にテニス・コートがあり、学生および教職員に開放されている。また本学の学生は隣接する国際基督教大学の運動施設（例：室内プール）を利用することができる。学生が卒業後も、生涯にわたって利用できる本学独自の施設は上述のものを除いて現在のところないが、牧師として各地にある関係諸団体のキャンプ場・修養会施設等を利用することは可能である。

以上、学生の健康・衛生・福利厚生について基本的に必要なことは実施されている。心の健康管理については、以前非常勤カウンセラーをおいて開設した学内カウンセリングルームを改善し、専任教職員 1 名をおいて常時学生の精神的健康に配慮できるよう、学内にパストラル・ケアセンターを開設している。以前より利用学生の数は増えている。

健康診断については、全学生に受診させるために 4 月の登録期間に実施することにした。またカウンセリングルームについては、2002 年度（平成 14 年度）10 月よりパストラル・ケアセンターが開設され、専門のカウンセラー（室長）が常時、学生の相談に対応できる態勢を整えて、気軽に相談にくる学生が増えていることは、評価で

きる。今後、経過を見守りながら、更なる改善点が生じれば、それに適切に対応する備えが求められる。

人目を気にして、学内のパストラル・ケアセンターを気楽に利用できない学生も存在するので、4月から7月にかけて、全入学生一人一人をパストラル・ケアセンターに呼び、心の状態を調べるために面接をする。

・ハラスメント防止のための措置の適切性

近年、大学におけるこの問題に対処するための委員会設置を検討してきた結果、諸手続きを経て、「セクシャル・ハラスメント調査委員会」設置とその適切な調査・処置に関する内規を定め、2003年(平成15年)4月より当委員会が発足し、機能している。毎年、新入生オリエンテーションや全学懇談会その他の機会に、当委員会内規の意義・目的を説明し、学生のみならず全教職員の理解と協力を求めるなどして、全学的なハラスメント防止に努めている。当委員会は適切に機能しつつ、調査内容を他に漏洩しないよう個人のプライバシーに配慮している。

セクシャル・ハラスメント調査委員会は発足して間もないが迅速かつ適切に機能しており、学生・教職員にその都度説明して、その趣旨の理解と指導に努めていることは、まず評価されてよい。内規に従って当委員会が活動していく過程において、必要があれば当内規の改善・整備に努めていきたい。

・生活相談担当部署の活動上の有効性

本学では、充実した学生生活がなされるように、入学時に全入学生を対象としたガイダンスの一環として「新入生オリエンテーション」を行い、学生生活に必要な情報が漏れなく適切に行き渡るよう配慮し、指導している。また「学生ハンドブック」を全員に配布し、必要な事項を伝達している。さらに掲示版を用いて適宜必要情報を提供する他に、全学生にメールボックスを供与して、連絡を密にしている。さらにクラス制度を設け、教員がクラス担任を務めてたえず学生の相談に乗ることができる態勢を整えている。また学内のキャンパス内に学生寮を設置し、寮監を定めて、遠隔地出身の学生にも便宜をはかっている。

〔新入生オリエンテーション〕

入学式の翌日に新入生全員を集めて、特別のプログラムでオリエンテーションを行っている。学生生活全般にわたっての心構え、学生のための厚生業務(学生課)、パストラル・ケアセンター、学科履修の方法(教務課)、奨学金制度、学生寮、学外での教会生活、事務関係(総務課)、神学会の活動、学生会活動、図書館(見学を含む)等

の情報提供が、学生ハンド・ブック、その他各種の資料に基づいて行われる。

〔学生ハンド・ブック〕

口頭での説明だけでなく、ヴィジュアルな資料としていつでも活用できるように、毎年全学生に配布している。内容は、学長の言葉、沿革と特色、教育と研究、組織、教育職員分担表、各課案内、学年暦、学課履修要項、教職課程、授業時間表、授業計画、学科目概要、学則等である。

〔クラス担任と学生課担当教職員〕

全学生を入学時の学年ごとにクラス分け、各クラスに一人以上の担任を定めて、学生との交流や相談にのることのできるよう、配慮している。クラス担任は、原則として週一度行われるクラス別の祈祷会に出席するから、そこでクラスの学生と顔を合わせることができる。新学期のはじめには、クラスごとに一日ないしは泊りがけでの懇親会を催し、交わりを深め、主題を決めて話し合い、教室以外での意思疎通に支障のないよう努めている。また教職員より学生課担当者を4～5名選出し、学生会執行部と協力しながら、学生生活の充実に努めている。

〔留学生委員会〕

昨年と同様、アジアからの留学生の占める割合が比較的高く、今年は全学部生の一割強を占める。従って、引き続いて留学生のための配慮をし、学業やアルバイト等、生活全般の相談に柔軟に応ずる留学生委員会を設けると共に、年一度、留学生を招いて教授会全員との懇談会を持って、相互理解と交わりを図っている。

とりわけ韓国からの留学生が多いので、韓国語のキリスト教・神学関係の図書利用に便宜を図るよう勤めている。数年前より、韓国発行の新聞を図書館で定期購読して閲覧できるようにしている。

〔全学懇談会〕

毎年5月に、教授会全員と学生とが共に、学内の様々な問題について意見を交換しあう時間を設けている。学生会はこのために事前にアンケートをとり、学生の意見を良く聴取して、全学懇談会にのぞんでいる。

〔学生寮〕

学生寮は本学のキャンパス内に位置しており、教育寮の機能を持たせつつ、学生の自治的運営が重んじられている。

現在の入寮者の数は以下の通りである。〔2008年（平成20年）5月現在〕

学部生	男子	20名	女子	8名
大学院生	男子	14名	女子	6名
合計	男子	34名	女子	14名

キャンパス内に住む教員4名が寮監となって、生活面での相談にものっている。比率からすると全学生の約三分の一以上が寮生活を営んでいることになり、共同生活の

経験が将来に活かされることを期待している。入寮希望者は学生の自治組織である寮委員会の審査を経て入寮を認められることになる。

以上、新入生オリエンテーションなどのプログラムを通して、必要な情報を提供するだけでなく、クラス担任制度、学生課、留学生委員会、寮監を設ける事により、学生たちにはかなりきめの細かい配慮がなされている。本学の独自の特色として、教職員と学生の交流また協力の体制が日頃から整っており、学生は生活面での相談を教職員にしやすい環境が整っている。

最近では、問題を抱え悩みつつも、学内の教員の指導助言やパストラル・ケアセンターでの相談を自分の側から求める姿勢に乏しい学生（特に留学生）が見られ、学生の抱えている問題をさらに的確に把握する努力が求められている。

また学生寮については、寮を希望する女子学生が増えているため、2006年（平成18年）夏、女子寮の部屋を増設し、学生たちからも大いに評価されている。

（就職指導）

- ・ 学生の進路選択に関わる指導の適切性
- [大学院]・大学院生の進路選択に関わる指導の適切性
- ・ 就職担当部署の活動上の有効性

神学は教会における実践において結実する学問であり、ほとんどの大学院生が牧師・伝道者、キリスト教学校の教師(キリスト教関係科目担当)となることを志して入学し、卒業すれば教会の牧師またはキリスト教学校の聖書科の教師となる。任地については、学長に一任し、学長は教授会に結果を報告し、教授会の協力のもとに斡旋している。またほとんどの学生は、目的意識も明確なので、日頃から教師との交流の中で、将来の進路に関する指導、助言を受けやすい環境が整っている。

本学では学部学生に対して、原則として、博士課程前期課程を修了することを要求している。しかし、少数だが学部での卒業を希望する場合もあり、博士課程前期課程の卒業生と共に、学部卒業生にも学長が教授会の助言を求めつつ、任地を斡旋している。

（課外活動）

- ・ 学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性

〔学生会〕

学生が自主的に学生会を組織し、自発的にクラブ活動に活発に従事するのを援助す

る意味で、本学は学生会主催の形でなされる行事に経済的な援助を行い、また学生課担当教員との協力関係を築く努力をしている。学生会は委員会制度を設け、各クラスから選出された委員を中心に、活発に運営されている。委員会には、礼拝委員会、修養会委員会、セオロギア〔神学雑誌編集〕委員会、体育委員会、経済状況調査委員会、例会委員会、カリキュラム委員会、ラウンジ係、新聞部がある。現在の学生会公認のクラブには、コーラス部、テニス部、軟式野球部、卓球部、サッカー部、ハンドベル部、おはなし朗読研究会、現代キリスト教倫理研究会、バルト研究会、カルヴァン研究会、牧会研究会、キリスト教教育研究会、ゴスペルソング同好会等がある。

〔一般時間〕

単位取得を目指した教科課程のほかに、原則として火曜日2時限目に一般時間を設け、異なる分野の講演を聞く機会を設けている。講師は外部から広く招いている。また専攻分野を超えた学際的なフォーラムの機会も設けている。

〔全学修養会〕

年一度11月に学外ないし学内で、2日間の全学修養会を実施し、主題を定めて、学内外からの講師に依頼して学びを深めると共に、クラス・学年を超えた教師と学友どうしの懇談と交わりの場を提供している。

本学の特徴として、日頃から教員と学生との関係は親密であり、学生の課外活動に関して、教員も積極的に協力、助言をしている。

しかし最近、学生の多忙な日常生活のゆえに、課外活動への参加が活発であるとは必ずしも言えない面がある。学生の求め、願いを受け止めつつ、さらに活発な学生の課外活動を支援する体制を整える必要がある。

(教会実習)

本学の教育理念に基づき、本学と関係の深い学外の諸教会において、以下に述べる「実習」に関する一般理論に立脚した実習体験の機会を提供することを通し、学生一人一人が自己研鑽に努めるよう指導している。

理論的には、教会実習は「行為 反省 学習 (action-reflection-learning)」という一連の過程と見なしている。つまり、通例の発想と異なり、授業で学ぶことは一つの「行為」と考え、実習においてその意味や適用を考える「反省」の機会とする。また、逆に教会の現場での実習を一つの「行為」と考え、教室に戻って学ぶことを、その実習で体験したことに関して振り返り見直す「反省」の機会と考える。こうした場を変えた「行為」と「反省」の相互反復過程を踏んで、学生が知識と体験の内容を現場とクラスでしっかりと受け止め直し、最終的な「学習」成果として身につけていくことを目指す。

こうした基本理論に従い、本学の教会実習担当の委員会では、三種類の具体的な教会実習の機会を学生に与えている。

第一には、学生が本学に入学し卒業するまで、すべての学生に原則として首都圏に存在する諸教会に責任を持つ指導牧師の指導を受けながら、毎週教会生活を守ることが求められる。また本学の教会実習委員会の実務担当教授が、学生の出席している教会の牧師と適宜連絡をとり、学生一人一人に具体的な指導や助言を行い、実習の実をあげるよう努めている。

第二には、特に学部3，4年生から大学院生を対象に、毎年10月のいずれかの日曜日に「神学校日」という行事に合わせて、各地の諸教会の依頼に応じて学生が教会に派遣され、(多くは1日だけだが)教会実習の機会を持つ。学生は礼拝や様々な活動に参加し奉仕し自己研鑽するだけでなく、各地の教会の牧師、会員、子供達、付属幼稚園児などと広い交流・接触をもつ機会としている。

第三には、学部4年生と大学院修士課程の1年生に、例年7月から8月末まで1ヶ月から1ヶ月半の期間、夏期の教会実習のプログラムに積極的に派遣する。準備では、全国各地の諸教会が立案している様々な実習プログラムを検討し、参加希望の学生の適性を十分に考慮する。実習の終了後、実習生受け入れ教会の指導牧師と、参加学生の双方からそれぞれ独立した実習の報告書を提出させる。教会実習委員会の委員の教授(現在は5名)で分担し、それぞれの報告書を読み、10月から11月半ばまでの1ヶ月半の間に、一人最低20分から40分位で学生と個人面接の機会を持つ。目的は、学生に夏期実習の意義や評価を整理させ、牧師としての将来の務めに向かう自己の長所と課題について自己省察を深めさせる点にある。過去数力年のこのプログラムへの参加学生数は以下の通りである。2000年(平成12年)は41人、2001年(平成13年)は45人、2002年(平成14年)は41人、2003年(平成15年)は51人、2004年(平成16年)は52人、2005年(平成17年)は40人、2006年(平成18年)は43人、2007年(平成19年)は50人、2008年(平成20年)は43人である。このように、毎夏、本学在校生のおよそ三分の一前後の学部4年生ならびに大学院1年生の大部分が、夏期実習に赴くという大きな実践的学習活動である。

神学の学びに従事する学生は、大学のクラスでの活動だけでは育たない。この点で、教会実習の三種類の実習参加は、平生の生活指導と並び、学生のバランスの取れた人格的成長と諸教会との交流経験の深化を達成する目標から見て、極めて重要である。特に毎年夏期伝道実習を終えてキャンパスに戻ってくる学生たちの多くが証明する成長ぶり、秋からの積極的な神学への取り組み姿勢に見せる好影響、逆に自らの重大な諸課題を真剣に自覚させられる反省効果をも合わせて考えると、本学の实習プログラムは、理論学習と実践学習との固い結合を証明するものであると言えよう。

教授と学生の関係は、人格共同体型大学の性格もあり、極めて緊密であり、多面的

な指導と協力から成り立っている。これまでのところ、教会実習のプログラムは、一般的には成果をあげてきた。

他方、現在、改善・改革を求められる問題点としては、現在、次の二点が挙げられる。第一に、近年では入学試験の多様化により、以前に比しても実に様々な人生体験、社会体験、人格的成熟度、学力の学生達が入学してくるようになった。こうした学生一人一人の個性や課題を考慮した教会実習制度の再検討が求められる。第二に、本学の教会実習プログラムの実現に長年協力してくれた諸教会の指導牧師、会員層の世代交代や財政問題、地域社会の構造変化が起こりつつあることである。ここに来て、改めて本学と諸教会の間の共通の実習目的と理念を再確認し、また現在の学生の現実に即した実習教育と方法に関して具体的な協議や方策のすり合わせをすることが必要な時期がきている。

大項目の達成目標に関するまとめ：

学生の自主的フィールドワークないしサーヴィスラーニングの支援の充実

入学試験に社会人入学、社会人編入学の枠を設けたことにより、学生の多様化がさらに進んでいる。そのために、学生生活の支援および進路指導に関しても、きめの細かい配慮と的確な指導助言が求められる。この点で、日頃からの教師と学生の交流を通して、学生一人一人の状況の的確な把握をさらに努め、適切な助言指導を与えていけるよう、ますます努力する必要がある。

その努力の第一として、2002年(平成14年)10月より発足したパストラル・ケアセンターと教会実習委員会が緊密に連絡をとり、学生の個性と課題を深く理解し、教会実習指導を行う方策を立てた。具体的には、同センター室長が教会実習委員の一人として教会実習のプログラムの実行にも直接参加する形で実現した。無論、学生のプライバシーに配慮しつつも、可能な限り緊密に学生指導面で連絡を取り調整できる体制が出来、以前よりも学生への対応面では改善が見られる。

第二に、各学年担任制をとって、年二回の前・後期の学生登録時に、担任教師が学生一人ずつもれなく面接して、履修・成績などの学業および学生生活・教会実習に関する相談・助言・指導が可能な機会を設けており、逐次必要に応じて、教会実習委員会と連絡を取り合っている。

第三に、教会実習委員会が学生受入れ諸教会の意見を考慮しつつ、簡潔な学生指導ハンドブック(「教会実習の理念と実際」)のようなものを作成して、大学と教会との協力関係の充実のために有効に活用することに努めたい。

諸教会は実際に、教会礼拝に出席し奉仕する学生に奨学金など財政的支援をし、牧師はその生活や進路に関する相談に係わることが多い。そこで昨年度より、進路指導に備えて、学年度初めに学生本人に説明した上で、学生が実習する教会の

牧師から学生のフィールドワークやサーヴィスラーニングに関する評価・意見を求めている。

11 管理運営

達成目標：

- 1．諸規則にのっとり、学長のリーダーシップの下で教授会を更に公正・民主的に運営する
- 2．学校法人理事会・評議員会との良好な協力関係の維持

(教授会)

- ・教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

一学部・一学科(・一研究科)の単科大学であるので、学部教授会は同時に大学教授会である。2003(平成15)年5月に「東京神学大学寄附行為施行細則」から教授会の構成、委員会、役職等の規則を独立させる形で「東京神学大学教授会規程」、「東京神学大学委員会規程」、「東京神学大学教育職員役職規程」を制定し、規則を明確化した。

教授会の権限については、「東京神学大学教授会規程」、とくに第8条によって、教育課程の立案、実行、教員人事を含めて、民主的運営にふさわしい権限を与えられ、これを適正かつ十分に実行しうるよう、活動している。具体的には「東京神学大学委員会規程」に基づき専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」による役職担当者から、報告、教授会の審議事項にかかる案件が提出され、審議されている。とくに教育課程の方針ならびに教員人事については、各専攻の「専攻会」においてまず協議したうえで教授会に提案されるのがふつうである。[なお、「専攻会」の内容については、学部-5 教員組織、(教員組織)の項目「...教員間における連絡調整の状況とその妥当性」の記事中にあるb.専攻会を参照のこと。]

教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割は適切であり、諸規則にのっとり適正に活動を行っている。

- ・学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性
- ・学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性

一学部・一学科の単科大学であるゆえに、学部長は、次項(学長、学部長の権限と選任手続)で述べる通り、学部教授会での選挙によって選ばれる学長がこれを兼任する。また学部教授会がすなわち大学全体の教授会である。それゆえ、表記の関係は極めて密接であり、適切である。同様に、学部教授会が全学的審議機関であり、

学長候補者もこの学部教授会すなわち大学全体の教授会で選挙される。連携は極めて密接であり、適切である。

(学長、学部長の権限と選任手続)

- ・学長・学部長の選任手続の適切性・妥当性
- ・学長権限の内容とその行使の適切性

一学部一学科の単科大学として、大学学則第3条の理念・目的・教育目標を達成するために、学長の選任については、教授会の支持を重視しており、手続は適切かつ妥当である。

学長は、「東京神学大学学長選挙に関する規約」に従い、教授会成員（助教授以上）全員の投票により、その3分の2以上の支持または上位2名の決選投票によって選出され、理事会に候補者として推薦される。また学部長については、従来規定がなかったが、2004年（平成16年）5月の定期理事会において、「東京神学大学学則」を改正し、神学部長を置くこととした（第25条）。同時に東京神学大学学部長選考規定を制定して学長が兼務することとした。

学長の権限については、寄附行為施行細則第10条、学則第24条に規定されている。また単科大学の学長として学部長を兼ねる。学務を管掌するものとして、また教員、事務職員の人事、財務の管理運営に関する事項を職務とするものとして、大学全体の審議機関でもある教授会を主宰する。権限の行使は、教授会の了解のもとで行われており、必要に応じて教授会書記と意見交換を行なうようにしており、おおむね適切である。

- ・学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性
- ・学部長権限の内容とその行使の適切性

学部教授会が全学的審議機関であり、学長候補者もこの学部教授会すなわち大学全体の教授会で選挙される。また、学長の職務遂行のための、調査、立案等は教授会に設置された諸委員会において行われ、教授会に提出される。教育課程、教員人事の立案などは、専攻会において協議されたうえ、教授会に提案される。連携は極めて密接であり、適切である。

本学では、学長が神学部長を兼務しているため、上記の学長権限の適切性の細目を参照のこと。

(意思決定)

・大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

大学の意思決定については、教授会に設置されている各種委員会ならびに専攻会、また、担当部署が調査、検討、立案して教授会に提案し、これを協議を踏まえた上で承認し、理事会の審議事項であれば、学長が理事会に提出する。学長決裁に関わる事柄も、緊急の事柄であるとき以外は事前に教授会に報告される。従来行われてきたプロセスを追認する形で、2004年（平成16年）5月に稟議規程を制定した。意思決定は民主的手続にしたがって行われており、適切である。

（評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関）および

（教学組織と学校法人理事会との関係）

- ・評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性
- ・教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

理事会

学校法人東京神学大学寄付行為〔2005年（平成17年）3月30日改定〕第5条により定数18名の理事を置き法人理事会を組織している。現在欠員はない。

また、監事の定員は2名で欠員はない。

理事及び監事についてはその配偶者又は3親等以内の親族は含まれていない。

監事は、理事又は学校の職員ではない。

寄付行為第10条に定めるとく毎年3回、5月、11月および3月に定期理事会を開催し、また必要に応じて臨時理事会を開催している。

寄付行為第12条により理事会に常務理事会を置いている。常務理事会は、年8回開会している。常務理事会が審議した事項は、理事会の議決を得なければならない。なお、常務理事会は、寄附行為施行細則第4条に基づき、理事長、学長理事、書記理事、財務理事および理事会において互選された理事4名によって構成されている。

なお、教授会から選任されている教授会書記が学長補佐として理事会並びに常務理事会、さらに評議員会に常時陪席し、教授会との関係を円滑にならしめている。

理事会には2名の監事が常に出席している。

理事長及び常務理事

理事長 齋藤 正彦

学長理事 山内 眞

書記理事 甲賀 道生

財務理事	齋藤	豊
常務理事	伊藤	瑞男
”	長山	信夫
”	深谷	松男
”	岩澤	嵩
監事	小山田	小八郎
”	寺門	文雄

評議員会

寄付行為第 21 条の規定により選出された 37 名をもって組織されている。

第 21 条 本法人に評議員会を置き、次の範囲から選ばれる評議員 37 名をもって組織する。

- (1) 本法人理事会の選任する、日本基督教団に属する教師・信徒及び宣教師の中から 22 名。ただし、宣教師は 5 名以内とする。
- (2) 次の範囲から挙げられ、理事会が選任する者
東京神学大学教職員の互選による教職員 5 名
東京神学大学同窓会の推薦による同会員 6 名
- (3) 本法人理事会が選任する、前各号の他適当な者 4 名

評議員会は寄付行為第 25 条から第 28 条の規定に基づき運営している。

2008 年(平成 20 年)5 月 26 日、任期満了にともない評議員・理事・監事が全員あらたに選任された。

単科の小規模大学の特性として、教授会と学校法人理事会、評議員会との間には密接な信頼関係がある。学長は「学校法人東京神学大学寄附行為」第 5 条によって職務上の理事であり、同施行細則第 4 条により常務理事であるが、これに加えて、同施行細則第 5 条において教授会書記を理事会・常務理事会に常時陪席させることができ、実際そのように行われている。

さらに同施行細則第 7 条、8 条によって、学長、教員の任免等、学長・教員人事に関する事柄は教授会の推薦を必要とし、あるいはその意見を徴して行われる。連携協力関係及び機能分担は適切である。

大項目の達成目標に関するまとめ：

- 1．諸規則にのっとり、学長のリーダーシップの下で教授会を更に公正・民主的に運営する
- 2．学校法人理事会・評議員会との良好な協力関係の維持

本大学は単科大学であり教員数が少ないこともあり、教員間の連絡調整は常に良好であり、理事会・常務理事会には学長とともに学長補佐として教授会書記も出席しているため、理事会と教授会の状況は双方に報告され、関係は極めてよい状況にある。その意味で、達成目標には、かなりの満足度をもって改善・進捗していると判断できよう。

だが、課題としている設置基準に定められている教員の定数確保および、定年退職で引退していく教員の後任を本学の学問的水準を落とさないように補充して行くことは甚だ困難ではあるが、拙速を避け、真に資格と能力を備えた人物を得るよう努力している。(具体的な改善方策は、学部・定員管理や教員組織、自己点検・評価等の大項目を参照のこと。)

(参考)

a 学長

本学の教育上・行政上最高責任者は学長でありその任期は寄附行為施行細則により4年である。(但し、重任を妨げない。)また、その職務としては寄附行為施行規則第10条に次のように定められている。

第10条 学長は本大学を総括し、次の職務を行う。

- 1 教授会各種委員会等の招集に関する事項。
- 2 理事会の決議に基づき、職員の人事ならびに財務の管理運営に関する事項。
- 3 予算案、決算報告、学事報告その他理事会に提出する事項。

学長補佐

学長の職務を補佐するために教授会において選挙により選出された教授会書記がこれにあたる。

b 学長選任の手続き

学長選挙に関する規則により助教授以上の教授会構成員により選挙を行い選出する。但し、被選挙者は学外から選ぶこともできる。

教授会において選出された候補者は理事会において理事総数の4分の3以上の同意をもって理事会において決定する。

c 教授会

本学は、教育研究の充実と発展および本学の学事に関する運営を円滑に行なうため、「東京神学大学教授会規定」を定めている。

東京神学大学教授会規程に、教授会は本学学部及び大学院研究科の教授研究に関する次の事項を審議すると規定されている。

- (ア) 教育職員の研究方針および計画に関する事項。
- (イ) 教育職員の人事に関する事項。

- (ウ) 学生の入学、退学、卒業修了および学業評価に関する事項。
- (エ) 学生の教育、指導及び賞罰に関する事項。
- (オ) 学位および称号に関する事項。
- (カ) その他教務および学生に関する事項。

教授会は教授会規程により教授・助教授を構成員としているが常勤講師も常に出席している。

教授会規程第7条に教授会は月2回開催するように定められているが、2008年度（平成20年度）も2007年度（平成19年度）と同様に26回の定例教授会と3回の特別教授会が予定されている。

なお、大学院研究科委員会については大学院学則25条に次のとおり規定されている。

- 1 大学院担当教員の審査に関する規定。
- 2 学位審査および学位授与に関する事項。
- 3 教育課程に関する事項。
- 4 学生の入学、退学、転学、休学、課程の修了及び卒業に関する事項。
- 5 学生の資格認定および身分に関する事項。
- 6 学生の賞罰に関する事項。
- 7 その他研究科に関する事項。

教員組織

[2008年（平成20年）5月現在]

学 長	山内	眞
教 授	近藤	勝彦
"	山口	隆康
"	芳賀	力
"	大住	雄一
"	棚村	重行
"	関川	泰寛
"	朴	憲郁
"	神代	真砂実
"	小友	聡
准教授	中野	実
"	W.ジャンセン	
常勤講師	烧山	満里子

12 財 務

達成目標：

財政の長期安定化のために第三号基本金（指定寄付金）の募集を積極的に展開する

（教育研究と財政）

・教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)の確立状況

東京神学大学は、2008年度（平成20年度）には、1学部1学科、学生総数67人（大学院学生を加えても117人）という小規模の単科大学であり、本学の帰属収入における収入構成は、他の私立大学とは特徴を異にしている。

学生生徒納付金の帰属収入の割合が、高い比率を示す他の私立大学に比べると、本学の収入比率は、2007年度（平成19年度）の実績で、寄付金が46.6%（過去5年間の平均で44.6%）、学生生徒納付金24.2%、国庫補助金19.8%、資産運用収入他合計が9.4%となっており、寄付金は本学の財政基盤を支える最も大きなウェイトを占める重要財源となっている。

学生納付金の額の設定については、昨今の社会情勢を鑑み、又神学教育連合加盟校や独立行政法人校の納付金の推移をも勘案し、毎年一定額の増額を実施してきているが、急激かつ大幅な増改訂は望めない状況にある。

国庫補助金は、経常費補助金の申請を毎年継続して行っている。私立大学を取り巻く客観情勢の下では、同補助金の増大は見込めないが、今後も同額程度を確保していきたい。

資産運用については、低金利状況下で過去数年間は、運用実績が年々低下傾向にあった。だが本年度は、元本の保証を基本としつつ、特定定期預金、国債・地方債等の保有も積極的に行い、運用益の確保に努めている。

一方、寄付金に関して述べると、本学はそもそも1943年（昭和18年）に有志による寄付金（献金）によって発足し、その後更に外国ミッションによる献金も加わって支援が続けられ、運営されてきた。そしてその後、1962年（昭和37年）には、本学の後援会組織が発足し、今日までこの体制が継続発展してきた。

こうした背景により、寄付金は本学財政の根幹をなしており、その大半を本学の全国後援会組織の運営による恒常的・継続的な多額の献金によって支えており、着実な実績を積み重ねてきている。ちなみに、2007年度（平成19年度）における寄付金の内容を見ると、寄付金総額は、223,880千円であり、そのうち後援会献金は、128,501千円にも上っている。その内訳を見ると、全国の諸教会からの教会賛助金（562教会）が48,890千円、信徒個人による献金（64,478人）が64,478円、

同窓会やキリスト教学校など諸団体からの献金が、合わせて 15,132 千円で構成されている。

このように寄付金は、本学財政の柱になっており、今後もその更なる発展を願い、支援者の一層の拡大に向けて綿密な計画と実現を目指していきたいと考えている。

・総合将来計画(もしくは中・長期の教育研究計画)に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性

本学は、長期的な財政基盤の安定と基本的財産の充実を図るため、第三号基本金に組み入れられる指定寄付金(一般基金と奨学金基金)の募集活動を 1993 年(平成 5 年)から積極的に展開しており、2002 年度(平成 14 年度)8 月には 10 億円を越え、2005 年度(平成 17 年度)末現在で 11 億円を越える規模まで伸長している。

財政的には、この第三号基本金を元金として、その運用利息を年々の本学の支出予算の財源として活用する仕組みになっており、2007 年度(平成 19 年度)では、約 1900 万円の利息収入をあげるまでに至っている。

この第三号基本金に組み入れられる指定寄付金は、財政基盤を将来に亘って支える重要な財源の柱として一層拡充するため、次の目標額を 20 億円と定め、全国の諸教会、信徒、更にはキリスト教系学校等関係先に積極的な協力を訴える活動を展開中である。この基本金については、今後更に将来を見すえて規模の拡大を図り、長期的な収入源を構築するものとして充実させていきたい。

(外部資金等)

- ・文部科学省科学研究費、外部資金(寄付金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用益等の受け入れ状況

本学の特質上、文部科学省科学研究費補助金は受給しておらず、また受託研究費、共同研究費などの申請は現在のところ行っていない。

また、寄付金については、上述の(教育研究と財政)の項に述べたとおりである。

(予算編成) および(予算の配分と執行)

- ・予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化
- ・予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

本学の年度予算は、理事会において決定される年度事業計画に沿って、事務局において予算原案を作成し、各関係部門との調整の後、教授会の審議を経て財務担当理事との最終調整を行う。その後、常務理事会における審理を行った上で、毎年 3

月下旬開催の定期評議員会の諮問を受け、定期理事会により審議決定される。

また、予算の補正を行う必要が生じた場合には、年に1ないし2回上記と同様の過程を経て原案の策定、審議決定を行っている。

予算配分と執行については、月次に確認を行うとともに、定期的に報告書を作成し、常務理事会、定期評議員会、定期理事会に提出している。

執行部門と審議機関の役割分担・連携は明確である。また、予算配分と執行については、適切に運営されており、支障はない。

(財務監査)

- ・アカウントビリティを履行するシステムの導入状況
- ・監査システムの運用の適切性

毎年、公認会計士監査および監事監査を経て、理事会にて報告された決算書は、その後閲覧に供するとともに、大学報およびインターネット上のホームページに掲載している。

公認会計士監査は、原則として毎年12月から、毎月1乃至2回行われ、逐次会計指導を受けている。また監事および財務理事にも適宜報告すると共に適時来校を依頼し、併せて公認会計士も同席した監事会を毎年5月に開催している。

閲覧の体制は、整備されており、また大学報およびホームページへの掲載もタイムリーに実施できていると考える。また、公認会計士による監査についても、詳細かつ適切・適法な運営に努めている。

(私立大学財政の財務比率)

- ・消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

本学の特徴として、学生数が少なく小規模であるために、学生納付金の比率が総体的に低いこと、また支給される経営費補助金にも限界があるため、前述の(教育研究と財政)の項目で述べたように、結果として寄付金比率が全国平均に比較し、かなり大きなものになっているのが特徴である。

予算収入の三本柱のうち、学生納付金及び国庫補助金比率の向上に多くを期待できない環境の下では、畢竟、現状の寄付金比率は適正妥当であり、これを維持していくことがむしろ必要であると考えられる。

(2007年度大学評価の財務に関する勧告)

大学評価の結果、財務の関して次のような勧告がなされた。

「キリスト教指導者養成という明確な目標を持った大学であるので、財務のあり方についても一般の学校法人と同一には評価できない。しかし、学校法人である以上、帰属収入に対する翌年度繰越消費支出超過額の割合が、継続して 100%を超えていることは法人存続を厳しくする要因になる。また、流動比率や基本金引当金を除いた要積立額に対する金融資産の充足状況からも、財政的安定性に不安要因がある。定員の未充足が続いていることから、中・長期の教育研究計画を保障できる財政計画の策定と実行を強く望む。」

これに対し、次のような回答をした。

(1) 財政計画の策定と実行

学校法人東京神学大学理事会は、2007年5月に「財政問題検討委員会」を設け、「長期財政計画案」の作成を付託した。

これを受けて「委員会」は2007年11月の定期理事会に「東京神学大学財政計画」を上程し、理事会はこれを審議の上決定した。

現在は、「計画」の実施段階に入っているが、「委員会」は、すでに全国の関係者を対象に説明会を開催するかたわら、各方面に支援・協力を強く訴え、次年度から本格化する「計画」実施に向けて総力を挙げて活動を展開している。

(2) 財政体質改革の実現

上記の「計画」実施に伴い、帰属収入の画期的・安定的な増収が見込まれるので、従来からの借入金ゼロの体質を堅持しつつ、ご指摘の帰属収入に対する翌年度繰越し消費支出超過額の割合の改善、流動化比率の改善、更には基本金引き当てを除いた要積立に対する金融資産の増額等の課題にも鋭意取り組み、財政体質の改革につなげていきたいと考えている。

大項目の達成目標に関するまとめ：

財政の長期安定化のために第三号基本金（指定寄付金）の募集を積極的に展開する

本学の財務に関する目標達成のために、財政基盤の安定強化は必須の課題である。しかし、点検諸項目の記事においても述べたように、第三号基本金（指定寄付金）の拡充により、その果実である利息収入を漸次増加させ、年々の経常収入への取り込みを着実に実現しつつある。今後ともその規模を更に拡大させていくことを目指し、この第三号基本金が、学生納付金、国庫補助金、寄付金と並んで、財政の第四番目の柱となるように努めていきたい。

貸借対照表関係比率

分類	比率名	算式	2005年度	2006年度	2007年度	全国平均
自己資金は充実 されているか	自己資金構成比率	$(\text{基本金} + \text{消費収支差額}) \div \text{総資産}$	87.8	88.0	89.8	87.2
	消費収支差額 構成比率	$\text{消費収支差額} \div \text{総資産}$	23.7	24.8	25.5	4.6
	基本金比率	$\text{基本金} \div \text{基本金要組入額}$	100.0	100.0	100.0	96.9
長期資金で固定 資産は賄われて いるか	固定比率	$\text{固定資産} \div \text{自己資金}$	109.0	108.2	109.0	98.5
	固定長期適合率	$\text{固定資産} \div (\text{自己資金} + \text{固定負債})$	98.0	97.4	98.8	91.0
負債に備える資 産が蓄積されて いるか	流動比率	$\text{流動資産} \div \text{流動負債}$	181.0	212.2	162.5	251.2
	前受金保有率	$\text{現金預金} \div \text{前受金}$	187.3	224.5	186.7	299.3
負債の割合	総負債比率	$(\text{固定負債} + \text{流動負債}) \div \text{総資産}$	12.2	11.9	10.9	12.8

注) (自己資金 = 基本金
+ 消費収支差額)

消費収支計算書関係比率

分類	比率名	算式	2005年度	2006年度	2007年度	全国平均
経営状況は どうか	帰属収支差額比率	$(\text{帰属収入} - \text{消費支出}) \div \text{帰属収入}$	10.0	4.0	24.6	7.4
収入構成はど うなっているか	学生生徒等納付金 比率	$\text{学生生徒等納付金} \div \text{帰属収入}$	24.2	22.3	15.6	71.6
	寄付金比率	$\text{寄付金} \div \text{帰属収入}$	46.6	48.3	62.4	3.0
	補助金比率	$\text{補助金} \div \text{帰属収入}$	19.8	18.4	15.0	12.1
支出構成は 適切であるか	人件費比率	$\text{人件費} \div \text{帰属収入}$	58.0	60.0	49.1	51.4
	教育研究経費比率	$\text{教育研究経費} \div \text{帰属収入}$	23.8	22.0	17.1	29.7
	管理経費比率	$\text{管理経費} \div \text{帰属収入}$	8.0	13.4	8.9	8.7
	基本金組入率	$\text{基本金組入額} \div \text{帰属収入}$	6.9	11.2	33.7	14.5
収入と支出の バランス	人件費依存率	$\text{人件費} \div \text{学生生徒等納付金}$	239.6	268.9	313.4	71.7
	消費収支比率	$\text{消費支出} \div \text{消費収入}$	96.6	108.0	113.6	108.3

13 事務組織

達成目標：

本学の教育理念・目的を実現する適正規模の事務組織体制の整備

(事務組織と教学組織との関係)

- ・事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況
- ・大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独立性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

学校法人東京神学大学事務組織及び事務分掌規程に基づき本学に事務局が置かれており、事務局には事務長、主任及び職員(合計 11 人)が配置されている。事務長は学長を補佐する地位にあって、教学組織である定例教授会に常時陪席しており、また事務職員は教員によって構成・運営されている各種委員会及び関係主任教員との連携を常に保っている。

また、本学の事務組織と教学組織はそれぞれ、本学の規程に基づいて設置されており、固有の機能を担っている。と同時に事務長は教学組織の運営状況を適切に事務局組織に徹底し、業務に活用する関係にある。また、事務局員は適時各種委員会に同席又は陪席し、各主任教員との連携協力の下で業務を遂行している。

事務組織については、東京神学大学組織図を参照。

事務組織と教学組織との間の連携はきわめて密接であると考え。また、事務組織と教学組織は、それぞれの機能の独立性を保ちつつ、適時適切な連携をとり、円滑な業務運営を行っているものと考え。

(事務組織の役割)

- ・教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性
- ・学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性
- ・学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性
- ・国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

本学の事務組織として、教務課(職員 2 人及び補佐 1 人)を設置し、教学に関わる下記のような企画・立案・補佐機能を担っている。それらは、) 学生の入学・卒業、) 学生の学籍、身分管理、) 単位の履修・認定、) 受講登録、) 学科目整理、授業時間割編成、) 授業・試験実施補佐、) 成績記録の管理・保管 などである。また、学生課は、学生の入学から卒業、社会への巣立ちまでのキャンパスライフを

包括的・組織的に支えることを役割としている。

経理課を設置し、事務長の指揮下で各部門の予算要求受付から収入規模試算、優先支出事項、支出枠等を踏まえての予算原案調整・編成事務を担当している。

また、毎月最低1回事務職員が全員参加する事務連絡会を開催し意思の疎通を図ると共に、教授会、理事会の動きを知り、かつ事務部門の意見等を教授会などに伝えることを通じて緊密な連携を図っている。

留学生に関する専門業務については、総務課、教務課、学生課において、留学生担当の教員の指揮下及び留学生委員会との連携・協力の下で対応している。それと共に、入試、就職関係の専門業務については、教務課、学生課において教務課主任、入試担当主任、学生課主任の教員の指揮下で対応している。

それぞれ少数の体制ではあるが、教学との連携のもとで、各機能とも適切に対応できていると考える。

・大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

本学の法人事務局として事務長並びに総務課、財務課、経理課等の職員が機能しており、理事会、常務理事会、評議員会、後援会推進委員会、基金拡充募金運営委員会等の諸活動を全般的にサポートしている。

また上記諸会議には、事務長ほか関係職員が陪席し、正確な情報に基づく審議、議決が行なえるよう補佐するとともに、会議の審議経過と結果について、すみやかに各組織内に周知を図っている。

事務局として、経営活動の積極的な実現を支援できていると考える。

(事務組織の機能強化のための取り組み)

・事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

本学においては、各事務職員の自主的な能力開発を促すと共に、毎月事務連絡会の場を活用して、各部門の当面する課題の共有を目指し、法令改正動向のフォロー確認等をテーマに職員全体の知識のレベルの向上に努めている。

各職員の個人的能力、連携動作円滑化と情報の共有化が、業務の効率と内容精度向上に繋がりとつあると考える。今後さらに、外部の動きに目を配るように各職員の意識向上に努めていきたい。

(事務組織と学校法人理事会との関係)

・事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

本学の理事会は、年 3 回、常務理事会はその下において年 8 回の定例的開催をしており、大学の実質的な運営方針決定の役割を果たしている。事務長は、これらの会議に常時陪席し、正確な情報に基づく審議・議決が行なわれるよう補佐すると共に、会議の審議経過と結果について、速やかに各組織内に周知を図っている。

連携はきわめて密接であり、滞りなく業務が推進されていると考える。

大項目の達成目標に関するまとめ：

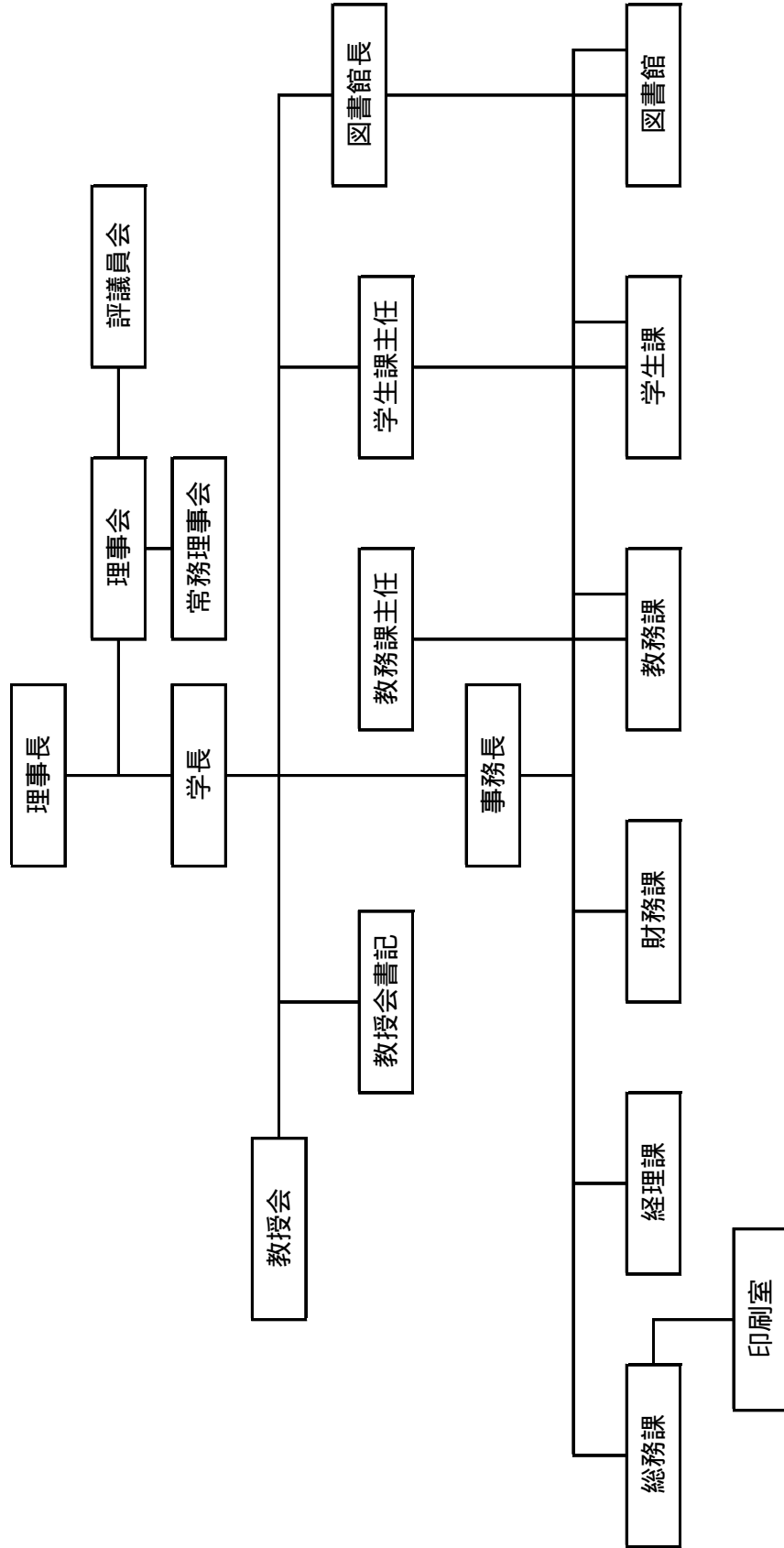
本学の教育理念・目的を実現する適正規模の事務組織体制の整備

本学の事務組織は、11 人からなる小所帯であるが、点検細目で述べたように、全体として適正な組織体制の整備は進捗している。

次に、「水準による評定事項」にある「事務職員の研修機会を設けているかどうか」であるが、現在のところ二種類の「研修機会」を提供している。第一には、小規模の体制を生かし、月初めの火曜日午前中に「全員事務連絡会」を開催し、事務長の司会の下で、実務的な課題について協議する機会を設けている。その場には、必要に応じて学長も出席し、大学の理念やモラルに関わる諸問題についてスピーチを行い、職員の職務や目的意識の向上と深化に努めている。第二に、新職員採用時のオリエンテーションや、図書館職員の夏期司書研修会参加など職員個人に限られた範囲での研修機会を提供しているが、その範囲にとどまっている。

将来の改善策としては、職員全体に共通して身につけるべき情報システムの知識や法令改正等の最新情報、専門知識の向上を図るため、2008 年度（平成 20 年度）上期から学外における専門知識研修会などに積極的に関係職員を参加させ、その成果を職員全体で共有化するように計画的に取り組んでいきたい。また、2008 年（平成 20 年）には年間を通じて随時他大学などの業務改善取り組み状況の調査等大学事務局としてのレベルを維持向上するための施策も講じていきたいと考えている。

東京神学大学組織図



14 自己点検・評価

達成目標：

- 1 . 教授会・事務職員全員参加型の自己点検・評価体制と機能の充実
- 2 . 2008 年度（平成 20 年度）以後、「評価報告書」のホームページによる恒常的な公表を実施

（自己点検・評価）

- ・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学は神学部神学科の単科大学である。2008 年度（平成 20 年度）5 月現在、神学部の入学定員は 25 名、一学部・一学科の小規模大学であり、その利点として教授会、職員会、理事会において細部にわたり自己点検に相当する業務を日常的に行っている。特に 7 月、12 月、3 月の年 3 回（内 1 回は一泊）行われる特別教授会は、大規模大学の教授会とは異なり、全学的な点検・評価のための教授会として位置づけられ、短期的課題のみならず、長期的な課題を見据えながら、その都度の問題を当該担当教員が調査・報告し、長期的展望に立って発題した上で、全員で協議する場となっている。これは大学全体の自己点検・評価を恒常的に行う制度システムとして評価されうる。

以上の活動を踏まえた、本学における「自己点検・評価」活動は二期に分けられるであろう。

1) 第一期は、1994 年（平成 6 年）から 2002 年（平成 14 年）までの大学基準協会による「大学相互評価」体制の時期である。

1994 年（平成 6 年）7 月の特別教授会で「自己点検・評価規程」ならびに「自己点検・評価実施要領」の検討を行い、1995 年（平成 7 年）3 月の理事会においてこれを決定し、事務局を含めて全学的な自己点検・評価システムの制度化に踏み出した。1995 年 7 月の特別教授会において自己点検・評価委員会の選任と作業の実行が諮られ、担当部署に分かれての準備の作業が続けられた。そして 1997 年（平成 9 年）7 月の特別教授会において最終的な点検・評価書の吟味・検討がなされ、委員会により取りまとめられた上で、1997 年 8 月末日に第一回目の「報告書」の完成を見た。これを教授会、理事会で了承した上で、財団法人大学基準協会に「相互評価」を申請し、1998 年（平成 10 年）4 月 1 日に相互評価の認定を受けることができた。[そのさい大学基準協会から出された「助言・勧告」についての対応は、本大項目記事の（大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応）の記事を参照のこと。]

2) 第二期は、2003 年（平成 15 年）以後今日までの大学基準協会の「大学評価・認証評価」体制の時期である。2003 年度に大学評価の主要点検・評価項目が大幅に変更

されたことに伴い、2004年（平成16年）3月の特別教授会において、報告書の書式を抜本的に改めたものを作成することを決議した。それに基づき、2004年度および2005年度（平成17年度）の「評価報告書」が、委員会によりまとめられた。

さて、2006年度（平成18年度）には、大学基準協会から2008年（平成20年）4月に大学評価および認証評価を受けることを目指し、本学の報告書の取りまとめがなされた。そこで、予定通り2007年4月上旬に大学基準協会へ「2006年度東京神学大学自己点検報告書」を提出した。その後は、大学基準協会の大学評価のスケジュールに従い、同年9月に本学に送付された「分科会報告書」を受けて、11月8日に実地視察、12月の「評価結果」の送付と本学の意見交換、最終的な「評価結果」の決定という過程を経て、2008年（平成20年）3月11日付けの「東京神学大学に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」を得るに至った。その結果、大学基準協会の「大学評価基準に適合していると認定」されたが、「認定の期間は2013年3月31日までとする」とされた。[このさい大学基準協会から出された「助言・勧告」についての対応は、以下の（大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応）の記事を参照のこと。]

こうして、二期にわたり、本学の人格共同性を生かした教授全員・事務職員も一部参加した全員参加型の自己点検・評価システムは、本学の長所であり、特徴である。特に、点検・評価委員会に若手の教授、准教授を加えた場合、文書の取りまとめ作業に従事することで、大学組織全体の現状と課題の理解にも大いに効果があった。こうしたメリットは、今後とも維持されるべきである。

他方では、これまで「評価報告書」を常時ホームページで公表することはなかった。今回、第三者大学評価機関としての大学基準協会により認証を与えられたので、本学の「自己点検・評価報告書」も2008年（平成20年）4月よりホームページで公表している。

（自己点検・評価と改善・改革システムの連結）

- ・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

毎年の自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けて、本学ではできる限りの改善策を講じるため、年三回の特別教授会において当該担当教員による問題の調査と具体的提案をしてもらい、その報告書を踏まえて教授会メンバー全員で協議する場を設けている。自己点検・評価委員会は飽くまでも点検・評価作業のプランナーであり、実行主体は教授会・事務職員全員参加型を理想とする自己点検体製造りが可能になる規模の大学であることが長所である。

反面、小規模大学なるがゆえに、一つの客観的、社会的な評価を受ける機会として、

第三者機関による大学評価を受けることは欠かすことは出来ないと自覚してきた。それゆえに、2008年度（平成20年度）に本学が「大学評価」を得、かねてからの公約通り「自己点検・評価報告書」のホームページによる社会的公表を実現したことで、この目的達成に新たなスタートを切ることが出来たと評価している。

（自己点検・評価に対する学外者による検証）

・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、本学では「評価報告書」を、教授会に提出して承認を求め、これを理事会に報告している。この経緯は本学の評議員会においても報告承認されており、必要に応じて回覧することができるようにしている。更に、前述のように2008年（平成20年）4月以降、「評価報告書」をホームページで公表している。

（大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応）

・文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応

1. 本学における自己点検・評価活動の第一期から述べる。1997年度（平成9年度）に、本学は大学基準協会に「相互評価」を申請し、1998年（平成10年）4月1日に相互評価の認定を受けることができた。その際同協会より、問題点の指摘に関する助言が6項目、勧告として2項目を内容とする「東京神学大学に対する助言・勧告」が出された。特に「勧告」は、1) 専任教員数の不足問題（当時設置基準では16名であるのに対し、当時は12名）、2) 教員の個人研究費を支給すること、その二点であった。この「助言・勧告」書で指摘されている問題に対処し、教育環境と研究状況の更なる改善に努めるため、毎年度自己点検・評価委員会を組織し、課題の改善に自覚的に取り組んできた。年度末ごとに委員会による報告書の取りまとめを行い、3月の特別教授会に提出し、理事会に報告している。「助言・勧告」において指摘された問題に関しては、2001年（平成13年）3月に「改善報告書」を大学基準協会会長宛に提出することができた。

上記2001年（平成13年）3月大学基準協会宛て提出の「改善報告書」に対して、2002年（平成14年）3月に大学基準協会より「東京神学大学改善報告書検討結果」が出された。それによると、上記助言6項目、勧告2項目に関し「助言・勧告を前向きに受け止め、指摘された問題点について概ね改善しているものと認められる」との評価を受けることができた。ただ当時、収容定員に対する在籍学生数比率の改善、大学院神学研究科博士課程の充実、博士論文指導における学位授与規定の具体化

という三点の課題に更に積極的に取り組むようにとの「概評」を与えられている。この時点での再度報告提出は義務づけられていなかったが、本学としてこれらの「概評」にあった諸点をも含め、更に教育環境、研究条件を整えるために、その後も毎年自己点検・評価委員会を組織し、継続的な努力を続けてきた。

そこで上記の「助言・勧告」、「概評」において指摘された重要諸課題に対する本学の第一期当時の改善努力について点検・評価し改善方策を述べる。

先ず、「勧告」にあった「教員の個人研究費を支給する問題」であるが、これは早速教授会、理事会で協議し、1998年度（平成10年度）に遡り、専任教員一人当たり年額三十万円を支給することとし現在に至っている。[詳細は2000年度（平成12年度）の本学「自己点検・自己評価報告書」に記載記事参照。]

次に「専任教員数の不足問題」であるが、その後の努力の軌跡と詳細は、本「評価報告書」の学部 - 5 教員組織（教員組織）の点検項目を参照されたい。本学のカリキュラムを構成する神学五分野のうち、新約聖書神学で3名、旧約神学で3名、組織神学で3名、歴史神学で3名、実践神学では4名、計16名が設置基準による定員である。1998年には12名で4名の不足であった。その後の努力により、2002年度（平成14年度）には、1名を既に採用し、更に2007年度（平成19年度）より新約聖書神学で1名の採用が既に決定されており、2007年4月より14名でスタートした。なお、基準にはなお2名及ばないが、本学の博士課程後期課程に在籍しつつ、現在海外留学中の複数名の卒業生の中からも、将来の専任教員の補充のために期待できる者もいる。近々こうした候補の中から、2名の後継教員が与えられることを希望している。また、こうした後継者養成のための奨学金の準備もあり、過去においてもしばしば支給してきた（この点については、「2006年度東京神学大学自己点検・評価報告書」の学部 - 10 学生生活[学部・大学院共通]中の奨学金関連の記事（学生への経済的支援）を参照のこと。）

更に、2002年（平成14年）の大学基準協会の「東京神学大学改善報告書検討結果」の「概評」にあった「収容定員に対する在籍学生数比率の改善問題」について触れる。この問題についての改善努力の経過については、学部 - 4 学生の受け入れ中の（定員管理）に関する点検記事を参照のこと。1998年以来、学生募集のために様々な努力を重ねてきた。ここ数年では、昼夜間開講制度導入や、長期履修生制度の導入などを検討してきた。しかし、2006年（平成18年）の5月1日時点で、学部の定員140名に対して75名が在籍し、その充足率は53.6%である。従って、充足率は遺憾ながら依然低いレベルに留まっている。そこで低充足率の前提となってきた学部定員数を思い切って削減する方策で、2007年度（平成19年度）入学試験より定員を35名から30名に削減することを決定した。これによって、数年以内には学部定員総数は140名から120名へ削減されることになる。

(なお「概評」で指摘された「大学院神学研究科博士課程の充実」、「博士論文指導における学位授与規定の具体化」問題については、「2006年度東京神学大学自己点検・評価報告書」中の大学院 - 11 自己点検・評価中の(自己点検・評価)記事において、これらを点検・評価し、改善策を指摘している。)

2. 次に、第二期について述べよう。2008年(平成20年)3月に、大学基準協会より「大学評価」と「大学認証評価」を得たが、このさい大学基準協会から送付された「東京神学大学に対する大学評価ならびに認証評価結果」中の「大学に対する提言」中で「助言」2項目、「勧告」3項目の新たな指摘を受けた。

先ず「勧告」から言えば、1)FDにかかわる取り組みを積極的に推進すべきこと。2)学生の受け入れ。神学部の収容定員に対する在籍学生比率が0.54と低いこと、過去5年間の入学者数が入学定員を下回っているので、改善実施状況を毎年7月末までに基準協会へ報告すること。3)財務の面で、中・長期の教育研究計画を保証できる財政計画の策定と実行を望む。以上の三点であった。

また「助言」では、1)学生の受け入れで「3年次編入」の募集に対する「若干名」という表示を入学者の数の実態に合わせ改善すべきこと、2)大学院博士課程後期の収容定員に対する在籍比率が0.20と低いので改善すること、3)施設のバリアフリー化を進めることの三点が挙げられる。

先ず、今回の「勧告」3項目に対する2008年度(平成20年)の対応について記す。

1)FDにかかわる取り組み。2008年4月よりFD委員会(長:山内学長、委員:関川泰寛、近藤勝彦、大住雄一、朴憲郁、焼山満里子)を立ち上げ、委員会では12月の特別教授会までの間に「東京神学大学FD委員会規程(案)」をまとめる予定である。

2)学生の受け入れ。2008年(平成20年)7月末日までに、大学基準協会に「学生の受け入れ(学部)」に関する「提言に対する改善報告書」を送付して改善状況と方策について報告した。2008年は、定員125人、在籍者は67人で、比率は0.54であり、なお2006年度(平成18年度)のレベルに留まっている。なお一層の改善努力と継続が必要である。(この改善努力の経過については、本年度「評価報告書」の学部 - 4 学生の受け入れ中の(定員管理)に関する点検記事を参照のこと)。その努力の中でも、2008年度入試から実施した入学時奨学金制度により、入学者19人に対して奨学金を支給し、好評であった。今後この制度の改善も試み、また宣伝しながら、学生募集につなげていきたい。

3)財務問題については、本学が従来推進してきた「三本柱」、つまり「学生納付金」(2007年度:24.2%)、「国庫補助金」(19.8%)、「寄付金」(46.6%)のうち、本学の特徴である全国の諸教会や関連団体から寄せられる「第三号基金」募金活動により預金高

は11億円を越えたが、この厳しい経済情勢の中ではあるが、更に20億円としてキャンペーンを更に続けて行く方針である。

さらに「助言」三項目について述べる。1) 従来の本学部の募集要項では、「三年次編入生」を「若干名」としていたが、それを2009年度(平成21年度)入試のための「学生募集要項」より、実態に合わせて「定員を大きく上回らない人数」へと改めた。2) 博士課程後期課程の定員充足率の問題については、本報告書の - 3 学生の受け入れの点検・評価項目を参照のこと。3) 施設のバリアフリー化については、2009年度(平成21年度)から徐々に検討していく予定である。

大項目の達成目標に関するまとめ：

1 . 教授会・事務職員全員参加型の自己点検・評価体制と機能の充実

今回の大学評価による「自己点検・評価」作業を通して、いよいよ本学の長所である「教授会・事務職員全員参加」方の自己点検・評価作業のシステムや機能についての認識が高められたことが収穫である。

2 . 「評価報告書」のホームページによる恒常的な公表

社会的に客観的な大学評価を得るために、認証後の「評価報告書」のホームページ公表を目指す。2008年度は、そのスタートの年度であったと積極的に評価している。

15 情報公開・説明責任

達成目標：

1. 本学の決算内容のホームページによる公表の継続
2. 将来的の「自己点検・評価報告書」のホームページによる公表

(財政公開)

・ 財政公開の状況とその内容・方法の適切性

毎年、公認会計士監査および監事監査を経て、理事会にて報告された決算書については、直ちに閲覧に供するとともに、毎年7月初旬発刊の大学報およびインターネット上のホームページに最新情報を掲載している。

その他に大学間で結果報告書の交換を求められる場合には、それを進んで行っている。

閲覧の体制は、整備されており、また大学報およびホームページへの掲載もタイムリーであるとする。

(自己点検・評価)

・ 自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性
・ 外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学の自己点検・評価結果は、理事会、評議員会を通して公開されているが、その他、他大学から結果報告書の交換等を求められた場合には、積極的に行なっている。

学内外への発信は適切に実施されていると考える。なお、大学評価の認証結果については、2008年度(平成20年度)よりホームページ上で社会的に公表している。

大項目の達成目標に関するまとめ：

1. について

本学の決算内容をホームページで公表することを継続する。

2. について

2007年度(平成19年年度)の大学評価の認証を得たので、2008年度から認証結果および「自己点検・評価報告書」をホームページ上での公表している。

大学院における主要点検・評価項目

1 大学院研究科の理念・目的・教育目標

- ・大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

「東京神学大学大学院学則」〈1953年（昭和28年）3月31日設置認可〉の第1章総則第1条および第1条の2は以下のように東京神学大学の教育課程が目指す理念・目的について明記している。

第1条 本大学院は、学校教育法第65条に基づき、キリスト教神学の理論および応用を教授研究する神学研究科を置く。

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的および社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について、自ら点検および評価を行うものとする。

2 自己評価等に関する規則は、別に定める。

本学大学院は、戦後、新制大学設置に際して、上記理念に基づき、学部の教育課程との密接な関連において構想された。その教育課程は、アメリカの神学教育が医学や法学と同様に「グラデュエート・スクール」においてなされることをモデルとした。結果的には、学部と修士課程（博士課程前期課程）との比較的な連続性・一体性という形態になった。博士課程前期課程には、学部卒業生による入学者が毎年20名から30名あり、学部の特に3年次、4年次が神学基礎教育に重点を置くのに対して、それと有機的な関連を持ちつつ大学院ではより専門的な教育と研究に強調を置いている。そのような仕方では、本学の神学教育は、本来、修士課程において一応の完成を見ることがになる。

本大学院は、上記のように学部の神学基礎教育と大学院の専門教育とを結びつけた神学教育の方法をとってきた。アメリカにおいては、通常大学卒業後の3年の「グラデュエート・スクール」における神学基礎教育（M.Div=神学修士）その上に更に神学専門教育（Th.D., Ph.D.）に進むのが一般的である。またドイツにおいては州教会の牧師任用試験受験の条件は、神学専門教育10学期5年である。年数からすれば、アメリカにおける大学4年と神学のグラデュエート・スクール3年、計7年、ドイツにおける専門教育5年に対し、本学の場合は大学4年と博士課程前期課程2年、計6年、専門教育の実質4年であるから、やや短いことになる。このような短期間における学習のために、学生の学習にはかなりの負担がかかることになる。しかし学部と大学院

の教育的結びつきによって実質4年の神学教育は、相当の教育効果をあげていることも事実で、本大学院生の課程修了後の実績や、さらに修了生の海外留学の成績から見て、かなりの程度評価され得るものと言えよう。

本大学院はその教育理念上、博士課程前期課程において学部が始まる専門教育を完成させ、さらに高度な専門研究を博士課程後期課程において行なうこととしている。そうした学部と大学院の連続性と区別に苦心を払いながら、また牧師の養成という実践的な課題と学問研究との両面の充実にかかなりの成果を挙げてきたと言えるであろう。しかし神学の長大な歴史と膨大な遺産の学習、またその現代的適用などを考えると、これ以上の時間をとることが不可能である現実の中で、カリキュラム編成上より以上に効果的な整備を求め続けなければならない。また当然、学部で一応の完結を見る形も要求されている。これには学力の面のみでなく、社会人入学者の場合などもあり、そのカリキュラム上の対応と充実の努力を重ねている。

・大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

大学院のクラスは、主に本学の准教授、教授を中心に本学名誉教授、外部からの非常勤講師も演習・講義を担当している。学部を含む大学全体の専任教育職員をなお数名補充することが強く望まれるので、後継者の養成に継続的に努力している。

しかし、神学という学問の性格上、博士の学位は、欧米で取得するケースが多いが、例えば、米国の大学に留学する場合などは、学位の取得は、留学してから少なくとも7年程度後となるので、後継者を得るのには相当の時間が必要である。

近年は、博士の学位を本学より取得した者が数名いるが、博士学位取得者を、より多く輩出出来るよう指導を図ることが課題となる。方策については、学部 - 5 教員組織の項を参照。また、後期課程の教育にかかわる事柄に関しては以下の大学院 - 2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等の項、特に(1)教育課程等の項を参照。

2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

達成目標：

- 1 . 課程博士の生産性の向上
- 2 . 論文博士の生産をより容易にする制度の整備

(1) 教育課程等

(大学院研究科の教育課程)

- ・ 大学院研究科の教育課程と大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 6 5 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関係

本学大学院は、学校教育法第 6 5 条にある(「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」)ことを「神学」という学問分野において追究している。本学大学院は、一研究科(神学)による博士課程前期・後期課程の大学院であるが、神学の学問領域は一学科にしてすでに広大である。そこで修士課程の目的「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」を実現するために、「組織神学専攻」と「聖書神学専攻」の「二つの専攻領域」に分けた指導体制をとっている。

大学院研究科の教育課程と大学院研究科の理念・目的等との関係は、現状においてかなりの適切さをもって実現していると思われる。専攻領域の区別に従い、院生の研究意志に応じた、履修ならびに、研究・教育の指導が行われており、学問研究の促進のためと、専門職の訓練のためとの両面の必要を遂行している。

- ・「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性)
- ・「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行ない、又はその高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

修士課程における「広い視野に立って清深な学識を授け」るために、専攻分野別に必修単位の履修を求め(専攻 20 単位)、さらに専攻外からも 10 単位の履修を求めている。その上で、「高度の専門性を要する業務」である現代の牧師職、ならびに中・高等学校聖書科教師、あるいはキリスト教大学でのチャプレン等の育成のため「説教実習」を必須として要求し、修士修了直前の学期には「総合講義」を設け、広い分野で

の具体的な必要事項を扱い、履修を義務づけている。

また博士課程後期課程においても「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行ない、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」との目的に適合すべき教育・指導体制を採っている。具体的には他専攻の履修4単位を含めて合計16単位の履修を求める他、二つの現代語について語学試験を行ない、博士論文にいたるための小論文の提出を義務化している。小論文の提出は、院生の自立的研究の姿勢と能力を高めるためであり、その機会に博士論文に向かって指導教授による指導がなされる。

博士課程前期課程のカリキュラム上の工夫は、本学修士課程の目的を達成するのにきわめて適合的であると思われる。修士論文を必須としていることも、研究上の育成と高度専門職の訓練のためきわめて適合的と思われる。博士課程後期課程については、数年間の改革努力によって現状のシステムに到達したが、現状の適否を判断する十分な経験がまだ蓄積されていない。二つの現代語の語学試験は依然として難関とも考えられる。

- ・ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、学士課程における教育課程の適切性及び両者の関係

本学大学院は、戦後の新制大学設置に際して、アメリカの神学教育が医学や法学と同様にグラデュエート・スクールにおいてなされることをモデルとして基本的に構想され、国際的な研究・教育の最高水準に劣らないものにするを当初より狙いとしてきた。一学部一学科（神学部、神学科）の学部の教育内容と深く連携した仕方で設置され、学部教育では神学基礎教育に重点を置き、それとの有機的関連において、大学院では神学専門教育と研究に強調を置く形態を採っている。学部卒業生の大部分が博士課程前期課程に進学する（毎年20名から30名）。本学の神学教育は、学部においても一応完成の形を取っているが、むしろ博士課程前期課程における修士号の取得において完成を見るものである。

本学の学部における教育内容と大学院研究科におけるそれとは、上記のような設置の趣旨からして、きわめて一貫性の強いものである。これによって、本学は神学教育の国際的レベルに接近していると思われる。アメリカにおいては、通常大学卒業後3年のグラデュエート・スクールにおける神学基礎教育（MDiv = 神学修士）、その上で更に神学専門教育（ThD., PhD.）に進むのが一般的であり、ドイツにおいては州教会の牧師任用試験受験の条件として、神学専門教育10学期5年を要しているから、年数から言って、本学は学部の後半2年と大学院博士課程前期課程2年の計4年によって、神学の専門教育を行ない、ほぼ欧米のシステムに匹敵している。学部と大学院の教育的結びつきによって、かなりの教育効果をあげていると言えよう。このことは

本学大学院(博士課程前期課程)修了生の海外留学の成績から見ても、評価され得る。

ただし一貫性にも関わらず学部は学部としての一応の完成を持ち、大学院は大学院としての開始を持っている。学部と大学院の一貫性が強いことは、他大学の神学科(及びそれに準ずる学科)を卒業して、本学大学院に入学したものには、出身神学科での履修科目によっては、不足が生じる事態になる。

他大学からの大学院入学者の教育、指導には、学部レベルでの履修状況によっては学部学科の聴講を求めてきた。引き続き、この仕方に対応していくことになる。

- ・ 修士課程における教育内容と、博士(後期)課程における教育内容の適切性及び両者の関係
- ・ 博士課程(一貫制)の教育課程における教育内容の適切性
- ・ 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

本学大学院は、博士課程前期課程において学部が始まる神学専門教育を完成させ、さらに高度な専門研究は博士課程後期課程において行うこととしている。博士課程の入学は前期課程からであり、学部卒業生の大部分の他、外部から毎年、数名の入学者を迎えている。外部からの入学者には神学士、もしくはそれに準ずる学部の卒業者であることを条件としている。博士課程後期課程のみの入学は原則として認めていない。その意味で学部と大学院の連続性、また博士課程前期課程と後期課程の連続性の上で、専門研究を指導している。一方で牧師や聖書科教師、大学チャプレンという専門職の養成という実践的な課題と、神学という長い伝統を持った専門的学問研究との両面を充実させる難事業の両立の努力を積み重ねている。

修士課程における教育内容は、かなりの成果を挙げてきたと言えるであろう。毎年の修士号授与の実績がそれを示している。ただし神学の長大な歴史と膨大な遺産の学習、またその現代的適用などを考えると、これ以上の時間をとることが不可能な現実の中で、カリキュラム編成上さらに効果的な整備を求め続けなければならない。

博士課程後期課程の教育は、数年の改革努力の結果、現状の形、16単位の履修の他、二つの現代語試験、小論文の指導によってなす形に到達した。小論文は『総合研究所紀要』に発表させているが、これまでその数は少ない。課程博士の学位授与は成功しているとは言えない。ただし後期課程の中途から海外留学し、学位を取得した者の数は比較的多い。

従来、本学の博士の学位は論文博士として提出され、課程博士の生産がなされていない。その原因には、これまで海外留学や海外での学位取得を督励してきたこと、ならびに課程期間中に論文提出に至らず、結果として論文博士になったケースがあることとがある。従って、既に繰り返し議論されている課程博士における論文提出資格に

関する規定を引き続き検討していくことになる。しかし、これはまた、修士課程修了によって教会やキリスト教主義学校に赴任し、仕事を続けながら後期課程の研究をするため、課程期間中に論文提出に至らないケースが全てであるということにも由来している問題であるから、研究に集中できる環境を整備することが必要であり、諸規定に関する検討に併せて、このことも議題としていくことになる。なお、後期課程の入学定員を二つの専攻それぞれに5名、合計10名（従って3年間で30名）ととしてきたが、実情は従来から、この定員数を満たしたことはない。研究環境の一層の整備とともに、この定員数についても引き続き改善を検討していく。

他方、論文博士号の授与の現状については、2004年（平成16年）に1人、2005年（平成17年）に1人、計2人の博士号取得者を連続して出した。いずれも、キリスト教主義教育機関で教師、教授として勤務しながら神学研究を進め、博士論文を完成し提出した人々である。近年類似した状況で博士号取得を目指す人々のニーズは確実に存在し、これに応える必要がある。そこで2008年度（平成20年度）「論文博士に関する規程」を整備した。

（社会人学生、外国人学生等への教育上の配慮）

- ・社会人学生、外国人学生留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

本学の研究科大学院では、社会人や留学生の大多数が、一貫教育の理念と制度に基づき学部を卒業して進学してくるので、特に教育課程編成上の配慮はしていない。しかし、留学生委員会は、学部の留学生と同様、学究生活に集中できるように、学生生活に係わる諸要素（住宅・経済問題、医療、アルバイトなど）において随時相談を受け、身近にアドバイスすることに努めている。（なお、学部 - 3 学士課程の教育内容・方法等の（1）教育課程、（社会人、外国人留学生等の教育上の配慮の項目を参照のこと）

（生涯学習への対応）

- ・社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

この項目に関しては、学部と重複するので、学部 - 3 学士課程の教育内容・方法等の、特に（生涯学習への対応）の項を参照。

（研究指導等）

- ・教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

本学大学院の博士課程前期課程は、入学時に各専攻の希望を決定させ、専攻科目2

0単位と専攻外科目10単位の履修を求めている。院生に対する全般的な指導のため、年次ごとの指導担当者(クラス担任)が任命され、修士論文の作成は本学大学院の研究指導上、きわめて重視されている。修士論文のために、第一年目に「修士論文指導演習」を行ない、夏までに修士論文の準備に入らせ、各人の希望による指導教授のもとでテーマを提出させ、研究科委員会において検討の上、承認する。第二年目には、「組織神学専攻」「聖書神学専攻」の各専攻の中でさらに二つ以上の指導グループが設けられ、「修士論文指導演習」が行なわれる。それには二人以上の教授の共同指導演習の形を取る場合もある。その中で、院生の間接発表と教授による指導がなされ、論文作成のための詳細な指導が、技術的なことも含めてなされる。複数の教授による指導がなされる場合でも、指導教授が最終的な指導責任を負う。

教育課程の展開並びに修士論文の作成に伴う研究指導は適切に行なわれている。ただし博士論文の指導は、院生の研究状況とも合わせて勘案し、問題なしとしない。

修士論文の指導は現状のシステムで一層の内容充実を図ることでよいと思われる。博士課程後期課程の博士論文指導については、一層の改善の必要があるであろう。これは改善後まだ間がないので、なお実情についての経験の蓄積を経て検討されるべきである。これまでに浮上してきた課題は、院生の生活基盤の確保、複数の院生確保による特別の指導クラスを持つ必要性、そのための担当教授の時間的な負担増加のことも含めての指導体制を確立すること、である。

- ・ 学生に対する履修指導の適切性
- ・ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

本学大学院では入学時に院生は、教務課主任から履修の概要を指導され、その上でクラス担任から詳細な履修指導を受ける。本学大学院の長所は、日本における神学研究の特別な位置や目的の理解について、教授と院生との間に(関心細部の多様性を否定することなく)基本的な一致があり、しかも学生の数に比して教授の数が多く、質疑応答の時間を採り入れやすく、演習形式を取る上でも、独特な利点を持っている。大学院の教授が学部の基礎部分をも担当しているので、学生をかなり長期にわたって知ることができ、配慮を持った指導を行うことが可能である。実際、演習外での個人指導にも多大の時間が割かれている。

学生の履修指導は適切になされている。また個別的な研究指導もかなりの程度充実してなされている。神学学習における個人的指導の時間は、限りなく要求されるので、これで十分と限度を決めることはできない。教授の研究室における院生との対話の時間、論文作成に関する個人的指導の時間の確保など、教授の多忙は本学大学院において相当の問題になっている。

教授の多忙を緩和させるためにも、個別指導の充実の一層の改善を図るためにも、

今後優れた教育職員を迎える人事的努力が必要である（これについては、学部 - 5 教員組織の項を参照）。

- ・ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化
- ・ 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性
- ・ 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策
- ・ 才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況

教員間や学生相互の間に学問的な刺激を誘発するための措置としては、火曜日のフォーラムや複数の教授による論文指導演習における討論などがある。フォーラムは火曜日午前中に設けられる「一般時間（講演や全学的な集会のために使用される時間帯）」を用いて、その都度、特別な企画によって講演者を外部から招く機会としている。これには神学以外の基本的教養にかかわる問題が扱われることもあるが、しばしば学外や海外からの神学の講師を得て、学生に対する学問的刺激を与える時間になっている。教員間での学問的刺激の誘発には、同一テーマによる全教員の発題がなされる「教職セミナー」がある（ただし院生の参加は終了直前の大学院2年次の院生のみになっている）。またクラス講師として他の研究者を迎えて、本学教授とクラス内での討論なども行なわれ、院生にはよい刺激になっている。各学期のはじめに行なわれる始業講演は、教授の問題関心や現在の取り組みを知らしめて、学生間にも刺激を与えていると思われる。

専攻は大学院入学時に決定するが、さらに細分化された研究分野や指導教授の決定は、前期末になされるため、入学時以来多少の時間的猶予の後であるため、変更希望が出されることは稀である。ただし留年の際などこの問題が生じることがある。その場合は院生本人の意志が重視され、その希望に即して変更されている。

博士課程後期課程の院生について特に学会への所属と発表を促し、また自分のテーマに関わる小論文の作成を指導し、『総合研究所紀要』への発表を求めている。この後期課程の指導システムは専門学問上の人材の発掘と育成にとって意味がある。

上述のような多彩な機会が提供されており、密度の濃い刺激と交流とがあると言えるであろう。教育研究指導責任は当然、指導教授が負っているが、諸事についての相談にはクラス担任が与っている。この二重の構造によって従来のところ変更希望などが生じた場合も、順調に運んでいると思われる。

（2）教育方法等

(教育効果の測定)

- ・教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性
- ・修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況
- ・大学教員、研究機関の研究者などへの就任状況と高度専門職への就職状況

従来、本大学院では教育上の効果の測定のための方法は基本的に各々の教授、講師に委ねてきた。しかし、年3回開催される特別教授会において、教育効果をはじめ様々な教育問題について課題を共有しあい、議論する機会を設けている。

本大学院の修士課程修了者はほぼ100パーセント専門職（牧師、聖書科教師、チャプレン）に赴任している。キリスト教大学の教育職員に就任する者もかなりの人数に及んでいる。しかし大多数は牧師として各教会に赴任している。赴任後は本学後援会、その他本学主催の「教職セミナー」「日本伝道協議会」等に参加することによって、交流が維持されている。そうした交流の機会は、本学の教育・研究指導についての学外意見を聞く機会ともなっている。

博士課程後期課程は、そのすべてが牧師との兼務であるから、課程修了後は牧師の仕事に継続するのが大部分である。学問的な指導的働きが将来期待される院生には、学問の性格上、海外留学を奨めている。留学を経て、再び教会に赴任する者もあり、大学に就職する者もいる。

(成績評価法)

- ・学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

成績評価は各学期の終了時における試験、ないしレポートの評価によってなされるが、院生の授業参加の度合い、講義や演習の出席、演習での発表、討論への参加などが当然、それに加味されてなされる。原則的に評価の内容は担当の教育職員の責任に任せられているが、複数の担当者による授業科目においては、担当者間の相談の上評価ができる。評価法は、二種類ある。一つは100点満点で計算された成績点に対するA, A-, B, C, D, Eの6段階の評価。もう一つはグレードに対してそれぞれ換算するために与えられる3～1までの点数による四段階評価であり、それらは、以下の対応表の()内の点数で示される：

A(100 - 90点)(3) A-(89 - 85点)(2.5) B(84 - 75点)(2) C(74 - 60点)(1) D(59点以下で不合格) E(試験以外の理由で不合格)

全取得単位の点数ポイントの総和を単位数で割って出された平均2以上が修士課程修了の要件として求められている。

現在のところこの方法を修正する必要に直面してはいない。各院生の資質向上の状

況については、少人数制でもあり、演習、修士論文指導演習において、また個別的な指導によって検証されている。院生の実態は、成績評価の結果によってほぼ適合的に把握されているように思われる。博士課程後期課程も同様の成績評価法によっているが、さらに一層の少数指導であるから、成績評価法の適、不適の問題は目下のところ現実問題にならない。

(教育・研究指導の改善)

- ・ 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況
- ・ シラバスの適切性
- ・ 学生による授業評価の導入状況
- ・ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みは、年三度の特別教授会における「教育問題」のセッションにおいてなされている。これは問題が発生した場合の対処として有効であるが、指導方法の不断の改善は教員の使命感・経験・力量に委ねられている。ただし本学教育職員は、本学の建学の理念と性格上、高度な教育的使命感をもって教育に当たっていると見てよいであろう。理事会においても教育・研究指導の現状等について学長から報告され、また年に一度は全体理事会の中で教育職員から発題があり、協議がなされている。

シラバスは毎年、その年の前・後期の全科目について準備されている。その内容、適切性の判断などは各教授に任されるが、教育職員によるカリキュラム委員会、教務課主任の意見は尊重されている。

学生による授業評価については、学部 - 3 学士課程の教育内容・方法等の(2)教育方法等中の(教育改善への組織的な取り組み)の項目の記事を参照のこと。

卒業生による満足度調査は行っていない。ただし、各地域の本学後援会、諸研究会、その他本学主催の事業に卒業生が参加の折、さまざまな意見は把握されている。雇用主による卒業生評価は、本学卒業の専門職の性格から聴取していない。ただしそれに近いのは、卒業生の赴任先の教会や学校による卒業生評価であるが、これはシステムとしてではなく、実際に頻繁に聴取されている。

(3) 国内外における教育・研究交流

- ・ 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況
- ・ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
- ・ 国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

本大学院は神学の学問的性格からして、また神学の背後にある教会間の連携のため

に、欧米を主とする国際的な交流を積極的に意識し、教育と研究活動の水準を高度に維持することに努めてきた。教育職員の中に常にアメリカ人宣教師のいることを歓迎し、また人材の開発にも努力してきた。現在は1人のアメリカ人、および1人の大韓民国人を専任教職員として迎えている。またアジア諸国の大学や教会との交流にも関心を向け、韓国、台湾、中国などに短期の海外研修の活動をおこなってきた。また学生が国際的レベルの研究者の講演に触れるように、可能な機会は積極的に活用するのが基本姿勢である。

本学の国際交流の実状は、卒業生の中での海外留学の経験者の比率が大きいことによって明らかであろう。留学先は、アメリカ、イギリス、ドイツ、イスラエル、フランス、韓国などである。しかしいわゆる姉妹大学のような提携校の制度はとっていない。教育職員の個人的関係によって、海外との関係を開発している。

また本学の神学教育によって神学的主体を確立させる方針から博士課程前期課程は本大学院において過ごし、海外留学は博士課程後期課程において勧めている。急激な国際化の後追いではなく、キリスト教神学の教育課題が当然持っている世界的スケールを追求していくためには、かなり初期からの海外での語学研修の機会が必要になる。しかし単なる技術研究や自然科学と異なり、神学的主体形成は、その主体が置かれている場の認識と深く関連しているため、本学学部、大学院に一貫して身を置かせる必要がある。この兼ね合いを今後も検討して、改善の方向を模索していく必要がある。

(4) 学位授与・課程修了の認定

(学位授与)

- ・修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
- ・学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

修士の学位を取得する者は毎年20名から30名ほどいる。最近のデータを記すと、2003年度(平成15年度)28名、2004年度(平成16年度)18名、2005年度(平成17年度)33名、2006年度(平成18年度)27名、2007年度(平成19年度)19名となる。修士論文の評価を主査1名、副査2名によって行ない、評価点の平均7.5点以上、さらに30単位の成績評価平均B以上をもって修士を授与している。また論文の審査として口答試問を行なう。神学という学問の性格からくる論文重視の必要があって、論文に代わる課題研究は認めていない。

博士課程後期課程は、毎年若干名の進学者を得ているが、従来、課程博士号の取得は困難であり、多くは、後期課程を退学していった。しかし他方ではかなりの人数が途中で海外留学を行ない、博士号を取得して帰国している。また、後期課程修了後、数年の研鑽を経て、論文の提出によって博士号を取得した者がいる(4名)。本学博士

課程後期課程では、必要単位16単位の内、4単位は専攻外の科目を求め、その上で論文提出資格認定試験を専攻科目に関して行なう。さらに単位履修期間中に、英語、ドイツ語、フランス語のうち二つの語学試験を行なう(85点以上が合格)。さらに小論文2本作成することを求め、紀要等に発表させる。これによって博士論文の指導を強化し、その作成準備を段階的に進ませている。

修士の学位は毎年、多く授与している。これにはむしろ学術的な水準の維持に苦心をしなければならない。例年、少数であるが水準に達しないため中途退学を余儀なくする者がいる。指導の充実と水準の維持ならびに向上に努めなければならない。

博士の学位に関しては、課程博士をほとんど生みだしていないことが改善を要する重大事項である。現在、博士課程後期に学ぶ学生はほとんど牧師との兼務をしている。その激務のゆえ学位取得にまで至らないケースが多い。それゆえ「博士課程検討委員会」の検討を踏まえて制度の改善を図ったのが現在の形である。制度改善はさらに結果を見ながら検討を続け、数年以内には課程博士号に関する規程整備を完成させていく必要があるであろう。

既に、本大項目の(1)教育課程等の(大学院研究科の教育課程)の諸記事中でも述べたように、今後、課程博士コースと並び、論文博士という形で博士号を審査・授与するコースを整備する方向が有望な改善策となろう。論文博士という仕方で博士号を取得できるように、2008年度に論文博士に関する内規(規程)の整備を完了した。それによって、多様な状況により柔軟に対応できるようになるであろう。

(課程修了の認定)

- ・標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

神学教育の国際的レベルを維持する上からも、また実質的な理由からも、学部から6年、他大学他学部卒業からも4年は最低限必要との認識から、標準修業年限未満で修了することを認めることは、困難である。

大項目の達成目標に関するまとめ：

1. 課程博士の生産可能性の向上

論文提出資格に関する規定の検討に併せて数年以内に整備する。研究に集中できる環境の整備を引き続き検討する。

2. 論文博士の生産をより容易にする制度の整備

「論文博士に関する内規(規程)」の整備は2008年度(平成20年度)中に終えることができ、多様な状況への対応を可能にするであろう。

3 学生の受け入れ

達成目標：

博士課程後期課程進学者の増加

(学生募集方法、入学者選抜方法)

・大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

大学院に関しては、博士課程前期課程と同後期課程について分けて記さなければならぬ。まず、博士課程前期課程であるが、その入学者選抜は、内部進学者と外部受験者とに分けて、別々に行なわれている。

本学では、外部受験者に対しては、論文審査(大学卒業論文、または、それに準ずるものを予め提出させる)および外国語(英語、独語より1科目を選択)、さらに、聖書神学専攻希望者には、専門語学(旧約聖書神学専攻者はヒブル語、新約聖書神学専攻者は新約聖書ギリシャ語)の筆記試験が行なわれる。この他に、学部と同様、一人につき10~15分程度の丁寧な面接が行なわれる。

中世における大学の起源の姿において、既に神学が教養課程後に学ばれる高度な学問であったこと、また、現在でも例えば米国では、ほとんどの場合、神学は大学院教育によって学ばれていることを顧みるならば、本学が全学生に博士課程前期課程の修了を要求していることは、学問の伝統と国際的水準との両方の視点から見て、全く適切なことと言わなければならない。入学者選抜の方法については、学問性を維持するための最低の条件が要求されている。また、牧師をめざす志を問う面接もまた十分に機能している。

(学内選抜制度)

・成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

博士課程前期課程への内部進学者に関しては、学部での成績の審査と教授会の面接によって選抜が行なわれている。

このような選抜方法は、今のところ健全に機能しており、大学院レベルの教育に耐え得る学生が確保されていると言えるであろう。また、ここでも単なる学力優秀者の受け入れを目指しているのではないことは、時間をかけての面接が行なわれていることから明らかであろう。

博士課程後期課程であるが、本学における後期課程は既にキリスト教会の牧師となっている者が、より深い神学研究をする場と見做されている。入学者のほとんどは内部進学者である。論文審査と前期課程での成績の評価、また、教授会での面接によっ

て進学が許可されている。志願者が教会で牧師を務めつつ研究を志すため、必然的に首都圏在住の卒業生に限られる傾向がある。従って、博士課程前期課程に比して、後期課程で学ぶ学生の充足率が低く、一つの課題となっている。

従って改善の方向は次のようなものになる。本学の大学院前期課程の修了者の中で研究を志し、また相応しい能力をもつ学生に、後期課程への進学をこれまで以上に自覚的に奨励することである。

(門戸開放)

・他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

大学院入学試験においては、外部からの受験生に対しては、外国語に関して本学学部修了レベルの専門書読解力を身に着けているかどうかが見られる。また、論文の審査を通して、神学的な素養と論理的思考力を見ている。聖書神学専攻希望者には、専門語学の試験も課しているが、これは、本学ではヒブル語や新約聖書ギリシャ語が学部在学中に履修を終えているものとしていることによる。

これらの試験によって、大学院入学者を内部進学者のレベルに一致させる努力がなされている。ただし、神学という学問の性質上、長期の積み重ねが必要であることから、学部において基本からの丁寧な学習のカリキュラムを組む本学と他大学・神学校との学問水準に、近年、かなりのギャップが見られることがある。外部進学者が本学大学院での学びに適応するための配慮を、今後、検討する必要があるものと思われる。

他の神学部で修士課程を修了した牧師が本学の後期課程への入学を希望するケースが想定される。そのような外部入学希望者については、今後、積極的に受け入れることが検討されてよい。この課題も、課程博士、論文博士に関する規程の整備と共に、研究科大学院に設置されている「博士課程検討委員会」などで早急に取り上げ、研究・審議し改善策を打ち出す必要があるだろう。特に他大学院を終了した卒業生の中で、後期課程への進学を志す志願者のリクルート、選抜、指導教育の制度的改善をめぐり、「博士課程検討委員会」などで検討を開始することになる。論文博士に関する規程を整備する課題については、すでに2008年度の教授会において学位規則等の改正が承認され、より広い学生に門戸を開く方向で動き始めている。さらに課程博士に関する規程の整備に関しても、引き続き検討されていく予定である。

(社会人の受け入れ)

・社会人学生の受け入れ状況

本学大学院においては、社会人である受験生への特別な配慮(社会人入試等)

は行っていない。

(外国人留学生の受け入れ)

- ・外国人留学生の受け入れ状況
- ・留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生の受け入れ・単位認定の適切性

近年、本学における留学生が 10 パーセント前後を占めている。その割合は他の大学に比べて多いと言えるであろう。特に韓国や台湾、中華人民共和国(中国)の福音主義教会の本学に対する信頼と期待は少なくなく、毎年、留学生を受け入れている。入学に関しては特別な留学生試験を課することはしていない。日本語能力試験一級の合格、または日本国内の大学の卒業をもって、本学で学ぶのに十分な日本語の能力を有するとみなしている。

本国地において、本学と同傾向の神学教育機関の大学を卒業した者には、博士課程前期課程の入試を経て大学院前期課程の学生として受け入れている。ただしキリスト教神学の学問は、他の学問領域と同様に、高度な概念化された専門用語が多く使用されるので、それを母国語で学べなかった留学生には困難が伴うが、入学前に日本語能力を向上させる努力と準備を促す必要がある。

過去数年間の研究科大学院の留学生数(各年度 5 月末現在)は下記の通りである。

2006 年度(平成 18 年度) 3 人(その内、男 1 人、女 2 人)

2007 年度(平成 19 年度) 2 人(その内、男 2 人、女 0 人)

2008 年度(平成 20 年度) 2 人(その内、男 2 人、女 0 人)

なお、本学は正規に入学する大学(学部)と大学院前期課程学生の受け入れ以外に、特別研究生の制度を持っている。これは、学位ならびに卒業資格の取得を目的としないで、一年間もしくは延長の場合は一年半までの研修を認めるという制度である。これに関しては内規で詳細に規定されており、受け入れ方針・要件共に明確となっている。しかし、この制度はまだ十分に認知されず、また語学能力や経済的問題などもあるため、毎年継続して申込希望者がいるわけではない。世界、特にアジア諸国に対する責任を本学が果たすために、この制度についての広報活動が必要となろう。最近ホームページで、本学紹介に加えて、この制度も報じている。

(定員管理)

- ・収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

2008年度の大学院の在籍者数と充足率は以下の通りである（前期課程の1学年の定員は30名、後期課程は同じく10名）

前期課程1年	19名（63.2%）
前期課程2年	25名（83.3%）
後期課程1年	2名（20%）
後期課程2年	1名（10%）
後期課程3年	3名（30%）

後期課程は上述のように、教会の教役者〔牧師・伝道師〕としての働きと並行しての学業であるため、充足率が低くなっている。後期課程の位置づけの見直しがなされれば、その定員管理は違った様相を示すことになるだろう。

前期課程は全体として60名の定員に対して44名が在籍しているわけで、73.3%の充足率となっている。数字としては概ね良好と言えよう。ただし、学部からの一貫教育を強調しているだけに、学部での充足率の低さが後になって大学院の充足率に反映される可能性がある。これに対する対策は、しかし、まさに一貫教育のゆえに、学部レベルでの対策に依存することになる。従って、大学院レベルで特にとられる対策はない。これまで特に検討されたこともない。

なお、2007年度（平成19年度）の退学者を見てみると、大学院博士課程前期課程年在学者が2名となっている（同後期課程在学者の退学はなし）。本学は少人数教育を行っており、さらに担任制度を導入しているので、これまでも退学者とは、退学の希望が示されたときから、担任、指導教授を中心に面接などを行い、丁寧に対応してきている。この点は大いに評価されるべきであろう。さらに一層細やかな対応を心がけていかななくてはならない。

大項目の達成目標に関するまとめ：

博士課程後期課程進学者の増加

1. 本学の大学院前期課程の修了者の中で研究を希望し能力もある学生に、後期課程への進学を更に奨励する。
2. また、他大学院を修了した卒業生の中で、本学大学院の後期課程への進学を志す志願者のリクルート、選抜、指導教育の制度的改善をめくり、「博士課程検討委員会」などで検討を開始する。課程博士に関する規程を整備することにより、後期課程入学者がそれぞれ異なる学びの状況の中でも目的を達成できるようなプログラムを提供できるようにする。

4 教員組織

達成目標：

将来の専任教員の補充に備える適切な人材の育成

(教員組織)

- ・大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院の教員組織の適切性

大学院学則第1条に記載されている本大学院研究科の理念と目的に沿う専門的な研究教育の維持のために、学生数との関係、教育課程の種類・性格の観点から以下のような人的体制を整える努力が重ねられている。

大学神学部・神学科の専任教員13名のうち11名が大学院担当者である。

	教授	准教授	計
聖書神学	3	1	4
組織神学	7	0	7 うち外国人1名
合計	10	1	11

学生の定員については、

博士課程前期課程	入学定員	総定員
聖書神学専攻	15名	30名
組織神学専攻	15名	30名
計	30名	60名
博士課程後期課程	入学定員	総定員
聖書神学専攻	5名	15名
組織神学専攻	5名	15名
計	10名	30名

2008年(平成20年)5月1日現在の専任教員一人あたりの学生数

聖書神学 3.8人

組織神学 4.1人

2008年(平成20年)5月1日現在の非専任教員数

聖書神学 6名

組織神学 2名

聖書神学に含まれる研究課題や近接研究分野には、極めて専門性特殊性の高いものが多いので、専門研究者の応援を広く求めることが必要である。今のところ、聖書関

連の古代語学や特殊研究のために非専任の教員を招いている。組織神学においては領域の広い歴史神学において、学外からの来援を得ている。教員組織は、教育課程の性質に即しておおむね適切であり、学生数に対する教員数も妥当である。

(研究支援職員)

- ・ 研究支援職員の充実度

研究支援職員は置いていない。神学は、研究者個々の調査と考察によって成り立つもので、必要なのは、セミナー構成員同士の対話である。データの検索も研究者本人のアイデアで行われる。

(教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続)

- ・ 大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

大学院担当の専任教員は、すべて大学の神学部神学科の専任教員であるので、その任免は、大学の専任教員の任免において同時に考慮される。任用は寄附行為施行細則第8条による。任用・昇格の基準と手続は、「教育職員任用に関する規則」および「教育職員選考基準」により定められているとおりであり、その運用は概ね適切であると判断される。

(教育・研究活動の評価)

- ・ 教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

この項目に関しては、学部と同内容なので、学部 - 5 教員組織の(教育研究活動の評価) を参照。

(大学院と他の教育研究組織・機関等との関係)

- ・ 学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流状況とその適切性

本大学院が機関として提携協力関係や人的交流を持っている学外の大学院・学部・教育研究組織はない。本大学院の教員と他大学・大学院の教員との個別的関係において行われている。

大項目の達成目標に関するまとめ：

将来の専任教員の補充に備える適切な人材の育成

本学の研究科大学院は、学部専任教員のうち、准教授以上が授業を担当するので現在 11 名が教えている。一学部・一学科・一研究科という本学の特質からして、設置規準にある専任教員 16 名のところ、3 名の欠員があり、2007 年（平成 19 年）4 月より 1 名の補充を決定し、いささか改善を見せているものの、なお 2 名欠員状態となる。従って、本学の研究会大学院も学部 - 5 教員組織の達成目標で掲げた専任教員の補充、およびそのための適切な人材の育成という同一目標の達成が急務である。

従って、上掲の項目の（教員組織）の関連項目における改善方策の記事も参照のこと。

5 研究活動と研究体制の整備 [学部・大学院共通]

達成目標：

- 1 . 学外共同研究への貢献の拡大
- 2 . 支給額の限られた個人研究費を補う研究環境の整備

(1) 研究活動

(研究活動)

- ・ 論文等研究成果の発表状況 [学部 - 6 研究活動と研究環境 (1) 研究活動 (研究活動) の記事参照。]
- ・ 国内外の学会での活動状況 [同上]
- ・ 当該大学院・研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況 [学部 - 6 研究活動と研究環境 (1) 研究活動 (教育研究組織単位間の研究上の連携) の記事を参照。]
- ・ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況 [同上]

(教育研究組織単位間の研究上の連携)

- ・ 附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係 [学部 - 6 研究活動と研究環境 (1) 研究活動 (教育研究組織単位間の研究上の連携) の記事を参照。]

(2) 研究環境

(経常的な研究条件の整備)

- ・ 個人研究費、研究旅費の額の適切性 [学部 - 6 研究活動と研究環境 (2) 研究環境 (経常的な研究条件の整備) の関連諸記事を参照のこと。]
- ・ 教員個室等の教員研究室の整備状況 [同上]
- ・ 教員の研究時間を確保させる方途とその運用の適切性 [同上]
- ・ 共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性 [同上]

大項目の達成目標に関するまとめ：

- 1 . 学外共同研究への貢献の拡大
- 2 . 支給額の限られた個人研究費を補う研究環境の整備

以上のまとめについては、学部 - 6 研究活動と研究環境中の大項目の達成目標についてのまとめの記事を参照。

6 施設・設備 [学部・大学院共通]

達成目標：

- 1．女性の学生の増加に伴う施設の整備
- 2．本館および学生寮の補修、維持

(1) 施設・設備

(施設・設備等)

- ・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性 [学部 - 7 施設・設備等 (施設・設備等の整備)の記事参照。]
- ・大学院専用の施設・設備の整備状況 [同上]

(維持管理体制)

- ・施設・設備の維持管理等を維持管理するための学内的な責任体制の確立状況 [学部 - 7 施設・設備等 (利用上の配慮)の記事参照のこと。]
- ・実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底を図る体制の確立状況 [同上]

(2) 情報インフラ

- ・学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

本学の学術資料の記録・保管は、主として大学院神学研究科の教育・研究の中核機関である図書館が行っている [詳細については、学部 - 8 図書館の関係諸記事を参照のこと。]

- ・国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性 [同上]

大項目の達成目標に関するまとめ：

- 1．女性の学生の増加に伴う施設の整備
- 2．本館および学生寮の補修、維持

詳細は、学部 - 7 施設・設備等の大項目の達成目標についてのまとめの記事を参照のこと。

7 社会貢献 [大学・学部共通]

達成目標：

広報活動の充実

(社会への貢献)

- ・研究成果の社会への還元状況)[学部 - 9 社会貢献 (社会への貢献) 関連記事を参照のこと。]

(企業等との連携)

- ・大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策
- ・奨学寄附金の受け入れ状況 [同上]

大項目の達成目標に関するまとめ：

広報活動の充実

- 学部 - 9 社会貢献における大項目の達成目標についてのまとめの記事を参照。

8 学生生活への配慮 [一部を除き、原則的には学部・大学院共通]

達成目標：

学生の自主的フィールドワークないしサーヴィスラーニングの支援の充実

(学生への経済的支援)

- ・奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性
[学部 - 10 学生生活 (学生への経済的支援)の記事を参照のこと。]
- ・各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性 [同上]

(学生への研究活動への支援)

- ・学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性
- ・学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

大学院学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮、また学術的論文や公的刊行物への執筆を促すための方途は次のようになされている。本学の学問の性格上、論文執筆を中心とした研究を促す試みとして本学神学会の発行する学術誌『神学』と『紀要』に掲載論文を執筆することを目標に指導している。ほぼ毎年学術的水準に達している論文を掲載することができている。学生の論文指導の際にも学生の研究水準の目標になっている。

インターネットの環境が整うことにより、大学院の演習クラスと国内外の研究者がインターネット上学問的交流が可能となり、学生の研究プロジェクトへの参加の仕方が多様化、活発化していることは評価できる。今後IT環境、とくにインターネットを利用した学生の研究活動への更なる参加の具体的方法を実現していく改善は早急に果たすべき課題である。

(生活相談等)

- ・学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮への配慮の適切性
[詳細については、学部 - 10 学生生活 (生活相談等)の諸記事を参照。]
- ・ハラスメント防止のための措置の適切性 [同上]

(就職指導)

- ・大学院生の進路選択に関わる指導の適切性

神学は教会における実践において結実する学問であり、ほとんどの大学院生が牧

師・伝道者、キリスト教学校の教師(キリスト教関係科目担当)となることを志して入学し、卒業すれば教会の牧師またはキリスト教学校の聖書科の教師となる。その意味で就職率は毎年、(健康上等の理由で就職が困難となる場合を除き)ほとんど100%と言ってよい実績がある。任地については、学長に一任し、学長は教授会に結果を報告し、教授会の協力のもとに斡旋している。

本学は、教会やキリスト教学校における牧師、伝道者、教師を育成するという目的を明確に持っている。ほとんどの大学院生はその目標に向かって学びをしているので、日頃から教師との交流の中で、将来の進路に関する指導、助言を受けやすい環境が整っていることが長所である。

大項目の達成目標に関するまとめ：

学生の自主的フィールドワークないしサーヴィスラーニングの支援の充実

本学は、小規模の人格共同体型の大学・大学院であるために、達成目標である「学生の自主的フィールドワークないしサーヴィスラーニングの支援の充実」を常に重視して来たとし、今も掲げている。教会実習制度のシステムや自主的な学生会活動、クラブ活動、寮生活など様々な機会や行事、集会を通して学生たちは自主的に成長してきた。その意味で、学生数の多い大規模な他大学院に比べれば、無論不完全な部分はあるにせよ、この理想を目指した教育と配慮に向かって改善は積み重ねられてきたと言えよう。

しかし、近年本学の学部の入学試験に社会人入学、社会人編入学の枠を設けたことにより、学生の多様化が年々進んでいる。加えて、学部・大学院一貫教育の理念に従い、学部卒業学生の大多数が大学院へ進学するために、この多様化の影響が大学院生活においても色濃く現れてきている。

その意味で、様々な人生体験、人格的成熟度、学力の学生が学んでいる現状に鑑みて、大学院の生活指導に関しても、きめの細かい配慮と的確な指導助言が求められる。この点で、近年のパストラル・ケアセンターの開設とカウンセリングは大きな意義をもつ。こうした活動を通して、日頃からの教師と大学院生の交流を深め、大学院生一人一人の個性、課題を的確に理解し、適切な助言指導を与えていけるよう、ますます努力する必要がある。

9 管理運営

達成目標：

- 1．諸規定にのっとり、学長のリーダーシップの下で大学院研究科委員会を更に公正・民主的に運営する
- 2．学校法人理事会・評議会との良好な関係の維持

(大学院の管理運営体制)

- ・大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

「東京神学大学大学院学則」第7章に教学上の管理運営組織の規定がある。これに従って研究科委員会が置かれ、学長がこれを主宰する(第24条)。大学(学部)教授会の成員(助教授以上)が研究科委員会を構成している。第25条に研究科委員会の審議事項が定められており、これを適正かつ十分に実行しうよう、活動している。大学学部と同様、「東京神学大学委員会規程」に基づき大学専任教員によって構成される委員会、および「東京神学大学教育職員役職規程」による役職担当者から、報告、研究科委員会の審議事項にかかる案件が提出され、審議されている。

神学研究科は、聖書神学専攻と組織神学専攻に分けられ、それぞれに専攻主任が置かれている(大学院学則第24条)。専攻主任の職務は第26条に規定されている通りであるが、各専攻に属する専任教員全員が専攻主任を補佐し、意見を述べるので、これを「専攻会」と呼び、教育課程の方針ならびに教員人事を含めて、研究科委員会の審議事項は、専攻会においてまず協議したうえで教授会に提案されるのが通例である。

これらの組織の活動は、諸規定にのっとり適切に行われている。

- ・大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)と学部教授会との間の相互関係の適切性
- ・大学院の審議機関(大学院研究科委員会など)の長の専任手続の適切性

大学院神学研究科委員会は神学部の教授・助教授(すなわち学部教授会の成員)によって構成されている。それゆえ神学部の定例教授会並びに特別教授会は、同時に神学研究科委員会の議題を審議している。このことによって、教学上の一貫性、整合性が確保され、適切な相互関係が保たれている。

大学院学則第24条第2項によって学長が研究科委員会を主宰する。本大学院の理念・目的・教育目標を達成するために、学長が研究科委員会の長となることは適切かつ妥当である。

大項目の達成目標に関するまとめ：

- 1．諸規定にのっとり、学長のリーダーシップの下で大学院研究科委員会を更に公正・民主的に運営する
 - 2．学校法人理事会・評議会との良好な関係の維持
- 全体としては、到達目標に向かって着実に改善していると判断出来る。

10 事務組織

達成目標：

本大学院の教育理念・目的を実現するため適正規模の事務組織の整備

- ・大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性
- ・大学院に関わる予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性
- ・大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

本学の大学院は、学部を基礎として設置されており、事務組織的にも基本的には学部担当職員が兼務する形で運営され大学院独自の事務組織はおいていない。事務(本務)職員の数は事務長を含めて11名である。

また、本学の予算(案)編成・折衝過程は、学部・大学院一体で行なっており、大学院固有事務組織機能・役割はない。

全体としては、本学の規模からみて、現状で妥当であると考ええる。

大項目の達成目標に関するまとめ：

本大学院の教育理念・目的を実現するため適正規模の事務組織の整備

本学の規模から見て、現状で妥当であると考ええる。なお、詳細については、学部 - 13 事務組織に関する記事を参照のこと。

11 自己点検・評価

達成目標：

1. 大学院研究科委員会・事務職員全員参加型の自己点検・評価体制と機能の更なる充実
2. 2008年度（平成20年度）からの「評価報告書」のホームページによる恒常的な公表

（自己点検・評価）

- ・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性
- ・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

本学は、神学科の単科大学である。すでに指摘したように、神学部は入学定員 25 名、研究科は入学定員、前期課程 30 名、後期課程 10 名の小規模大学院である。その利点を生かして研究科委員会、職員会、理事会において細部にわたり自己点検に相当する業務を日常的に行っている。特に7月、12月、3月の年3回（内1回は一泊）行われる大学院研究科委員会の特別教授会は、大規模大学のそれとは異なり、全学的な点検・評価のための教授会として位置づけられる。そして短期的課題のみならず、長期的な課題を見据えながら、その都度の問題を当該担当教員が調査・報告し、長期的展望に立って発題した上で、全員で協議する場となっている（以下、本年度「評価報告書」のI学部 - 14 自己点検・評価中の（自己点検・評価）の諸記事と重複するので、そこを参照のこと）。

また、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けて、本大学院ではできる限りの改善策を講じるため、年三回の大学院研究科委員会特別教授会において当該担当教員による問題の調査と具体的提案をしてもらい、その報告書を踏まえて教授会メンバー全員で協議する場を設けている。

本大学院の小規模性を生かした研究科委員会教授・事務職員も参加した 全員参加型 の自己点検・評価システムは、本大学員の長所であり特徴でもある。特に、点検・評価委員会に若手の教授、助教授を加えた場合、文書の取りまとめ作業に従事することで、大学院組織全体の現状と課題の理解にも大いに効果があった。こうしたメリットは、今後とも維持されるべきである。

更に、本学大学院では自己点検・評価の実効性を増すために、必要に応じて問題別にプロジェクト・チーム（ないし小委員会）を結成する等の具体的な対処法の開拓に努めている。具体例を挙げれば、2002年（平成14年）に大学基準協会より「助言」

として指摘を受けた「博士課程指導における学位授与規程の具体化」や、「博士号取得者を増やす」問題が存在した。更に、2008年（平成20年）の大学基準協会からの「助言」では、「大学院博士課程後期の収容定員に対する在籍学生比率が0.20と低いので改善が望まれる」と指摘された課題もある。これらの問題に対して、既に「博士課程検討委員会」を立ち上げ、その報告を受けて教授会で審議され、教務主任も係わりながら改善の努力を重ねている。

結論から言えば、については、かねてより検討を重ね、ついに2008年度（平成20年度）に「論文博士に関する規程」を整備する作業を完了し、研究科教授会の承認を得た。最近では、改善努力が漸次的にも実り始めたのか、本大学院において、2004年（平成16年）に一名、2005年（平成17年）に一名、計2名の新しい論文博士取得者が輩出した。いずれも国内のキリスト教主義教育機関で働きながら、神学博士号取得を目指していた教師・教授たちである。こうした新しいニーズに、本大学院が応える方向で、更に制度改革を進捗させていくべきであろう。

については、本学の後期課程在籍者の多くが牧師であるために、本大学院に在籍しつつも、ある段階で海外留学へ赴き、海外で博士号を取得するケースが多い。しかし、今後は、本学の博士課程後期課程入学者を増加させるために、博士課程検討委員会と本学奨学金委員会とが協力して、優秀な入学志願者には、さらに授業料負担を軽減する「後期課程博士課程進学者のための奨学金制度」(仮称)などを設ける方策も必要であると考えている。

（自己点検・評価に対する学外者による検証）

- ・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するために、本学では自己点検・評価委員会の取りまとめた報告書を、教授会に提出して承認を求め、これを理事会に報告している。この経緯は本学の評議員会においても報告承認されており、必要に応じて回覧することができるようにしている。

次に、客観性の確保のために、本学・本大学院は、大学基準協会に正会員として加盟し、「自己点検・評価報告書」の審査を受け、大学院の諸制度の改善に努めてきている。一例を挙げれば、上記のように大学基準協会より「助言」として指摘を受けた「博士課程指導における学位授与規程の具体化」や「博士号取得者を増やす」問題、更に、2008年（平成20年）の大学基準協会からの「助言」では、「大学院博士課程後期の収容定員に対する在籍学生比率が0.20と低いので改善が望まれる」と指摘された課題等については、教務主任や「博士課程検討委員会」を中心に教授会で審議され、改善の努力を重ねている（その詳細については、大学院 - 2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等中の（1）教育課程等（大学研究科の教育課程）の関連記事、ま

た(4) 学位授与・課程修了の認定(学位授与)の関連記事を参照のこと。)

最後に、2008年度(平成20年度)より、本学の自己点検・評価作業と「評価報告書」に対する社会的、客観的な確実性を増すために、本学の「評価報告書」をホームページにおいて公表している。

大項目の達成目標に関するまとめ：

1. 大学院研究科委員会・事務職員全員参加型の自己点検・評価体制と機能の更なる充実
研究科委員会・事務職員全員参加型自己点検体制は、漸次改善されている。
2. 2008年度からの「評価報告書」のホームページによる恒常的な公表
「大学評価」と「認証評価」を得た後、本学の「評価報告書」をホームページで公表している。

12 情報公開・説明責任

達成目標：

将来の「自己点検・評価報告書」のホームページによる公表

(自己点検・評価)

・自己点検・評価結果や外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

本学の自己点検・評価結果及び外部評価結果は、理事会、評議員会を通して公開されているが、そのほか他大学から結果報告書の交換等を求められた場合には、積極的に行なっている。

学内外への発信は適切に実施されていると考える。

大項目の達成目標についてのまとめ：

将来の「自己点検・評価報告書」のホームページによる公表

2007年度（平成19年度）の大学評価の認証結果が出たので、2008年度よりその結果及び「自己点検・評価報告書」をホームページを通し公表している。

終章

この「自己点検・評価報告書」の序章において、また学部 - 1 大学・学部等の理念目的... (理念・目的等) の点検記事の中にも引用したように、本学の教育の基本的姿勢は、次のようなものである：

東京神学大学はキリスト教の信仰に基づいた有為な指導者を教育し、日本においてはまだ少数者であるキリスト者の働きを活発ならしめるよう指導訓練すると同時に、信仰のあるとないとを問わず新たな地球共同体時代... (中途略) ...の担い手となっていくような人々を涵養育成することを目的とする。

本学は、創立以来のこうした宏遠な姿勢を継承しつつ、第二次世界大戦後の日本と国際社会の動向に広く深く関心の眼を向け、自らの研究と教育、実践的諸活動の展開にあたっては、キリスト教諸教会のみならず、キリスト教主義学校、医療および社会福祉施設など内外の関連諸団体との信頼と緊密な協力関係を多岐にわたり構築してきた。その結果、小規模ながら神学部から神学研究科大学院までの一貫した6年間の教育プログラムを備えた、わが国で唯一の福音主義的(プロテスタント的)なキリスト教神学専門単科大学としてキリスト教界は言うに及ばず、社会的、国際的な評価を与えられ、今日まで存続・成長してきた。

本学は、かねてより毎年自己点検・評価作業を大学内部で行い、大学基礎データも更新しつつ文書を作成し、それを教授会に報告し、問題点・改善点について絶えず議論を重ねて課題の解決を試みてきた。1998年(平成10年)4月に大学基準協会より相互評価の認定を受けた。今回十年ぶりに第三者機関である同協会から新たに大学評価と大学認証評価を求め、2008年(平成20年)3月に「大学評価および認証評価」を得た。そこで、序章で述べたように、今回はこれまで以上に入念かつ広汎に大項目点検に気を配り、教授会および事務局あげて全員参加型で自己点検・評価作業を行った成果が、本年度の報告書である。

そこで浮き彫りになってきた大学の実情、とくに本学が自覚した個性・特徴・長所とともに引き続き取り組むべき諸課題・改善策等も併せて取り上げ、この終章では各部の単なる要約は避け、重要点のみを取り上げ結語としたい。

第一に、今年度の自己点検・評価を通してくっきりと浮かび上がった本学の最大の素顔(プロフィール)や長所は、端的に表現すれば、学部・大学院6年一貫教育を理

想とする「キリスト教神学専門の一学部・一学科・一研究科大学院よりなるアジアや世界に開かれた人格共同体型単科大学」ということに尽きる。教学組織も、理事会と教授会との関係も、事務組織も、学生会組織も、こうした個性から発生する強みと課題をそれぞれに抱えている。

その強み・長所は、例えば、教育面においては、小規模のクラスを単位とした授業、セミナーの形態をとることが出来るために、教師と学生との人格的なコミュニケーションを基盤にしている点である。データで言えば、2008年(平成20年)5月1日現在、専任教員一人当たりの学部学生数は5.2人、収容定員で計算すると9.6人である。また、大学院研究科においても、専任教員一人当たりの学生数は、聖書神学専攻でも、3.8人、組織神学専攻でも、4.1人である。いずれも医学部・歯学部並の最高水準の少数教育、手作り教育が行き渡っている。従って、本学では授業は最大でも30-40名のクラス規模に留まっており、今日大規模大学の大教室授業で発生していると言われている私語蔓延、あるいは時に起こる「クラス崩壊」的な現象が発生する事態は極めて稀である。[なお詳細は、学部-5 教員組織の(教員組織)-当該学部の教員組織の適切性、大学院-4 教員組織の(教員組織)の関連記事など参照のこと。]

他方、近年本学が努力してきた学生募集も睨んだ入学試験の選抜方式の多様化方策、およびアジア(大韓民国、中華人民共和国など)からの留学生の積極的な受け入れ(全学生数の10パーセント前後)により、入学した学生の年齢、社会的経験、学力、国籍、性別などますます多様となった。特に日本語能力あるいは外国語能力や学力、専門教育・実習訓練を受ける熱意などの相違・格差もかなり広がってきている。そこで、なお少数だが学業不振、その他の事情で本学が一貫教育理念として掲げている大学院進学が出来ず、学部卒業ないし中退を余儀なくされるケースも起こる。

しかし、今後の課題克服のための道は、つまるところ、本学の個性、「キリスト教信仰にもとづく世界に開かれた人格共同体型単科大学」が持つ強みを再認識し、さらにきめ細かく発揮し改善の土台とすることである。つまり、学内では教師、職員、学生間で、また本学とキリスト教内外の関係諸団体との間に可能な限り有効な人格的な信頼あるコミュニケーション網をはぐくみ、神学研究と教育・実習訓練のために良き協力関係を多層・多次元にわたり発展させることであろう。それにより得られる教育的、研究的、実習訓練的な「質」的向上の実績をこつこつと積み上げる以外には、山積する諸解決と改革の道はあり得ない。

さらに、教授会、学生会、学生寮、事務組織にいたるまで、この人格的共同性に裏打ちされた個性のゆえに、会議・集会はおおむね、秩序ある「タウン・ミーティング」型の民主的な会議に似てくる。幾つかの例をあげれば、先ず、本学ではカリキュラム委員会という学生会組織が自主的に全学生へ、詳細な授業に関するアンケート用紙を配布する活動を行ってきた。その集計データをもとにして、毎年秋の時期に懇談会方式の「カリキュラムに関するアンケート報告会」を開催している。そこに学長、教務

主任他教授会のメンバーも参加し、学生と討議する。そのさい授業内容に関する評価、説明、改善について話し合わせ、まさに学生も加えた「全員参加型」のカリキュラムに関する恒例の「自己点検・評価」のイベントとなっている。

更に、例年五月には、「全学懇談会」と呼ばれる学生・教授・事務職員の一部（特に施設・営繕関係）も加わり、大学の学園生活全般にかかわる諸問題を話し合う集会を設けている。近年では、セクシャル・ハラスメント防止規定の説明や意見交換、パストラル・ケアセンターの創設、図書館利用問題など多岐にわたり、話し合いが持たれ、また様々な学内施設・設備の改善実現にもつながるケースが多い。

反面、残り続ける基本的な課題は、人格共同体的な組織一般に起こりがちな、自己の働きや生活の認識・判断のさいに伴う主観性や制約性の壁をどう乗り越えるかということであろう。こうした課題を乗り越えるために、従来、本学は、理事会、評議員会組織での議論と検証、卒業生や協力者たちから意見を吸収する全国後援会組織など様々な大学としての客観的自己認識能力を高め、他者から理解と協力を獲得するためのシステムを有効に発展させてきた。

加えて、第三者機関である大学基準協会に時期に応じて相互評価や大学評価を求め、自己点検・評価作業を継続・深化させ、その結果をホームページなどで社会的に公表し理解を仰ぐことも、この「客観的自己認識」を獲得するための有効な一助である。そこで、先ず「報告書」のホームページによる公表は、2008年（平成20年）より実施し、その恒常化を目指し「自己点検・自己評価」委員会のメンバーを3名から5名に増員して強化をはかった。また2008年度（平成20年）に本学もFD制度の導入のために「東京神学大学FD委員会」を発足させ規程の作成にとりかかっている。2009年度（平成21年度）にはさらなる準備のためにFD制度の啓蒙的な学びを踏まえ、その制度化へと向かう予定である。こうして、学生主体の「カリキュラム評価」の集会と、大学側のFD制度の導入、教授会の自己点検作業とを有効に結合し、いよいよ内外の評価の目を取り入れた効果的な教育改善制度が生まれる可能性がある。

第二に、今回の自己点検・評価作業により自覚された、a) 教学・教育、b) 大学院、c) 理事会と教授会、d) 事務組織、e) 財務などに係わる主たる具体的な諸特徴や課題、改善の方策に絞って述べてみよう。

a) 先ず、教学体制や教育効果面であるが、上記のように、近年とくに学生の学力、背景、年齢、国籍など多様化に基づく基礎学力の相違が目立ってきてはいるものの、全体として本章で展開した教師の側の自己点検・評価の結果と学生側からのアンケートや意見を集約してみると、専任および兼任教師による各授業科目の内容と効果に関してはかなり満足度が高い。例えば、学生側の自主的な2007年度（平成19年度）の「アンケート」（この年度から「カリキュラム・アンケート」は秋の実施となったので、

2008年度のデータは利用できない)では、本学の五つの主たる神学各専門分野の授業に対して、学生が「現行のままで良い」と回答したものが、回答者95名中の68 - 93% (平均84%)となる。今後は、大学側のFD制度による組織的な評価、更に教授会側の自己点検作業と、学生側の自主的な「タウン・ミーティング」型集会による教育効果測定を総合し、なおカリキュラム改善・改革を進めていくことになる。この際には、本学の関連諸団体の意見をこれまで以上に有効に聴取し、また学内の改革システム内部に吸収していくか、その手続きとシステム造りの議論も新たに重要となるであろう。[例えば、学部 - 3 学士課程の教育内容・方法等の(2)教育方法等、(教育改善への組織的な取り組み)の諸項目など、参照。]

次に、教育職員の体制についてであるが、設置基準に基づく専任教員の定員16人のところ、現在は13人であり、3人の欠員をどう埋めることができるか、また来るべき世代交代にどう準備するか、大きな課題となっている。そのために、本学では候補者の適性と資質、能力も考慮して、有望な人物には学位取得を念頭においた海外留学を支援し、またケースによってはそのための資金の一部を援助する「後継者養成基金」制度も活用してきた。(なお、2008年度の後期より、海外で博士号を取得した人物一名を常勤講師として新規採用し、欠員問題においても若干前進できる見通しとなった)。また現在も、本学の大学院後期課程在籍者の中で、海外の諸大学に留学して博士号取得を目指している複数名の卒業生もいる。こうした人々の中から更に有望な専任教員の後継者候補が与えられることを期待している。また今後も、本学のキリスト教神学の分野の各分野における後継者のみならず、広くキリスト教主義教育機関で奉仕する「教務教師」と呼ばれる牧師(チャプレン)をも養成し、キリスト教的教育分野全般で働く後継者の養成に本学もまた力を尽くしていくことが使命である。[この点については、例えば学部 - 5 教員組織 - (教員組織)についての関連記事等参照のこと。]

第三には、学生募集と定員管理についてであるが、長らく本学はこの問題に真剣に取り組み、さまざまな工夫、努力を重ねてきた。例えば、数年前より教務課副主任を入学試験専門担当者として置く新制度を導入し、入試実行体制を一段と強化した。また i) 推薦入試制度、) 社会人入試枠の拡大という制度改革も実行した。さらに、長期の学生募集効果も睨み、1999年(平成11年)より、) キリスト教主義諸学校との教育理念共有のための「協議会」を発足し、) 諸教会の協力も得て「青年の集い」を実行し、この2006年(平成18年)秋より「青年の集い」に併せて「オープン・キャンパス」行事も発足させた。こうした努力が一時実って改善傾向が見られたが、恒常的安定傾向にはなおいたっていない。すでに本章で述べたように、2008年度(平成20年度)5月1日現在でも、学部の定員充足率は53.6%(定員125名に対して67名在籍)で、依然として満足すべき水準にはない。しかし従来積み上げてきた上記の学生募集の努力をさらにきめ細かく更に改善し、拡大し(教員による学校訪問、

青年の諸集会参加等) 積み重ねていくことが、基本方策であろう。

現在のところ浮上している更なる改善方策は、i) 昼夜間開講(サテライト・キャンパスの設置も含む)および) 長期履修生制度の導入などである。今のところ最も現実的に効果的な改善方策として打ち出されたのが、) 2007年度(平成19年度)より採用された、本学の学部入学定員を35名から30名に、更に2008年度(平成20年度)には25名に削減する方策である。学内においては既にこの案が正式に決定され、関係機関の認可も得られた。数年以内に、学部総定員は120名に削減され、定員充足率の改善につながるものと期待される。iv) 加えて、2008年度(平成20年度)の入学試験から、入学者奨学金制度を発足させた。これは神学部入試合格者の中で入学時奨学金を申請した者に、初年度に一定額の奨学金を支給する制度である。2008年度には19人の新入学生に支給し、多くの者から感謝された。この制度の更なる改善は必要ではあるが、将来的にはこの奨学金制度が、学生への経済支援のみならず、志願者の増加へとつながるように期待している。[この点については、学部-4 学生の受け入れの(定員管理)、10 学生生活の(学生への経済的支援)の諸記事を参照のこと。]

b) 大学院の現状に関して述べると、現状は、博士課程前期課程での充足率は73.3%(定員60名に対して44名)在籍で、学部の状態に比べれば比較的良好と評価できる。

他方、後期課程は、20%(定員30名に対して6名)と大いに改善を求められる状態である。また、2002年(平成14年)に大学基準協会の「助言」として指摘を受けて以来懸案となってきた本学の大学院後期博士課程における学位取得者を今後増やしていく方策について述べよう。基本的現実として、本学の課程博士コースでは、牧師職を帯びつつ学ぶ後期課程在学者には課程博士号取得が困難な現状がある。だが、課程博士号取得者を増やす方向で、このコースの規定の整備が進められており、数年以内にこの作業を完了する予定である。

この作業と並行して、より有望な方向性は、論文博士課程コースを改善し、博士号取得者を増やす方策である。近年研究科委員会では「論文博士に関する規定」を急ピッチで整備し、2008年(平成20年)に完了した。こうした中で、2004年度(平成16年度)に1名、2005年度(平成17年度)に1名、計2名の博士論文による博士号取得者をみたことは、改善へ通じる道を示すと考えている。なぜならば、この2名はいずれもキリスト教主義教育機関で、教師ないし教授として勤務しつつ研究を進め博士論文を提出した人々で、こうした目的をもつ神学研究者のニーズに応えることも、本学の大学院学位授与制度の改善全体を促進するであろう。[こうした諸点に関しては、大学院-2 修士課程・博士課程の教育内容・方法等の(4)学位授与・課程修了の認定、(学位授与)関連の項目記事を参照。]

c) 本学における理事会、評議員会と大学、とくに教授会との関係であるが、本章の関連する点検・評価記事が明らかにしているように、基本的には理事会、評議員会ともにあらゆる面で本学教授会の方針や具体的方策に対して良き理解者であり、また支援者としての姿勢を貫いている。そのことは、本学全体にとってもまことに感謝すべきことである。更に、今後とも三者の良好な関係を維持しつつ、各理事、評議員などの人々の世代交代を睨み、本学の「客観的な自己認識能力」を高めるために熱き助言、ときに苦言も呈してくれる理事会、評議員会と本学との信頼関係のさらなる構築を目指す必要がある。[この点については、学部 - 11 管理運営、大学院 - 9 管理運営の諸記事を参照のこと。]

d) 事務組織について、特に教学組織との関係については、本章の関係項目点検記事が示すように、本学の個性である人格的な共同体的大学組織にふさわしく、事務長以下 11 人よりなる小所帯である。それだけに、個人の職務実行能力に負うところが多い。しかし、近年は教学組織側の職務分担と事務組織側の職務分担との関連づけなども整備が進み、細部はともあれ全体として良好かつ緊密な連携にあると評価している。また 2007 年度(平成 19 年度)以来、職員研修の機会を増やし、情報システムの知識、法令改正等の情報を得るため研修会参加を促し、また年間を通して随時他大学の業務改善の取り組みなどを調査させ、大学事務局としてのレベル向上を目指す計画である。[以上については、学部 - 13 事務組織、大学院 - 10 事務組織の記事参照のこと。]

e) 最後に本学の財務に関しては、ここには一学部・一学科・一研究科大学院からなるキリスト教的な人格共同体型の大学組織に固有の個性と課題が浮かび上がってくる。2007 年(平成 19 年)の収入比率の実績を見ると、本学と関係するキリスト教系の国内外の教会はじめ諸団体および個人から寄せられる寄付金が 46.6%(過去 5 年間の平均では 44.6%)で第一位を占める。次いで学生納付金(授業料など)が、24.2%、国庫補助金が 19.8%、資産運用収入他合計 9.4%となる。こうして、本学の財政基盤の特徴は、本学を支える関連諸団体から寄せられる寄付金が、学生納付金、国庫補助金と並び、本学の財務基盤「三本柱」を形作り、極めて重要な財源となっていることは明らかである。

従って、本学の財務基盤の強化のためには、) 本学を後援する諸団体および全国後援会組織の維持・発展・協力の強化に努めることこそ、財務的な観点から見ても極めて重大な財政基盤の強化策である。この点については後で再び言及する。)次に、学生納付金収入も、学生募集の成否と係わっているので、すぐに増大は望めないが、国公立大学や他の神学教育機関の動向を睨みながら、漸次であるが納付金額を設定している。)国庫補助金もこれ以上の増大は望めないが、既に度々言及したように学

生募集や定員削減の努力を積み重ねながら、今後も同比率程度は確保してゆきたい。

）最後に、資産運用収入では、今後は元本保証を基本としつつも、特定定期預金、国債・地方債などの保有も行き、運用益の確保につとめることも重要である。

さて、i) に戻ると、すでに学部 - 12 財務の大目標そして点検諸記事でも指摘したように「第三号基本金（指定寄付金）の募集を更に積極的に展開」することが、上記の) ~) の努力方策と並行して肝要である。本学の「第三号基本金」募金活動は 1993 年（平成 5 年）から開始され、2005 年度（平成 17 年度）現在で 11 億円を超える規模まで拡大した。財務的にはこの運用利息を財源の一つとして活用し、2007 年度（平成 19 年度）では約 1900 万円の利息収入を上げている。更にこの「第三号基本金」の一層の拡充を目指して、次の目標額を 20 億円とし、これをなるべく速やかに達成すべく目下一大キャンペーンに努める活動を展開している。

以上、今回の「自己点検・評価報告書」作成のなかで、浮かび上がってきた本学の個性・長所と諸課題・改善策について主たる要点のみを記した。この終章で取り上げた諸点以外にも言及しなければならない点多々残されていることであろう。またすぐには解決の付かない中・小の諸課題も山積していることも疑いない。

しかしながら、本学の創立以来一貫して継承されてきた基本姿勢に立ち、学部・大学院 6 年一貫教育を通じた「キリスト教信仰にもとづく世界に開かれた人格共同体型の神学専門の単科大学」という本学の個性と特色を発揮し、少数ながら例年 30 名前後の学部、研究科大学院前期課程（修士）卒業・修了生を輩出し続けている。その意味で、本学は、単に狭い意味での日本のプロテスタント・キリスト教界のみならず、日本とアジアのプロテスタント諸教会（大韓民国、中華人民共和国、在日のアジア系諸教会）および日本・アジア各国のキリスト教主義教育機関、福祉機関などで働く「有為な指導者たち」の育成に貢献してきた。こうした個性・長所・特徴を今後も大いに発揮して、21 世紀の日本・アジアのためだけでなく、グローバル化しつつある世界人養成の一端を担い、キリスト教的な指導的奉仕者の育成を通して「地球共同体の担い手」たちの育成にさらに力を注いで行きたい。